

大空町
再生可能エネルギー促進区域
設定支援業務

業務報告書

令和8年2月

— 目 次 —

第1章 業務概要	1-1
1.1 業務名	1-1
1.2 目的	1-1
1.3 対象とする再生可能エネルギー種	1-1
1.4 業務期間	1-1
1.5 ゾーニングの概要	1-2
1.5.1 エリアの設定	1-2
1.5.2 ゾーニングの流れ	1-3
第2章 関連制度・基準の整理	2-1
2.1 本章の概要	2-1
2.2 地域脱炭素化促進事業制度	2-1
2.2.1 背景	2-1
2.2.2 制度の概要	2-2
2.2.3 市町村の対応	2-3
2.2.4 制度活用のメリット	2-4
2.3 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（北海道）	2-5
2.3.1 概要	2-5
2.3.2 環境配慮基準	2-6
2.4 大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	2-11
2.4.1 目的	2-11
2.4.2 抑制区域	2-11
2.4.3 適用される出力	2-12
2.4.4 事業者の関係者への説明	2-12
第3章 既存情報の収集・整理	3-1
3.1 本章の概要	3-1
3.2 環境配慮基準の情報整理	3-1
3.3 一次ゾーニングの実施	3-7
3.3.1 要素マップの作成	3-7
3.3.2 一次ゾーニングの実施	3-45

第4章 町民意見の収集	4-1
4.1 本章の概要	4-1
4.2 町民ワークショップ	4-1
4.2.1 概要	4-1
4.2.2 結果	4-1
4.3 町民アンケート	4-18
4.3.1 概要	4-18
4.3.2 結果	4-24
4.4 ゼロカーボン推進委員会	4-46
4.4.1 概要	4-46
4.4.2 結果	4-49
4.5 町民意見レイヤーの作成	4-54
第5章 追加調査の実施	5-1
5.1 本章の概要	5-1
5.2 景観調査	5-1
5.2.1 調査概要	5-1
5.2.2 景観重要箇所の設定	5-3
5.2.3 現地調査	5-13
5.2.4 可視領域図の作成	5-27
5.2.5 景観レイヤーの作成	5-45
5.3 動植物調査	5-48
5.3.1 動物の生息の状況	5-48
5.3.2 植物の生育及び植生の状況	5-109
5.3.3 自然関係法令等	5-128
5.3.4 動植物の分布レイヤーの作成	5-133
第6章 ゾーニングマップの作成	6-1
6.1 本章の概要	6-1
6.2 ゾーニングマップの作成方針	6-1
6.2.1 地番データの反映	6-1
6.2.2 レイヤーの重ね合わせ	6-3
6.3 ゾーニングマップの作成	6-5

第7章 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討	7-1
----------------------------	-----

7.1 本章の概要	7-1
7.2 地域脱炭素化促進事業の目標	7-1
7.3 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	7-1
7.4 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	7-1
7.5 地域の脱炭素化のための取組	7-1
7.6 地域の環境保全のための取組	7-2
7.7 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	7-9

第8章 再生可能エネルギー事業の検討	8-1
--------------------	-----

8.1 本章の概要	8-1
8.2 太陽光発電に関する事業	8-1
8.2.1 想定事業箇所	8-1
8.2.2 事例整理	8-2
8.2.3 事業案	8-5
8.3 風力発電に関する事業	8-6
8.3.1 想定事業箇所	8-6
8.3.2 事例整理	8-7
8.3.3 事業案	8-9

第1章 業務概要

1.1 業務名

大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務

1.2 目的

本町では、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ大空町」を宣言し、2025 年 3 月には地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「温対法」という。）第 21 条で定める大空町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）を策定した。実行計画で設定した温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギー導入目標の達成に向けた施策に関して、地域の合意形成を図りつつ、環境に配慮しながら確実に推進していくことが重要となる。

したがって、本業務では、再生可能エネルギーを円滑に導入し、温対法で定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域等を実行計画に位置付けるため、区域の法的規制等の既存資料の情報収集・整理を基に、ゾーニングマップを作成することを目的とする。

なお、本業務で検討対象とする再生可能エネルギーは、本町においてポテンシャルがある一方で、環境への配慮が特に必要と考えられる太陽光発電と陸上風力発電の 2 種とする。

1.3 対象とする再生可能エネルギー種

太陽光発電・陸上風力発電

1.4 業務期間

令和 7（2025）年 7 月 8 日～令和 8（2026）年 2 月 10 日

1.5 ゾーニングの概要

1.5.1 エリアの設定

ゾーニングで作成するエリアとして、「促進エリア」「調整エリア」「保全エリア」の3つを設定した。各エリアの概要・設備導入可否を表 1-1 に示す。

表 1-1 エリアの種類

エリア	概要	設備導入	
		可否	必須事項
促進エリア	自然・社会環境への影響が小さいと想定されることから、 <u>再エネ設備の導入を促進するエリア</u>	可能	—
調整エリア	自然・社会環境への影響が大きいと想定されるため、 <u>影響への配慮措置＋関係者との調整をすることで再エネ設備の導入が可能となるエリア</u>	可能	・ 影響への配慮措置 ・ 関係者との調整
保全エリア	自然・社会環境への影響が特に大きいと想定されることから、再エネ設備の導入は望ましくなく、 <u>環境保全を優先すべきエリア</u>	不可	—

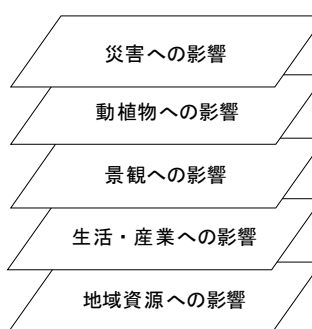
1.5.2 ゾーニングの流れ

北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」を基に一次ゾーニングを実施し、これに動植物や景観等の追加調査結果を反映する二次ゾーニングにより最終的なゾーニングを作成する（図 1-1）。

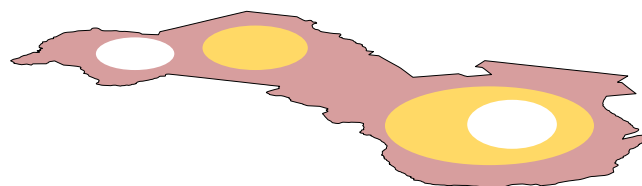
なお、二次ゾーニングでは住民アンケートやワークショップ、有識者ヒアリングを実施し、各意見を反映する。また、大空町ゼロカーボン推進委員会も並行して実施することで、町内関係者の意見も併せて反映することとする。

①一次ゾーニング（北海道基準に基づく）

北海道基準において考慮すべき
環境配慮事項を重ね合わせてエリア分け

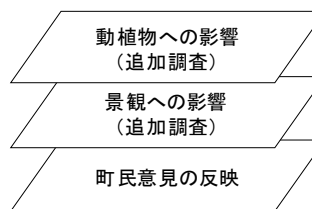


重ね合わせ



②二次ゾーニング（追加調査結果の反映）

追加調査によって明らかとなった
影響範囲を重ね合わせてエリア分け



重ね合わせ

北海道基準上の その他の区域			北海道基準上の 要配慮事項			北海道基準上の 除外すべき区域		
規制			緩和			規制		
促進			調整			促進		
調整			調整			調整		
保全			調整			調整		
促進			調整			調整		
調整			調整			調整		
調整			調整			調整		
調整			調整			調整		
調整			調整			調整		

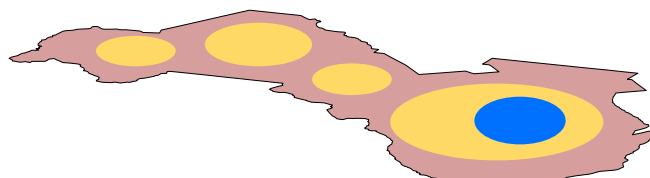


図 1-1 ゾーニングの流れ

第2章 関連制度・基準の整理

2.1 本章の概要

本章では、大空町における再生可能エネルギー促進区域を設定するうえで関連する国・北海道・町内における制度、基準等の概要を整理した。具体的には、「地域脱炭素化促進事業制度」、「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」、「大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例」について、本業務に関連する事項を整理した。

2.2 地域脱炭素化促進事業制度

2.2.1 背景

我が国は、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を目指した目標（表 2-1）を掲げている。近年では、令和 7（2025）年 2 月に閣議決定した地球温暖化対策計画では、新たに令和 17（2035）年度、令和 22（2040）年度の目標が新たに設定され、温室効果ガスを平成 25（2013）年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこととなった。

この目標達成に向けて再生可能エネルギーの推進が求められる一方で、コスト、適地の確保、環境との共生等（景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった懸念）の課題がある。これを解決するために、令和 4（2022）年 4 月より、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法）に基づく地方公共団体実行計画制度の拡充に伴い、地域脱炭素化促進事業制度が創設され、地方公共団体があらかじめ地域の環境の保全に適正に配慮した再エネを誘導するための区域を設定することで、地域に受け入れられる再エネ事業を誘導することが可能となった。

表 2-1 我が国の脱炭素化に関する動向

年月	動向
2020 年 10 月	令和 32（2050）年カーボンニュートラルを宣言
2021 年 4 月	令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を、平成 25（2013）年度比で 46%削減、さらに 50%削減の高みを目指すという目標を設定
2022 年 4 月	地域脱炭素化促進事業制度が創設
2025 年 4 月	令和 17（2035）年度の温室効果ガス削減目標を、平成 25（2013）年度比で 60%削減、令和 22（2040）年度には 73%削減という新たな中間目標を設定

2.2.2 制度の概要

(1) 趣旨

地域脱炭素化促進事業制度は、以下の2つの観点から、環境に適正に配慮し、かつ、地域と共生し、また、地域に裨益する再生可能エネルギー事業の導入を促進するものである。

- ① 再エネの立地の規制を目的とするものではなく、まちづくりの一環として地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な導入目標を設定した上で、それを踏まえた区域等設定がなされることを前提としたポジティブゾーニングの仕組みである。
- ② 地方公共団体は、地域脱炭素化促進事業に関する事項として、地域貢献に関する取組を事業者を求めることで、再エネ導入と地域課題解決が可能となる。

(2) 全体像

地域脱炭素化促進事業制度は、「①地方公共団体による地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定、②事業者による地域脱炭素化促進事業計画の作成と申請、③地方公共団体による促進事業計画の認定」の3段階の構成となっている。



出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）Ver2.0（2025年）」

図 2-1 地域脱炭素化促進事業の全体像

2.2.3 市町村の対応

市町村は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、区域施策編）において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項（温対法第21条第3項各号）を定める場合、表2-2の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（温対法第21条第5項各号）を定めるよう努めることとされている（温対法第21条第4項）。

本業務では、太陽光発電および陸上風力発電に関する促進区域を設定しつつ（表2-2の②）、①・③～⑥の事項を大空町区域施策編に位置付けることで、大空町における地域脱炭素化促進事業を推進する。

表 2-2 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

No	事項	氷見市の例
①	地域脱炭素化促進事業の目標	促進区域の設定数の見込み：1件 促進区域の事業認定件数の見込み：1件 促進事業による温室効果ガス削減見込量：約1,600t-CO ₂
②	地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	地区：宇波地内 所在：氷見市宇波字81番地ほか46筆 面積：39,713m ² 備考：太陽光発電設備の整備
③	促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	地域脱炭素化促進施設の種類：太陽光発電 発電設備の規模：AC（交流）約2,000KW
④	地域の脱炭素化のための取組	● 地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られた<u>収益の一部を地域の農業の健全な発展や持続性の向上に活用</u>する取組 ● 地域脱炭素化促進施設から得られた<u>電気を市内の事業者に供給</u>する取組
⑤	地域の環境保全のための取組	地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響をおよぼすことがないよう、地域脱炭素化促進事業に係る事業者は、必要に応じた影響の調査、検討等により、 <u>自然環境保全に十分な配慮</u> を行う。（一部抜粋）
⑥	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	<u>地域内経済循環を推進</u> し、地域の経済活性化に資する取り組みを行う。

出典：氷見市「氷見市地方公共団体実行計画（区域施策編）（2023年）」を基に作成

2.2.4 制度活用のメリット

地域脱炭素化促進事業制度を活用することにより、各ステークホルダーに対して表 2-3 に示すメリットが考えられる。

表 2-3 地域脱炭素化促進事業制度活用のメリット

ステークホルダー	メリット	概要
地方公共団体・地域	関係者・関係機関との合意形成	委員会等を活用しステークホルダー（関係者・関係機関）との円滑な合意形成が促される。
	環境保全の意思表示	促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体としてアピールすることが可能である。
	地域環境・資源の保全	事業計画の認定要件として地域の環境の保全のための取組を定めることにより、個別事業に係る適正な環境配慮を確保することが可能である。
	地域経済・社会への貢献	事業計画の認定要件として地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めることにより、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能である。
事業者	ワンストップ化の特例	本来は事業者自らが行うべき法令等に関する許可申請手続をワンストップ化して市町村が代わりに行うことにより、事業者の事務負担軽減が図られる。
	環境影響評価法に係る特例	都道府県基準が定められた区域においては、環境影響評価法に基づく事業計画の早期立案段階において計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる迅速化・省力化が図られる。
	事業の予見可能性の向上	事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性が高まる。

出典：環境省「地域脱炭素化促進事業の取組拡大に向けて」を基に作成

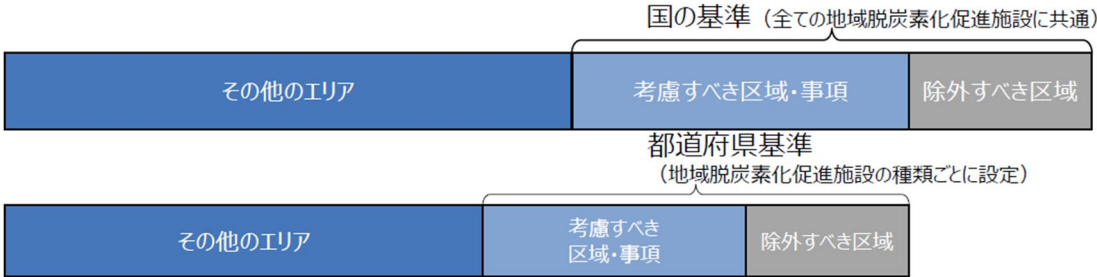
2.3 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（北海道）

2.3.1 概要

(1) 趣旨

令和4（2022）年4月の地域脱炭素化促進事業制度創設に伴い、都道府県においても、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって遵守すべき国の基準に上乘せ・横出しする基準（都道府県基準）を定めることができるとされた（図 2-2）。

北海道では、地域の実情に応じて環境の保全に適正に配慮し、地域の再生可能エネルギーの導入を促すとともに、市町村が適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとして、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら促進区域を設定し、地域に貢献する地域脱炭素化促進事業が推進されるよう、促進区域の設定に関する北海道の環境配慮の基準（以下、北海道基準）を定めることとした。



出典：環境省「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第5版）（2025 年）」

図 2-2 国の基準と都道府県基準との関係

(2) 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

北海道基準で対象とされている地域脱炭素化促進施設の種類を表 2-4 に示す。

表 2-4 北海道基準で対象とされている地域脱炭素化促進施設

分類	地域脱炭素化促進施設
再生可能 エネルギー 発電施設	● 太陽光発電施設（最大発電量が 10kW 未満で建物の屋根、屋上等又は壁面に設置するものを除く） ● 風力発電施設（洋上に設置するものを除く） ● 中小水力発電施設（30,000kW 未満に限る） ● 地熱発電施設（掘削設備を含む） ● バイオマス発電施設
再生可能 エネルギー 熱供給施設	● 太陽熱供給施設 ● 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱） ● 地熱供給施設 ● バイオマス熱供給施設

出典：北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（2024 年）」

2.3.2 環境配慮基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

本業務で対象とする太陽光発電施設、陸上風力発電施設に関する北海道基準のうち、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」を表 2-5、表 2-6 に示す。

表 2-5 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域 (1/2)

環境配慮事項		区域名			太陽光 発電施設	陸上風力 発電施設
No	項目	No	項目	留意点		
1	土地の安定性への影響	1	砂防指定地		○	○
		2	地すべり防止区域		○	○
		3	ほた山崩壊防止区域		○	○
		4	急傾斜地崩壊危険区域		○	○
		5	土砂災害（特別）警戒区域		○	○
		6	災害危険区域		○	○
		7	保安林	※1	○	○
		8	保安林予定森林	※1	○	○
		9	地域森林計画対象森林	※1	○	○
		10	河川区域		○	○
2	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	11	国指定鳥獣保護区の特別保護地区（離島は特別保護地区のみ）		○	○
		12	道指定鳥獣保護区の特別保護地区（離島は特別保護地区のみ）		○	○
		13	生息地等保護区		○	○
		14	保護林		○	○
		15	IBA（市街地を除く）	※2	○	○
3	植物の重要な種及び重要な群落への影響	16	生息地等保護区		○	○
		17	保護林		○	○
		18	植生自然度10の区域	※1	○	○
4	地域を特徴づける生態系への影響	19	道自然環境保全地区		○	○
		20	学術自然保護地区		○	○
		21	ラムサール条約湿地		○	○
		22	世界自然遺産		○	○
5	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	23	国立公園及び国定公園の特別地域		○	○
		24	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	※1	○	○
		25	北海道立自然公園の特別地域		○	○
		26	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	※1	○	○
		27	自然景観保護地区		○	○

表 2-6 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域 (2/2)

環境配慮事項		区域名			太陽光 発電施設	陸上風力 発電施設
No	項目	No	項目	留意点		
6	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	28	環境緑地保護地区		○	○
7	その他北海道が必要と判断するもの	29	要措置区域		○	○
		30	世界文化遺産		○	○
		31	国指定重要文化財		○	○
		32	国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）		○	○
		33	北海道指定有形文化財		○	○
		34	北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）		○	○
		35	市街化調整区域	※3	○	○
		36	農用地区域内農地	※4	○	○
		37	甲種農地	※4	○	○
		38	海岸保全区域	※1	○	○

※1) 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第 1 項に規定されている 地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※2) 市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

※3) 市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

※4) 営農型太陽光発電施設を除く。

出典：北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（2024 年）を基に作成

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

本業務で対象とする太陽光発電施設、陸上風力発電施設に関する北海道基準のうち、「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）」を表 2-7～表 2-9 に示す。

表 2-7 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）（1/3）

環境配慮事項		収集すべき情報			太陽光 発電施設	風力 発電施設
No	項目	No	項目	留意点		
8	水の濁りによる影響	39	水資源保全地域		○	—
		40	水道原水取水地点		○	—
		41	公共用水域の水質測定結果		○	—
		42	さけますふ化場・養殖場		○	—
9	騒音による生活環境への影響	43	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）		○	○
10	重要な地形及び地質への影響	44	重要な地形・地質の状況		○	○
11	土地の安定性への影響	45	土砂災害危険箇所		○	○
		46	山地災害危険地区		○	○
		47	河川保全区域		○	○
		48	河川予定地		○	○
		49	道路区域		○	○
		50	漁港区域		○	○
12	反射光による生活環境への影響	51	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）		○	—
13	影による影響	52	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）		—	○
14	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	53	離島の国指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く）		○	○
		54	離島の道指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く）		○	○
		55	緑の回廊		○	○
		56	保護水面		○	○
		57	資源保護水面		○	○
		58	重要湿地		○	○
		59	動物の分布状況		○	○
		60	KBA		○	○
		61	IBAの市街地	※2	○	○
		62	マリーンIBA		○	○
		63	レッドリスト掲載種		○	○
		64	指定希少野生動植物種		○	○
		65	風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（風力発電に限る）		—	○

表 2-8 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）（2/3）

環境配慮事項		収集すべき情報			太陽光 発電施設	風力 発電施設
No	項目	No	項目	留意点		
15	植物の重要な種及び重要な群落への影響	66	保護水面		○	○
		67	資源保護水面		○	○
		68	特定植物群落		○	○
		69	植生自然度 8・9 の区域		○	○
		70	巨樹・巨木林		○	○
		71	レッドリスト掲載種		○	○
		72	指定希少野生動物植物種		○	○
16	地域を特徴づける生態系への影響	73	重要湿地		○	○
		74	重要里地里山		○	○
		75	重要海域		○	○
		76	北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原		○	○
		77	自然再生の対象となる区域		○	○
		78	緑の回廊		○	○
		79	KBA		○	○
		80	植生自然度 8・9 の区域		○	○
17	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	81	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度 1～7 の地域		○	○
		82	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度 1～7 の地域		○	○
		83	ジオパーク		○	○
		84	長距離自然歩道		○	○
		85	風致地区		○	○
		86	景観計画区域		○	○
		87	景観重要建造物		○	○
		88	景観重要樹木		○	○
		89	アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観		○	○
18	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	90	長距離自然歩道		○	○
		91	身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）		○	○
		92	特別緑地保全地区		○	○

表 2-9 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）（3/3）

環境配慮事項		収集すべき情報			太陽光 発電施設	風力 発電施設
No	項目	No	項目	留意点		
19	その他北海道が必要と判断するもの	93	公園		○	○
		94	下水道		○	○
		95	都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）		○	○
		96	国指定文化財（重要文化財を除く）		○	○
		97	国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）		○	○
		98	北海道指定文化財（有形文化財を除く）		○	○
		99	北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）		○	○
		100	記念保護樹木		○	○
		101	形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法第11条第1項及び第3項）		○	○
		102	廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）		○	○
		103	第1種農地		○	○
		104	漁業許可		○	○
		105	（各種）漁業権		○	○
		106	増殖河川		○	○
		107	一般公共海岸区		○	○
		108	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）		○	○

※1）市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22条第1項に規定されている 地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※2）市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

※3）市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

※4）営農型太陽光発電施設を除く。

出典：北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（2024年）を基に作成

2.4 大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例

2.4.1 目的（第1条）

この条例は、再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電施設が地域との調和を図り、もって町民の安全で安心な生活環境の確保並びに良好な自然環境に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。（第1条）

2.4.2 抑制区域（第7条）

町長は、災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため、再生可能エネルギー発電施設の設置について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し、事業区域に含まないように求めることができる。また、事業者は、前項の抑制区域を事業区域に含まないように十分配慮しなければならない。（第7条）

表 2-10 条例で規定されている抑制区域

No	抑制区域
1	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の <u>地すべり防止区域</u>
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の <u>土砂災害警戒区域</u> 及び第9条第1項の <u>土砂災害特別警戒区域</u>
4	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の <u>砂防指定地</u>
5	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の農業振興地域の区域内にある農用地等
6	森林法（昭和26年法律第249号）第25条の <u>保安林</u>
7	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び第54条第1項の <u>河川保全区域</u>
8	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項の <u>埋蔵文化財を包蔵する土地</u> 及び第109条第1項の <u>史跡名勝天然記念物指定地</u>
9	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の <u>鳥獣保護区</u> 及び第29条第1項の <u>特別保護地区</u>
10	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号の <u>国立公園</u> 及び同上第3号の <u>国定公園</u>
11	前各号に掲げるもののほか、 <u>町長が特に必要と認める区域</u>

出典：大空町「大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例」

2.4.3 適用される出力（第9条）

この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が10kW以上の再生可能エネルギー発電事業に適用する。また、この条例の規定は、既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。（第9条）

2.4.4 事業者の関係者への説明（第11条）

- ① 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を行おうとするときは、当該事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。
- ② 前項の周知を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- ③ 事業者は、周辺関係者から出された質問、意見及び要望に対しては、丁寧かつ誠意を持って対応するものとし、周辺関係者から更に説明を求められた場合は再度説明会を開催するなどの必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- ④ 事業者は、第1項又は前項の措置を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を町長に報告しなければならない。（届出）

第3章 既存情報の収集・整理

3.1 本章の概要

本章では、北海道基準において太陽光発電施設、陸上風力発電施設に関連する環境配慮事項を整理した。また、各環境配慮事項を GIS（地理情報システム）によりマップ化することで要素マップを作成し、北海道基準に基づくゾーニング（一次ゾーニング）を実施した。

3.2 環境配慮基準の情報整理

北海道基準における各環境配慮事項と対応するデータ、大空町での該当有無を調査した。「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に関して調査した結果を表 3-1、表 3-2 に、「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）」に関して調査した結果を表 3-3～表 3-5 に示す。

なお、動物の分布状況（No. 59）、レッドリスト掲載種（No. 63、71）、指定希少野生動植物種（No. 64、72）、風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（No. 65）に関しては、第 5 章において考慮することとした。

表 3-1 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（1/2）

環境配慮事項		区域名			太陽光 発電施設	陸上風力 発電施設	データ		
No	項目	No	項目	留意点			データ化	データ形式	出典
1	土地の安定性への影響	1	砂防指定地		○	○	●	ポリゴン	北海道よりデータ提供
		2	地すべり防止区域		○	○	× (該当なし)		国土数値情報「地すべり防止区域データ（2021年度）」
		3	ぼた山崩壊防止区域		○	○	× (該当なし)		北海道HP
		4	急傾斜地崩壊危険区域		○	○	× (該当なし)		国土数値情報「急傾斜地崩壊危険区域データ（2021年度）」
		5	土砂災害（特別）警戒区域		○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「土砂災害警戒区域データ（2023年度）」
		6	災害危険区域		○	○	× (該当なし)		国土数値情報「災害危険区域データ（2021年度）」
		7	保安林	※1	○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「森林地域データ（2015年度）」
		8	保安林予定森林	※1	○	○	× (該当なし)		北海道ヒアリングより
		9	地域森林計画対象森林	※1	○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「森林地域データ（2015年度）」
		10	河川区域		○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「河川データ（2009年度）」、今泉ら「河畔林の保全・整備方針について」、高橋ら「生態学的機能維持のための水辺緩衝林帯の幅に関する考察」より、河川から200m圏内を設定
2	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	11	国指定鳥獣保護区の特別保護地区（離島は特別保護地区のみ）		○	○	× (該当なし)		国土数値情報「鳥獣保護区データ（2015年度）」
		12	道指定鳥獣保護区の特別保護地区（離島は特別保護地区のみ）		○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「鳥獣保護区データ（2015年度）」
		13	生息地等保護区		○	○	× (該当なし)		環境省HP
		14	保護林		○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「国有林野データ（2018年度）」
		15	IBA（市街地を除く）	※2	○	○	●	ポリゴン	環境省「EADAS（重要野鳥生息地（IBA：Important Bird and Biodiversity Area））」 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン「KBAマップ」
3	植物の重要な種及び重要な群落への影響	16	生息地等保護区		○	○	× (該当なし)		環境省HP
		17	保護林		○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「国有林野データ（2018年度）」
		18	植生自然度10の区域	※1	○	○	●	ポリゴン	生物多様性センター「植生調査(植生自然度調査)(1/5万)」
4	地域を特徴づける生態系への影響	19	道自然環境保全地区		○	○	× (該当なし)		北海道「自然環境保全地域等の現況（2023年4月）」
		20	学術自然保護地区		○	○	× (該当なし)		北海道「環境緑地保護地区等指定一覧表（2021年4月）」
		21	ラムサール条約湿地		○	○	× (該当なし)		北海道HP
		22	世界自然遺産		○	○	× (該当なし)		国土数値情報「世界自然遺産データ（2022年度）」

※1）市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※2）市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

※3）市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取 、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

※4）営農型太陽光発電施設を除く。

出典：北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（2024年）」を基に作成

表 3-2 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（2/2）

環境配慮事項		区域名			太陽光 発電施設	陸上風力 発電施設	データ		
No	項目	No	項目	留意点			データ化	データ形式	出典
5	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	23	国立公園及び国定公園の特別地域		○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「自然公園地域データ（2015年度）」
		24	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度 8・9・10の地域	※1	○	○	× （該当なし）		国土数値情報「自然公園地域データ（2015年度）」 生物多様性センター「植生調査(植生自然度調査)(1/5万)」
		25	北海道立自然公園の特別地域		○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「自然公園地域データ（2015年度）」
		26	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度 8・9・10の地域	※1	○	○	× （該当なし）		国土数値情報「自然公園地域データ（2015年度）」 生物多様性センター「植生調査(植生自然度調査)(1/5万)」
		27	自然景観保護地区		○	○	× （該当なし）		北海道「環境緑地保護地区等指定一覧表（2023年4月）」
6	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	28	環境緑地保護地区		○	○	× （該当なし）		北海道「環境緑地保護地区等指定一覧表（2021年4月）」
7	その他北海道が必要と判断するもの	29	要措置区域		○	○	× （該当なし）		北海道「要措置区域の指定状況（2023年1月）」
		30	世界文化遺産		○	○	× （該当なし）		国土数値情報「世界文化遺産データ（2022年度）」
		31	国指定重要文化財		○	○	× （該当なし）		北海道HP
		32	国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）		○	○	●	ポリゴン	北海道HP 国土数値情報「国有林野データ（2018年度）」
		33	北海道指定有形文化財		○	○	× （該当なし）		北海道ヒアリングより
		34	北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）		○	○	× （該当なし）		北海道HP
		35	市街化調整区域	※3	○	○	× （該当なし）		国土数値情報「都市地域データ（2018年度）」
		36	農用地区域内農地	※4	○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「農業地域データ（2015年度）」 農林水産省「筆ポリゴンデータ（2022年度公開）」
		37	甲種農地	※4	○	○	× （未考慮）		該当データが無いが、別章「住民意見の収集」において農地全域を保全エリアとするため、ここでは未考慮
		38	海岸保全区域	※1	○	○	× （該当なし）		国土数値情報「海岸線データ（2006年度）」

※1）市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※2）市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

※3）市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取 、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

※4）営農型太陽光発電施設を除く。

出典：北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（2024年）」を基に作成

表 3-3 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）（1/3）

環境配慮事項		収集すべき情報			太陽光 発電施設	風力 発電施設	データ		
No	項目	No	項目	留意点			データ化	データ形式	出典
8	水の濁りによる影響	39	水資源保全地域		○	—	●	ポイント	北海道「水資源保全地域 指定地番一覧表」を基に作成
		40	水道原水取水地点		○	—	●	ポイント	大空町提供データ
		41	公共用水域の水質測定結果		○	—	●	ポイント	環境省「水環境総合情報サイト」
		42	さけますふ化場・養殖場		○	—	●	ポイント	水産研究・教育機構「増殖河川とふ化場マップ（2022年度）」を基に作成
9	騒音による生活環境への影響	43	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）		○	○	●	ポリゴン	太陽光 国土地理院「建物データ」、環境省太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」より、建物から100m圏内を設定 陸上風力 国土地理院「建物データ」、環境省「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」より、建物から600m圏内を設定
10	重要な地形及び地質への影響	44	重要な地形・地質の状況		○	○	× （該当なし）		環境省「EADAS（地方公共団体選定の重要な地形・地質）」
11	土地の安定性への影響	45	土砂災害危険箇所		○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「土砂災害警戒区域データ（2023年度）」
		46	山地災害危険地区		○	○	●	ポリゴン	北海道「オープンデータカタログ（山地災害危険地区）」
		47	河川保全区域		○	○	●	ポリゴン	東京都HPをもとに、河川区域の境界から50m圏内として設定
		48	河川予定地		○	○	× （該当なし）		大空町より
		49	道路区域		○	○	●	ライン	国土地理院「道路縁データ」
		50	漁港区域		○	○	× （該当なし）		北海道HP
12	反射光による生活環境への影響	51	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）		○	—	●	ポリゴン	国土地理院「建物データ」、環境省「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」より、建物から100m圏内を設定
13	影による影響	52	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）		—	○	●	ポリゴン	国土地理院「建物データ」、環境省「他の環境影響（シャドウフリッカー）に関する調査、予測及び評価について」より、建物から1300m圏内を設定

※1）市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※2）市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

※3）市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取 、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

※4）営農型太陽光発電施設を除く。

出典：北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（2024年）」を基に作成

表 3-4 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）（2/3）

環境配慮事項		収集すべき情報			太陽光 発電施設	風力 発電施設	データ		
No	項目	No	項目	留意点			データ化	データ形式	出典
14	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	53	離島の国指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く）		○	○	×		国土数値情報「鳥獣保護区データ（2015年度）」
		54	離島の道指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く）		○	○	×		国土数値情報「鳥獣保護区データ（2015年度）」
		55	緑の回廊		○	○	×		林野庁HP
		56	保護水面		○	○	×		環境省「EADAS（保護水面）」
		57	資源保護水面		○	○	×		北海道オホーツク総合振興局「オホーツクの水産」
		58	重要湿地		○	○	●	ポイント	環境省「EADAS（生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地））」 国土数値情報「湖沼データ（2005年度）」
		59	動物の分布状況		○	○	追加調査 で考慮		
		60	KBA		○	○	●	ポリゴン	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン「KBAマップ」
		61	IBAの市街地	※2	○	○	×		環境省「EADAS（重要野鳥生息地（IBA：Important Bird and Biodiversity Area））」
		62	マリーンIBA		○	○	×		環境省「EADAS（海の重要野鳥生息地（マリーンIBA：Marine-Important Bird and Biodiversity Areas）」
		63	レッドリスト掲載種		○	○	追加調査 で考慮		
		64	指定希少野生動植物種		○	○	追加調査 で考慮		
		65	風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（風力発電に限る）		—	○	追加調査 で考慮		
15	植物の重要な種及び重要な群落への影響	66	保護水面		○	○	×		環境省「EADAS（保護水面）」
		67	資源保護水面		○	○	×		北海道オホーツク総合振興局「オホーツクの水産」
		68	特定植物群落		○	○	●	ポリゴン	生物多様性センター「特定植物群落調査」
		69	植生自然度8・9の区域		○	○	●	ポリゴン	生物多様性センター「植生調査（植生自然度調査）」
		70	巨樹・巨木林		○	○	×		生物多様性センター「巨樹・巨木林調査」
		71	レッドリスト掲載種		○	○	追加調査 で考慮		
		72	指定希少野生動植物種		○	○	追加調査 で考慮		
16	地域を特徴づける生態系への影響	73	重要湿地		○	○	●	ポイント	環境省「EADAS」 国土数値情報「湖沼データ（2005年度）」
		74	重要里地里山		○	○	×		環境省「EADAS（生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山））」
		75	重要海域		○	○	×		環境省「EADAS（生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域））」
		76	北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原		○	○	×		北海道「北海道湿原保全マスタープラン」
		77	自然再生の対象となる区域		○	○	×		環境省「EADAS（自然再生事業実施地域）」
		78	緑の回廊		○	○	×		林野庁HP
		79	KBA		○	○	●	ポリゴン	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン「KBAマップ」
		80	植生自然度8・9の区域		○	○	●	ポリゴン	生物多様性センター「植生調査（植生自然度調査）（1/5万）」

※1）市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22 条第1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※2）市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

※3）市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取 、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

※4）営農型太陽光発電施設を除く。

出典：北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（2024年）」を基に作成

表 3-5 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）（3/3）

環境配慮事項		収集すべき情報			太陽光 発電施設	風力 発電施設	データ		
No	項目	No	項目	留意点			データ化	データ形式	出典
17	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	81	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度 1 ～ 7 の地域		○	○	× （該当なし）		国土数値情報「自然公園地域データ（2015年度）」 生物多様性センター「植生調査(植生自然度調査)(1/5万)」
		82	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度 1 ～ 7 の地域		○	○	× （該当なし）		国土数値情報「自然公園地域データ（2015年度）」 生物多様性センター「植生調査(植生自然度調査)(1/5万)」
		83	ジオパーク		○	○	× （該当なし）		北海道HP
		84	長距離自然歩道		○	○	× （該当なし）		環境省「EADAS（長距離自然歩道）」
		85	風致地区		○	○	× （該当なし）		北海道「北海道みどりの基本方針（資料編）」
		86	景観計画区域		○	○	× （該当なし）		国土数値情報「景観計画区域データ（2014年度）」
		87	景観重要建造物		○	○	× （該当なし）		国土交通省HP
		88	景観重要樹木		○	○	× （該当なし）		国土交通省HP
		89	アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観		○	○	× （該当なし）		文化庁「重要文化的景観の分布図」
18	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	90	長距離自然歩道		○	○	× （該当なし）		環境省「EADAS（長距離自然歩道）」
		91	身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）		○	○	●	ポイント	北海道「北海道自然環境保全指針」を基に作成
		92	特別緑地保全地区		○	○	× （該当なし）		北海道「北海道みどりの基本方針（資料編）」
19	その他北海道が必要と判断するもの	93	公園		○	○	●	ポイント	Goog leMap「大空町 公園」を基に作成
		94	下水道		○	○	●	ポリゴン	環境省「EADAS（下水道処理区域）」 国土数値情報「主要水系調査（一級水系）利水現況図（網走川・常呂川）」
		95	都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）		○	○	●	ポリゴン	国土数値情報「都市計画決定情報データ（2022年度）」
		96	国指定文化財（重要文化財を除く）		○	○	× （該当なし）		北海道HP
		97	国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）		○	○	× （該当なし）		北海道HP
		98	北海道指定文化財（有形文化財を除く）		○	○	× （該当なし）		北海道HP
		99	北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）		○	○	× （該当なし）		北海道HP
		100	記念保護樹木		○	○	× （該当なし）		北海道「記念保護樹林指定一覧（2023年）」
		101	形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法第11条第 1 項及び第 3 項）		○	○	× （該当なし）		北海道「形質変更時要届出区域の指定状況（2025年）」
		102	廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第 1 項）		○	○	× （該当なし）		北海道「北海道内の指定区域一覧」
		103	第 1 種農地		○	○	× （未考慮）		該当データが無いが、別章「住民意見の収集」において農地全域を保全エリアとするため、ここでは未考慮
		104	漁業許可		○	○	× （該当なし）		北海道HP（※網走湖に関する記載がないため）
		105	（各種）漁業権		○	○	× （該当なし）		海上保安庁「海洋状況表示システム（区画漁業権・定置漁業権・共同漁業権）」
		106	増殖河川		○	○	●	ライン	水産研究・教育機構「増殖河川とふ化場マップ（2022年度）」 国土数値情報「河川データ（2009年度）」
		107	一般公共海岸区		○	○	× （該当なし）		
		108	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）		○	○	●	ポリゴン	国土地理院「建物データ」、北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」より、建物から1000m圏内を設定

※1）市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※2）市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

※3）市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取 、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

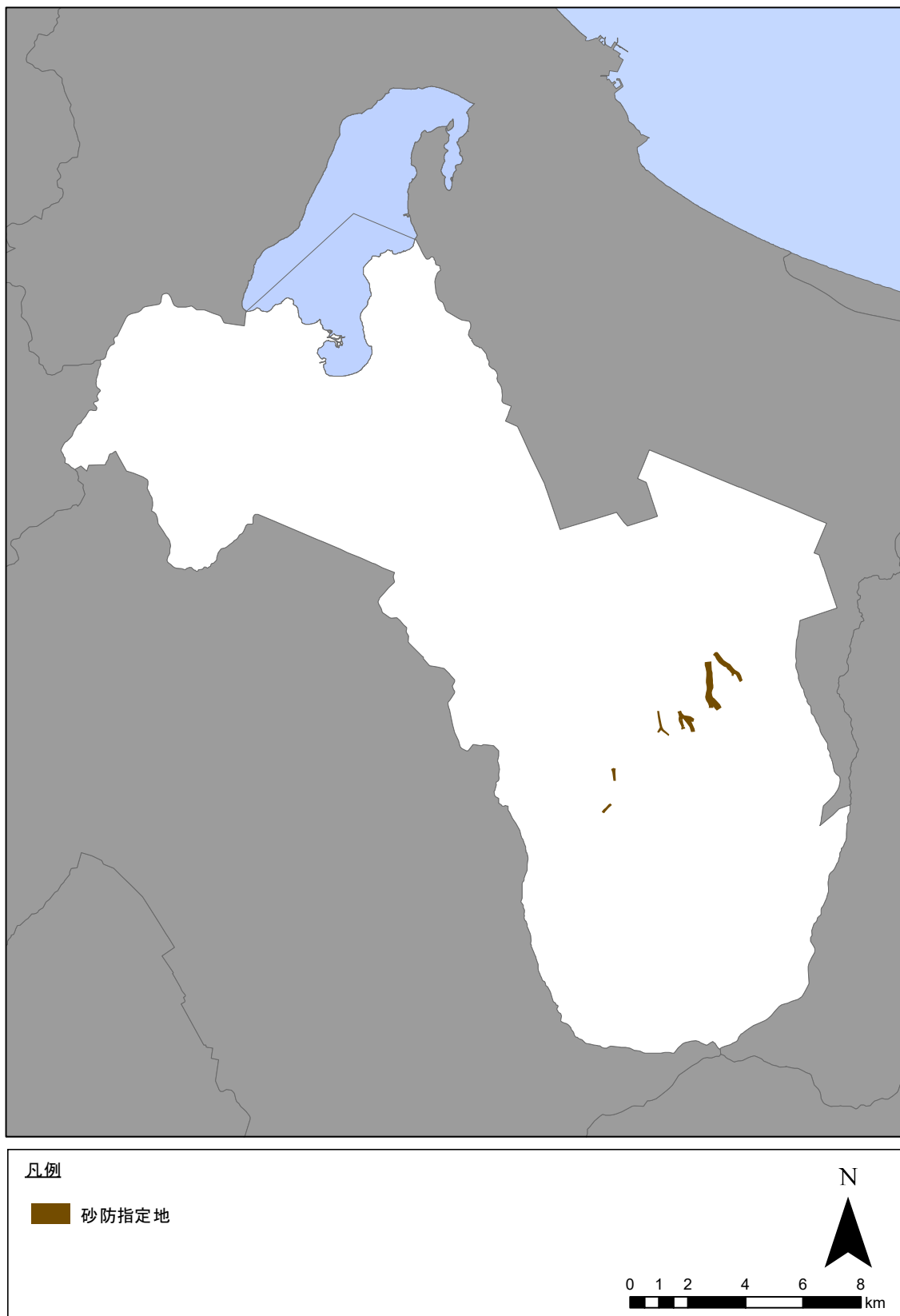
※4）営農型太陽光発電施設を除く。

出典：北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（2024年）」を基に作成

3.3 一次ゾーニングの実施

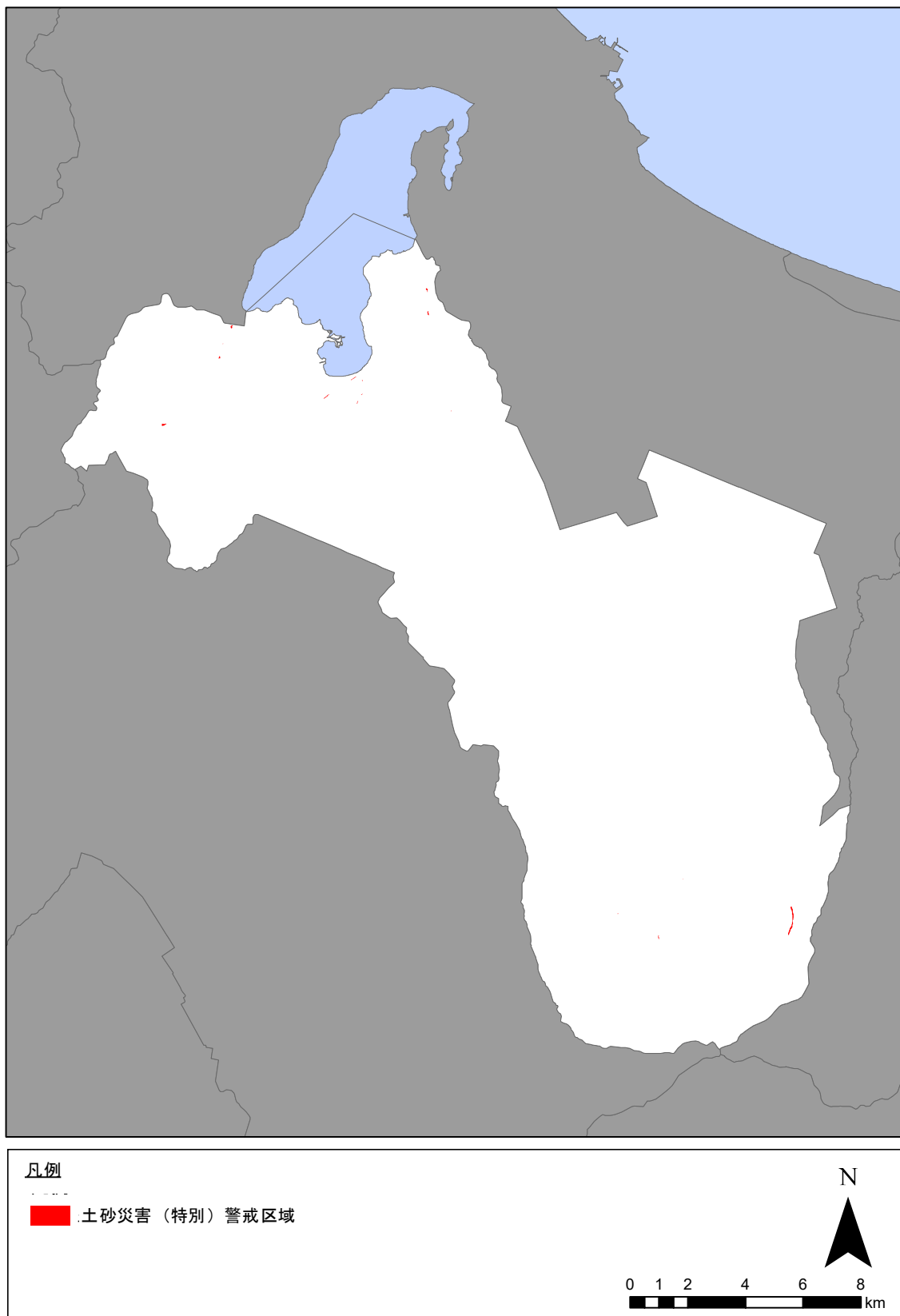
3.3.1 要素マップの作成

前節で整理した各データに関して、GISによりマップ化することで要素マップを作成した。作成した要素マップを次頁以降に示す。



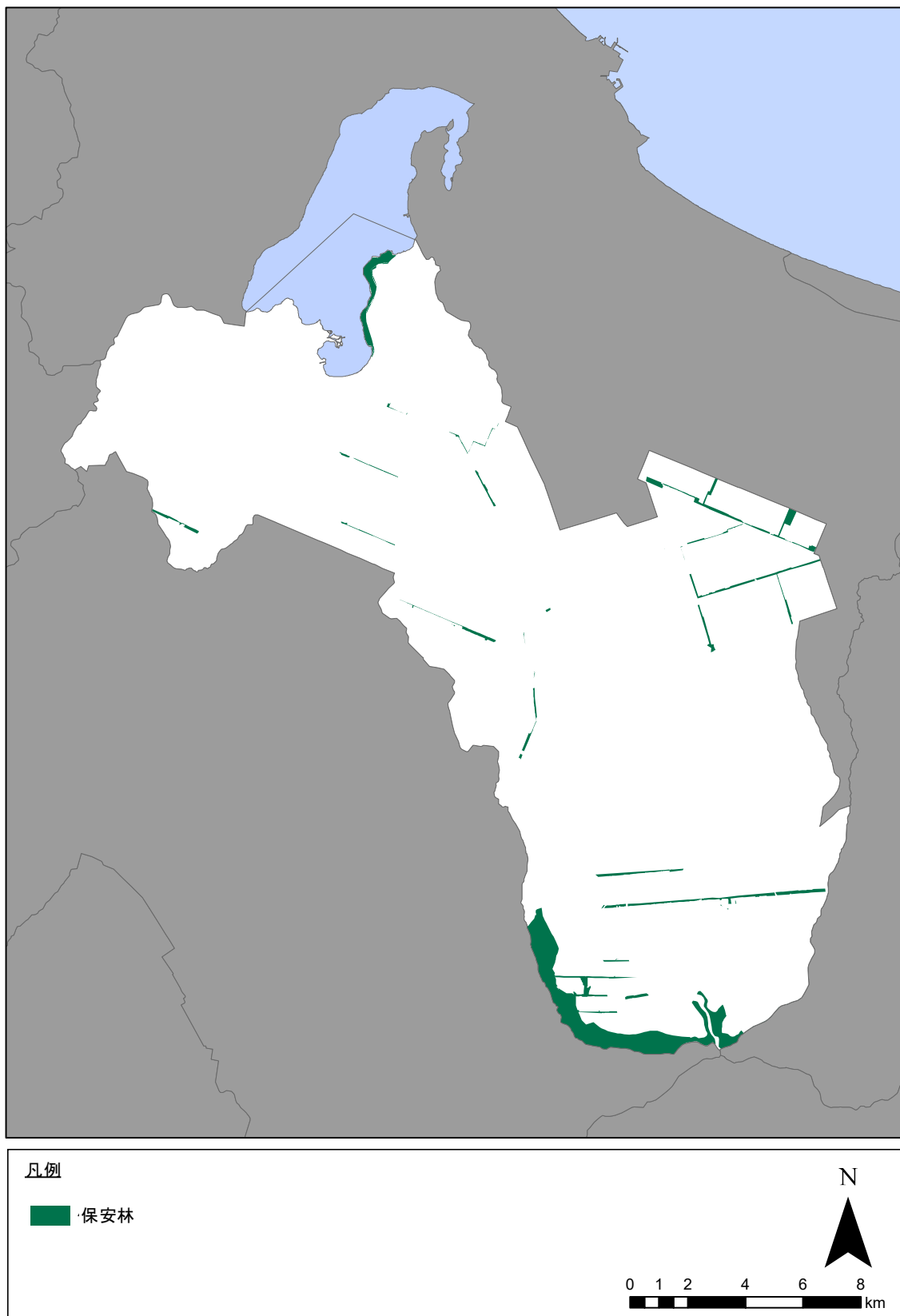
出典：北海道提供データを基に作成

図 3-1 砂防指定地 (No. 1)



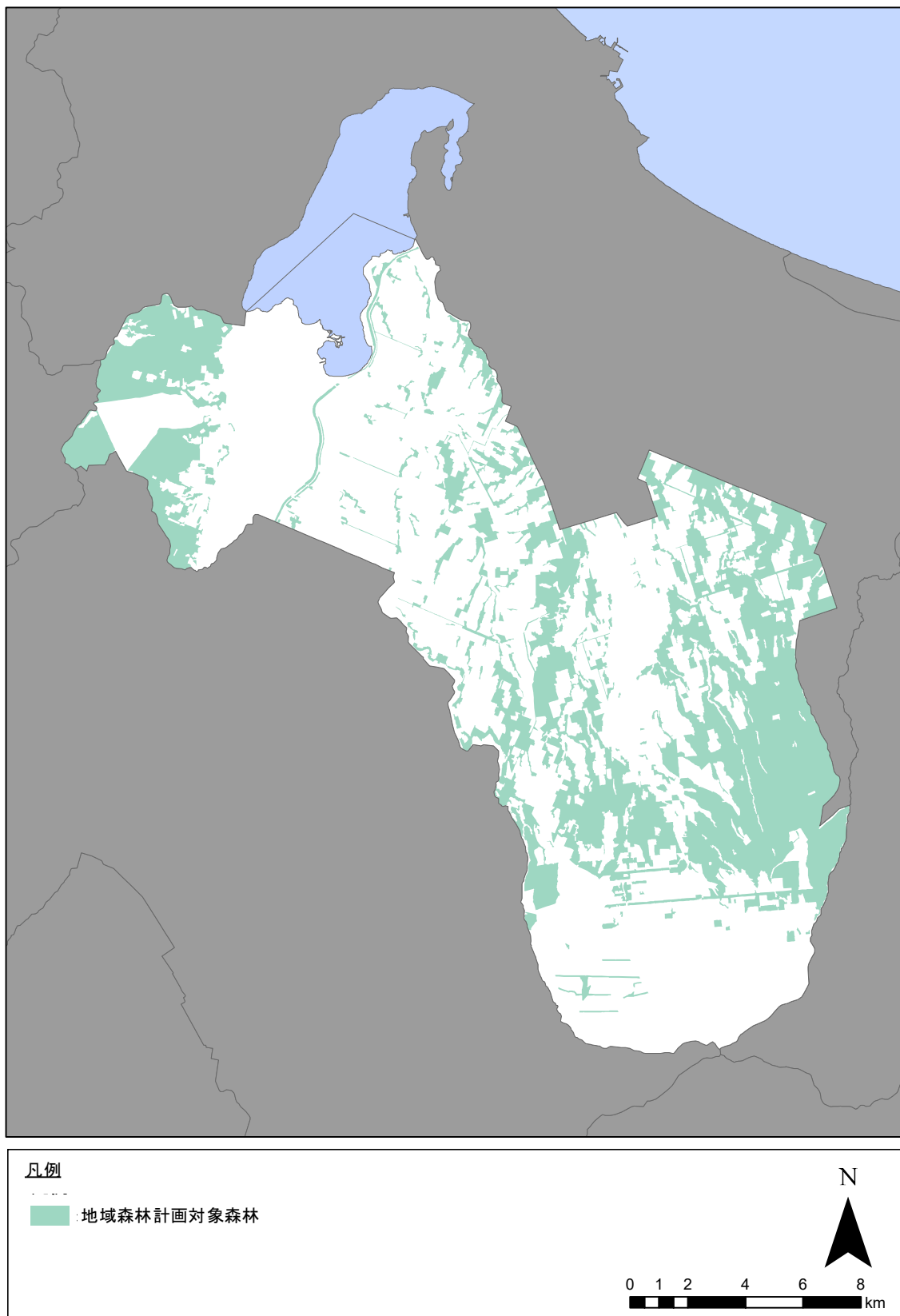
出典：国土数値情報「土砂災害警戒区域データ（2023 年度）」を基に作成

図 3-2 土砂災害（特別）警戒区域（No. 5）



出典：国土数値情報「森林地域データ（2015 年度）」を基に作成

図 3-3 保安林 (No. 7)



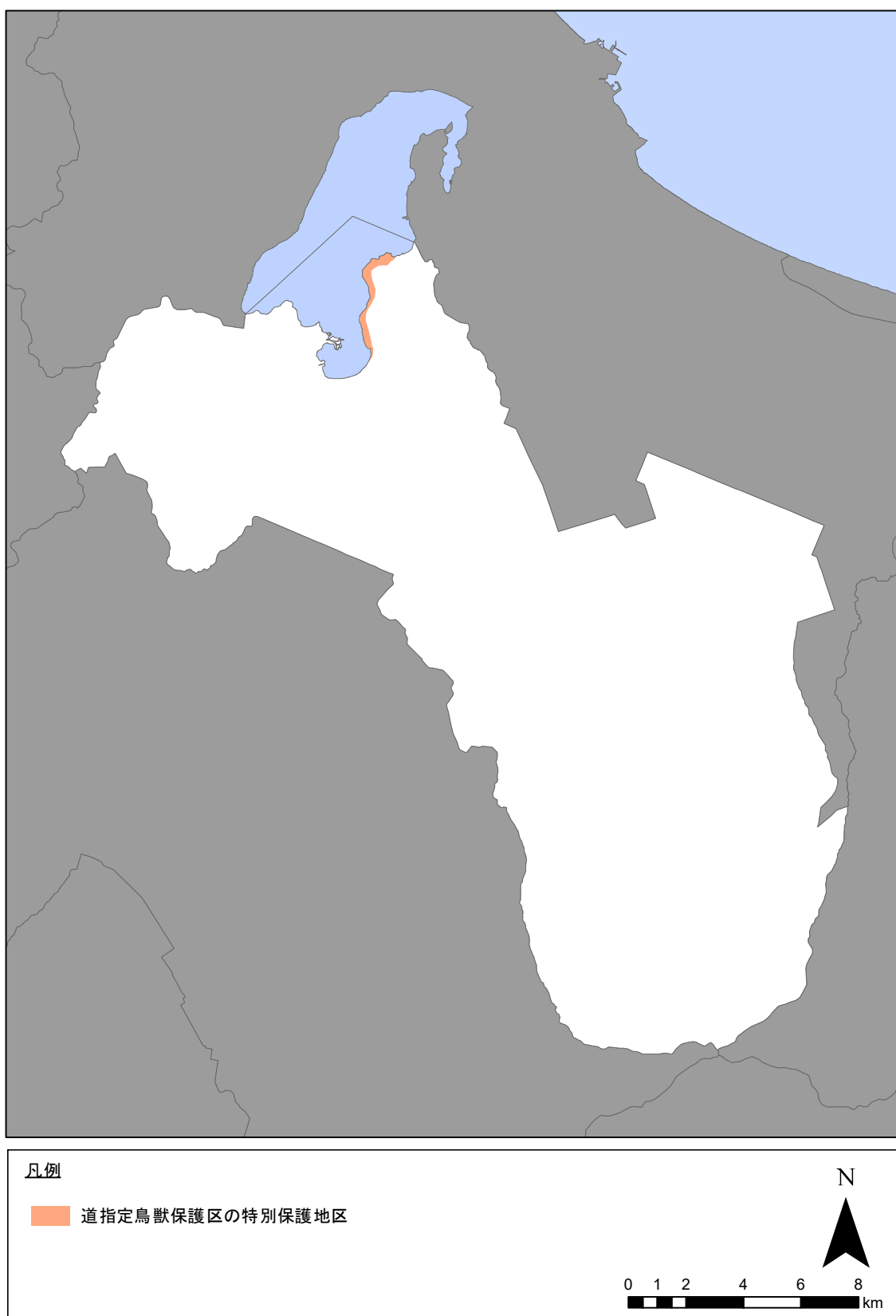
出典：国土数値情報「森林地域データ（2015年度）」を基に作成

図 3-4 地域森林計画対象森林（No. 9）



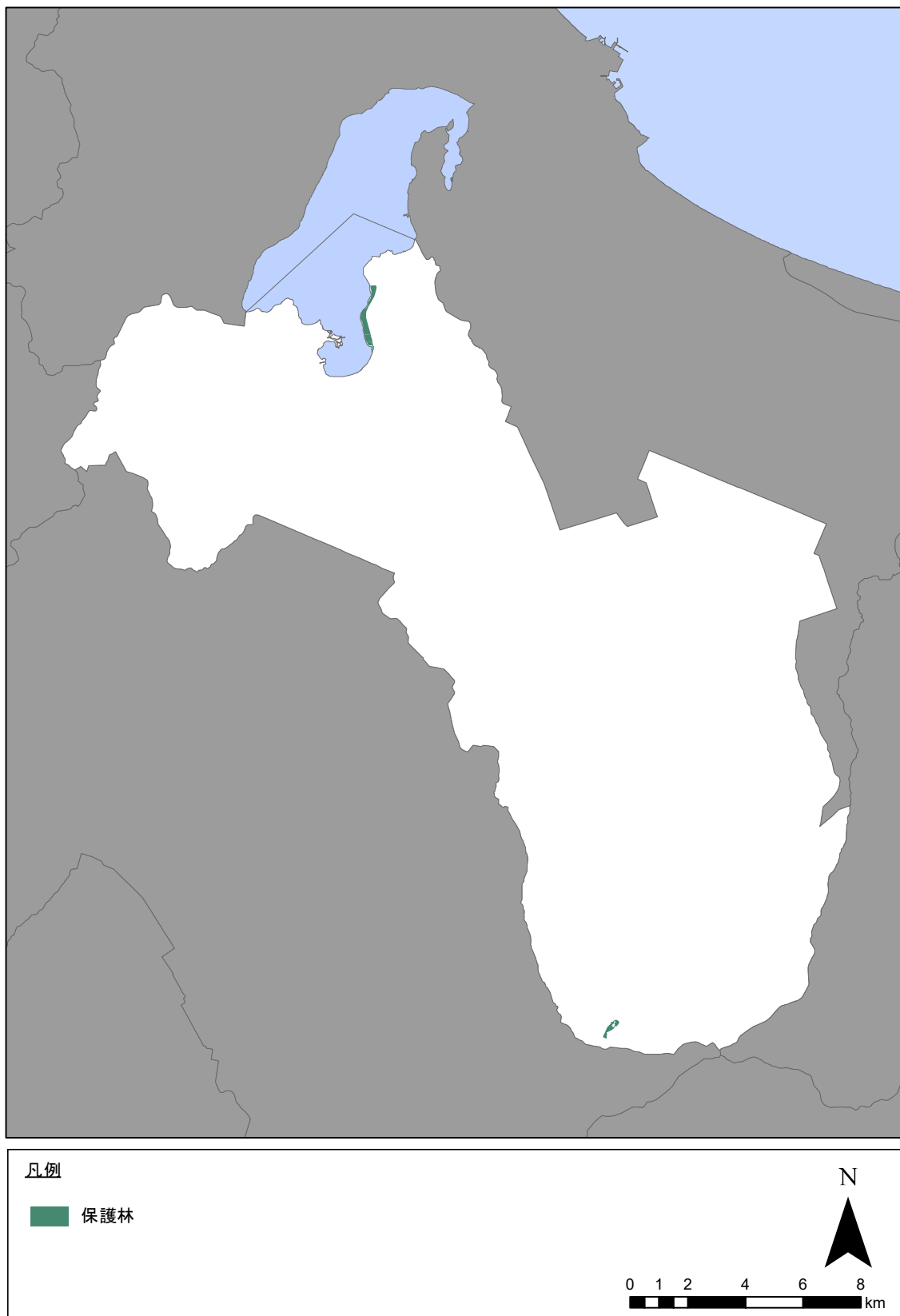
出典：国土数値情報「河川データ（2009年度）」を基に作成

図 3-5 河川区域 (No. 10)



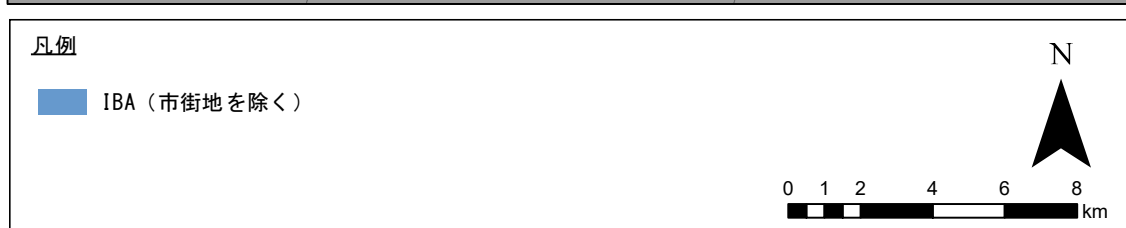
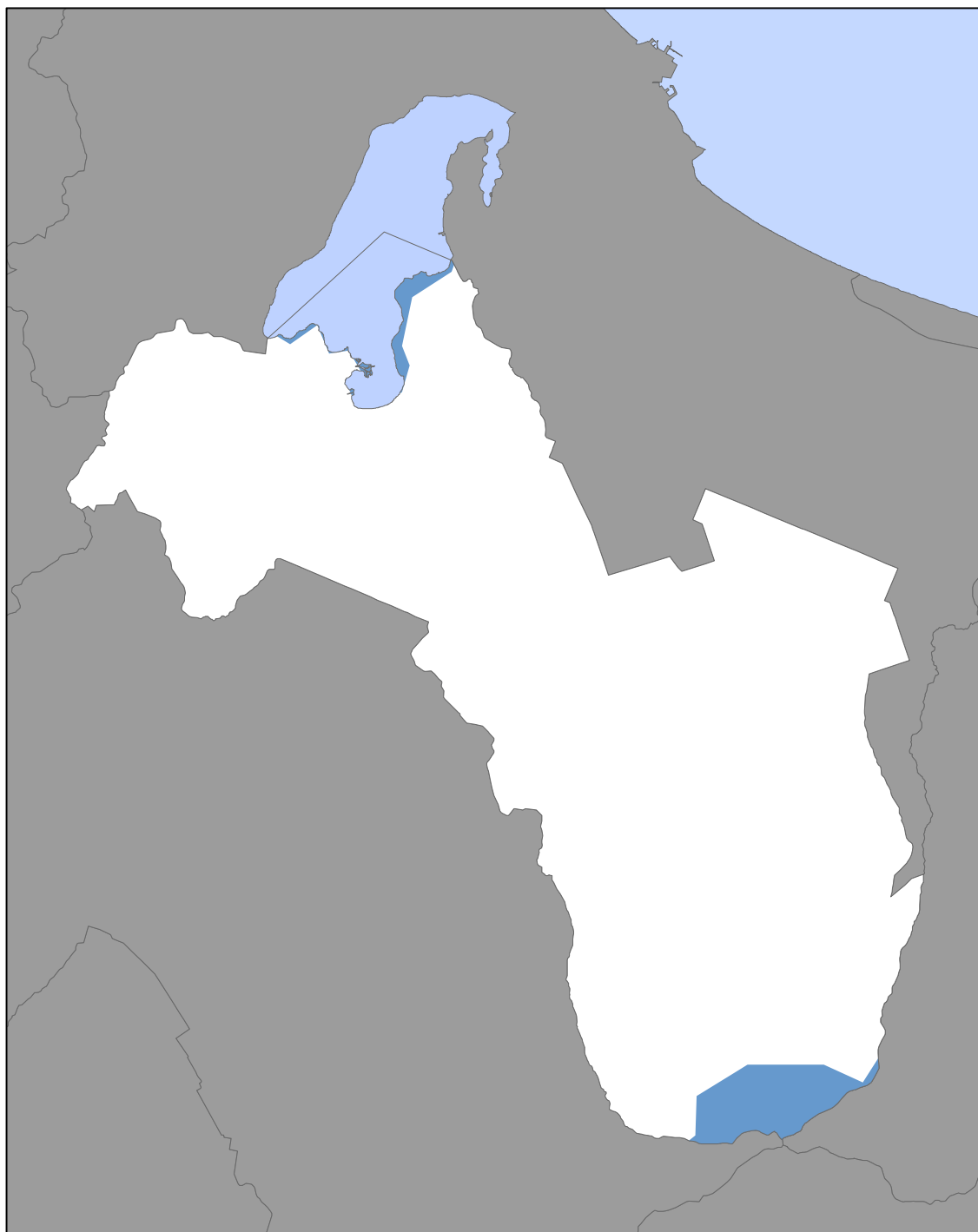
出典：国土数値情報「鳥獣保護区データ（2015年度）」を基に作成

図 3-6 道指定鳥獣保護区の特別保護地区（離島は特別保護地区のみ）（No. 12）



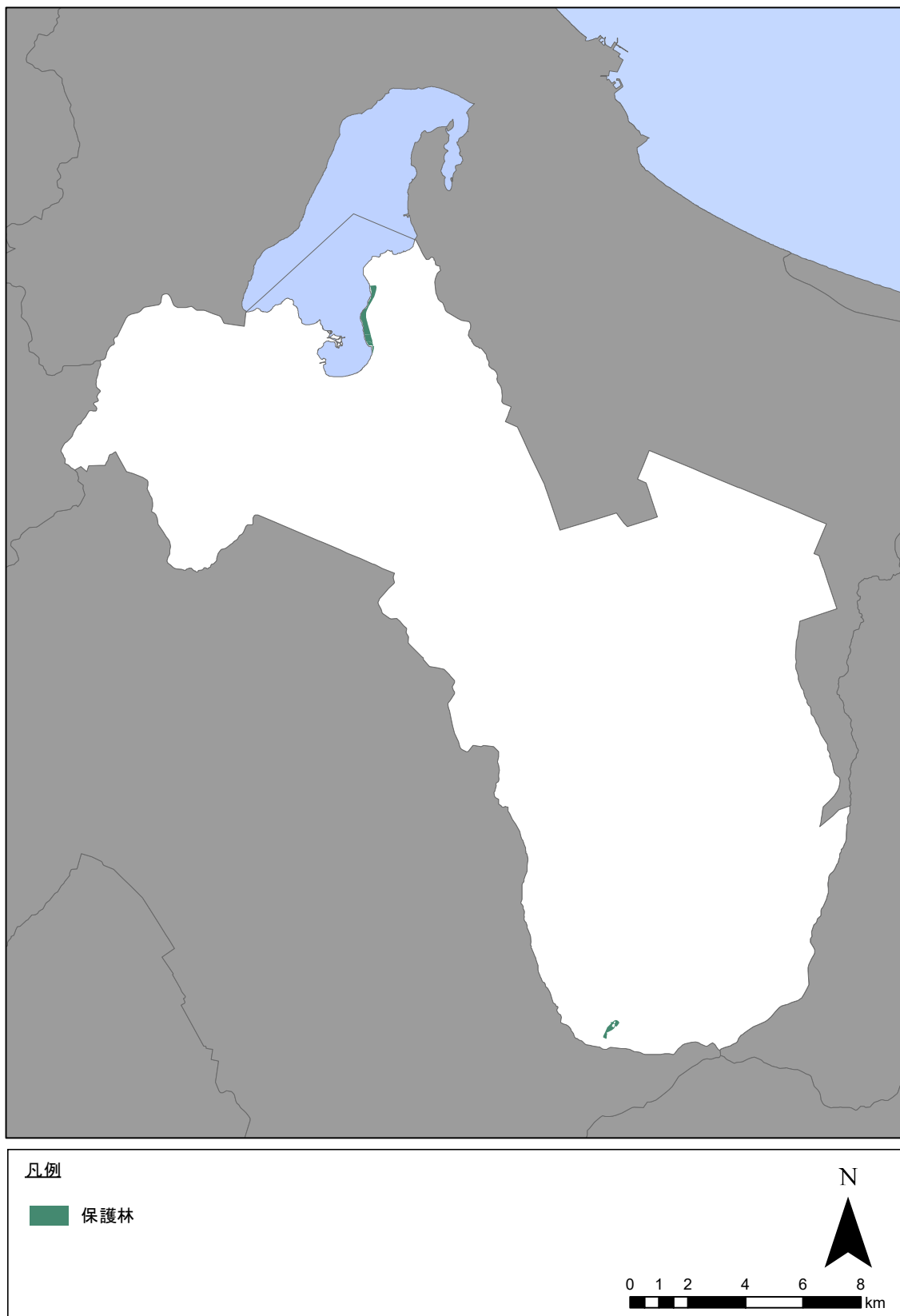
出典：国土数値情報「国有林野データ（2018年度）」を基に作成

図 3-7 保護林（No. 14）



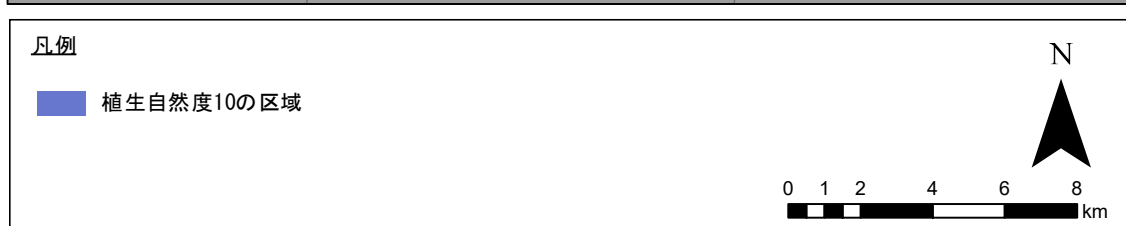
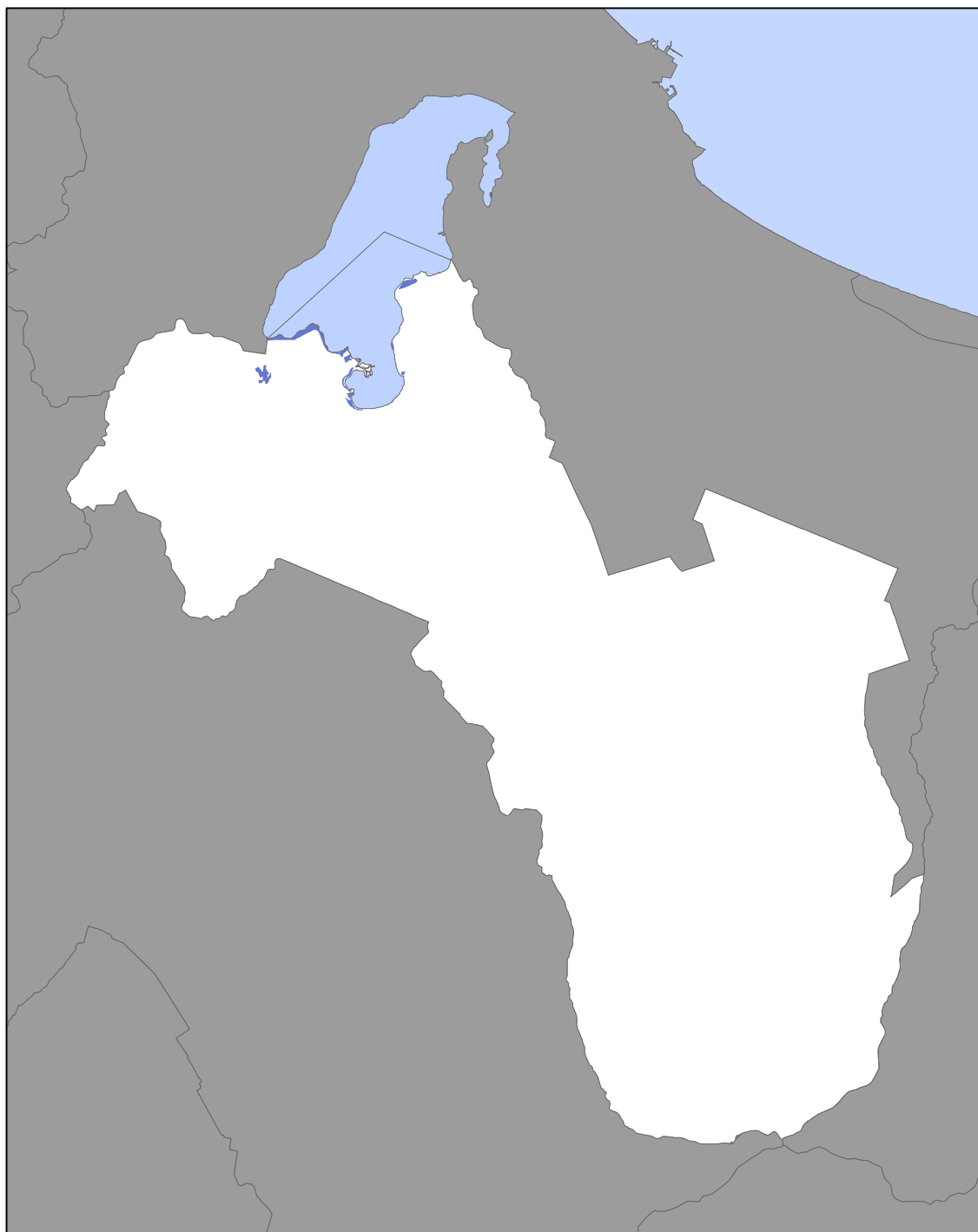
出典：環境省「EADAS（重要野鳥生息地（IBA：Important Bird and Biodiversity Area）」）、
一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン「KBA マップ」を基に作成

図 3-8 IBA（市街地を除く）（No. 15）



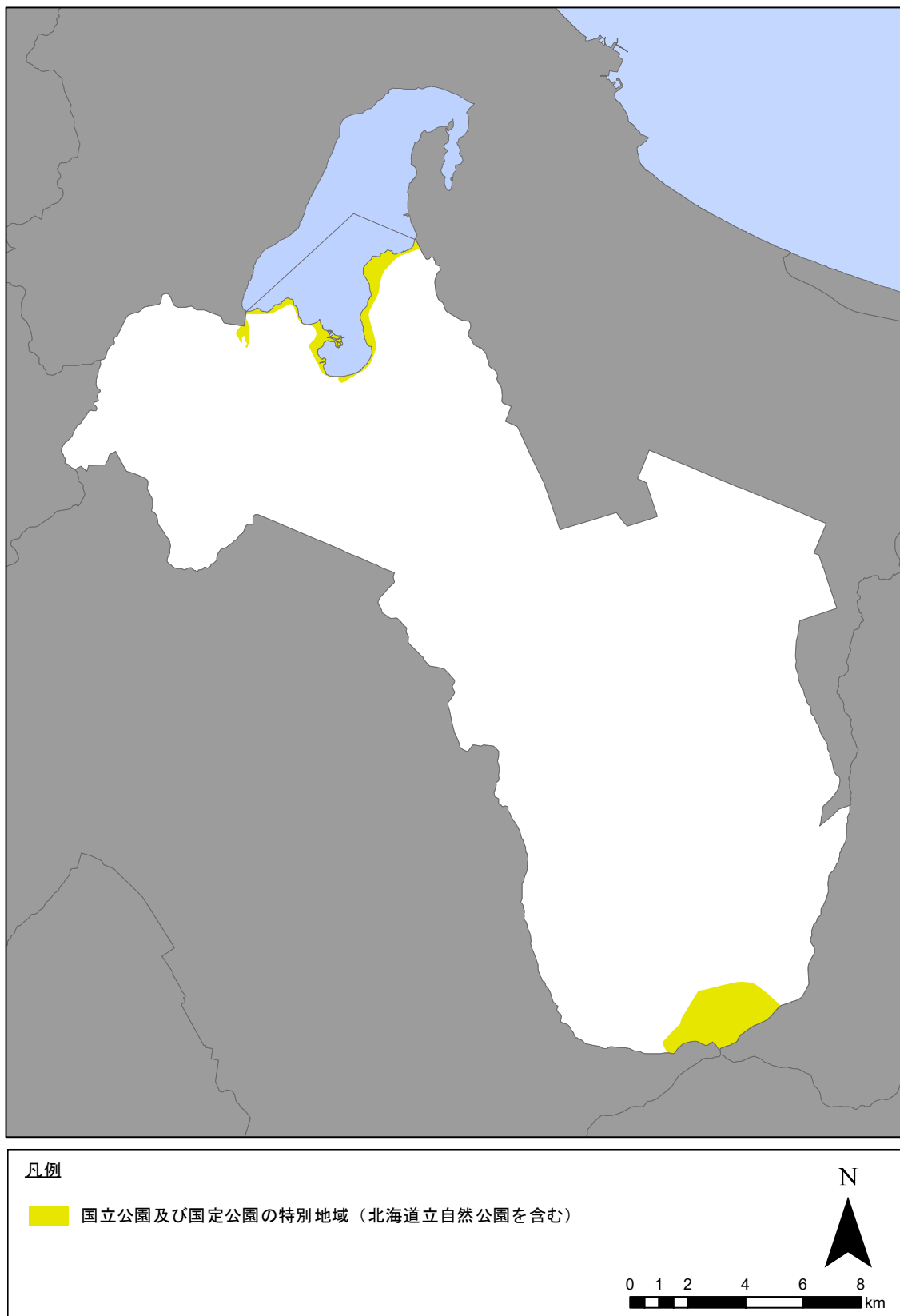
出典：国土数値情報「国有林野データ（2018年度）」を基に作成

図 3-9 保護林 (No. 17)



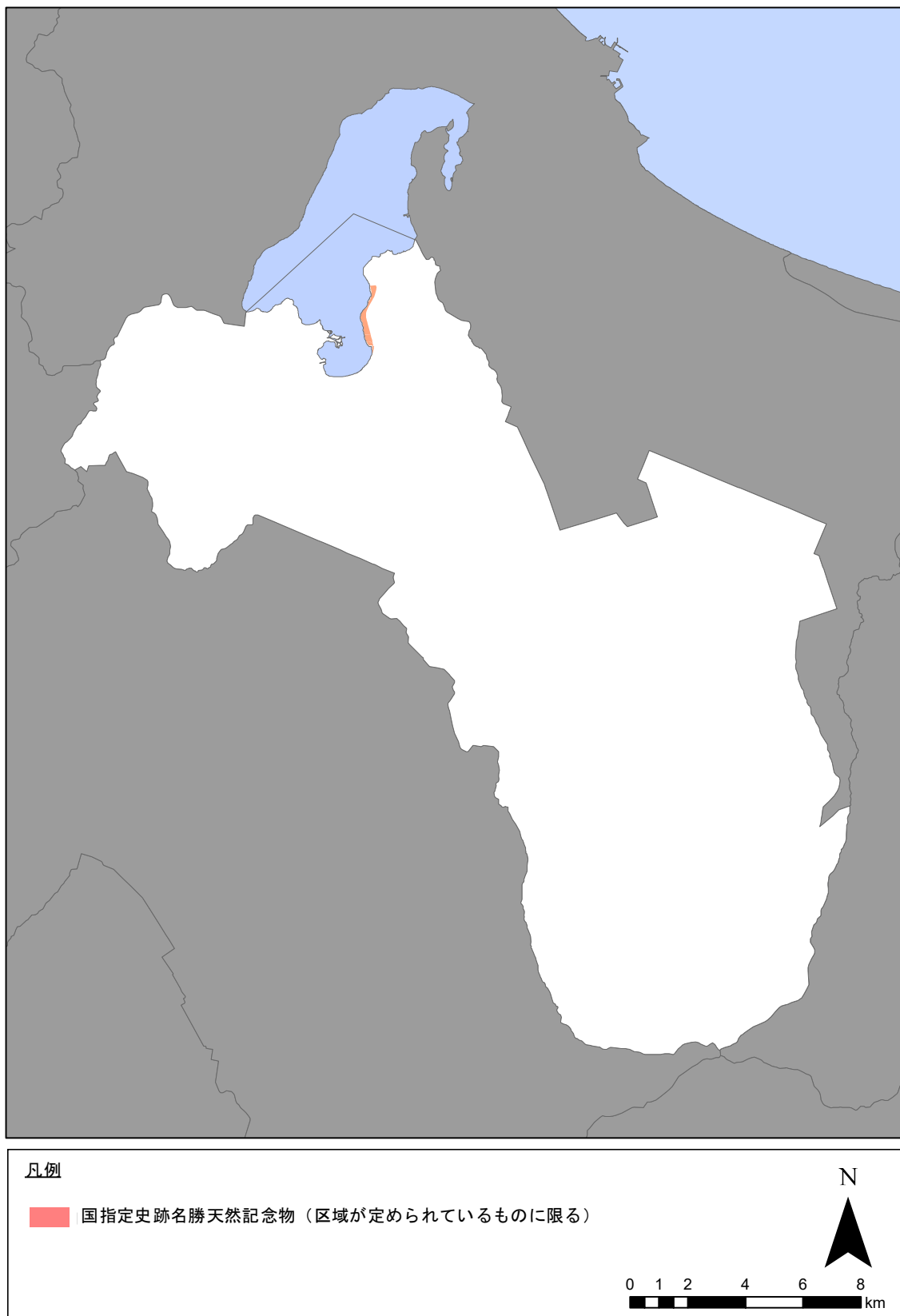
出典：生物多様性センター「植生調査(植生自然度調査)(1/5万)」を基に作成

図 3-10 植生自然度10の区域 (No. 18)



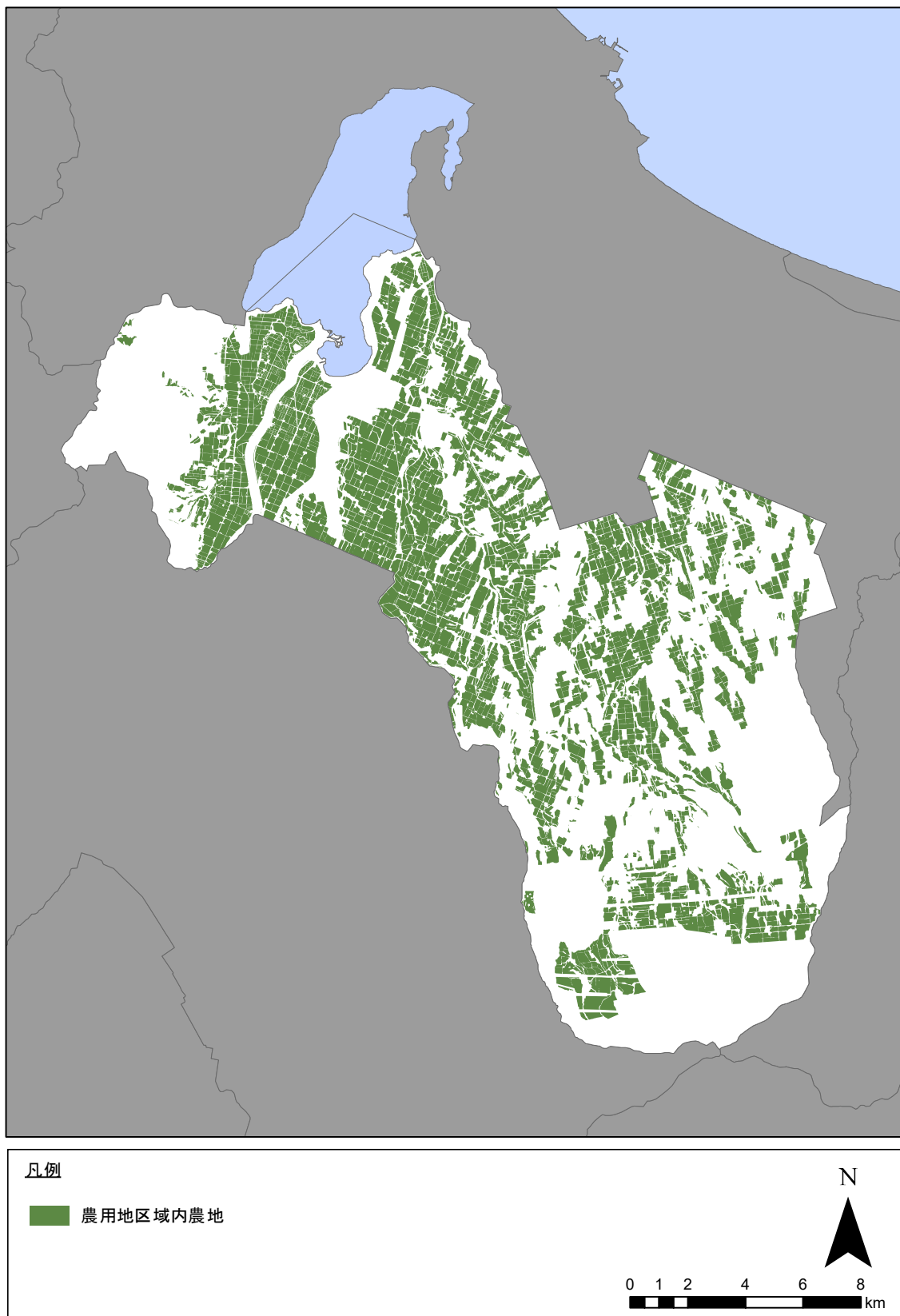
出典：国土数値情報「自然公園地域データ（2015年度）」を基に作成

図 3-11 国立公園・国定公園・北海道立自然公園の特別地域（No. 23・25）



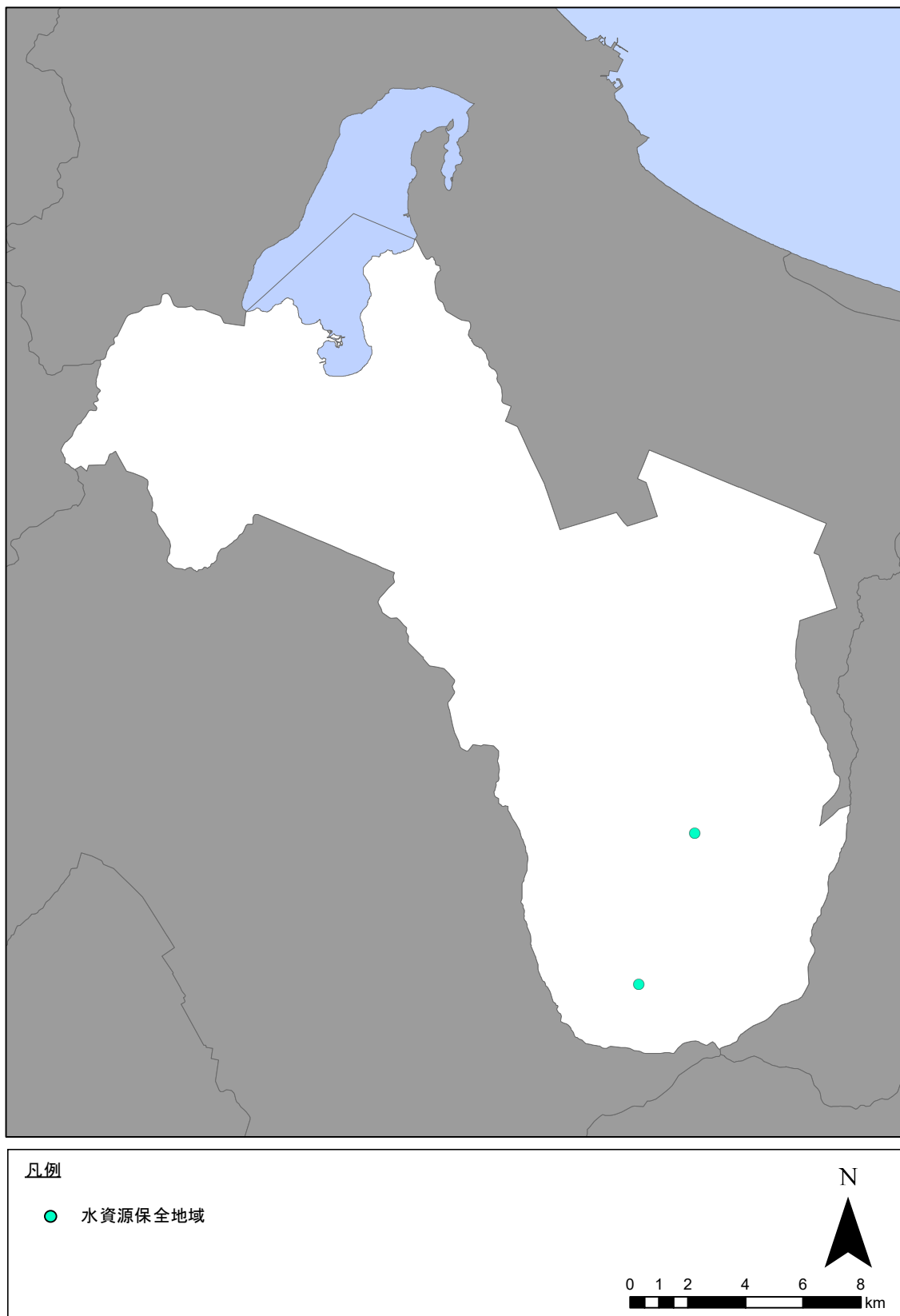
出典：北海道 HP、国土数値情報「国有林野データ（2018 年度）」を基に作成

図 3-12 国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）（No. 32）



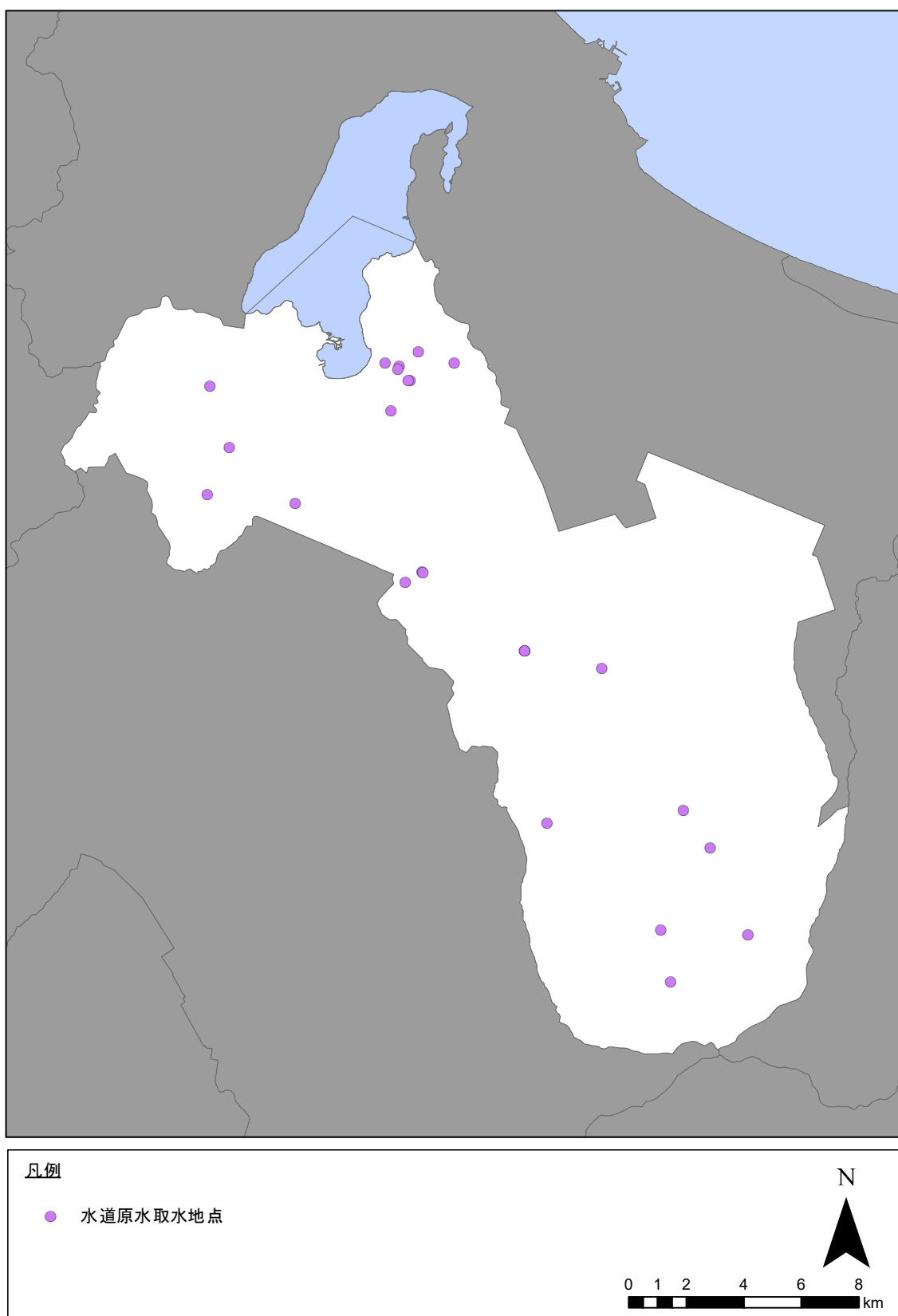
出典：国土数値情報「農業地域データ（2015 年度）」、農林水産省「筆ポリゴンデータ（2022 年度公開）」を基に作成

図 3-13 農用地区域内農地（No. 36）



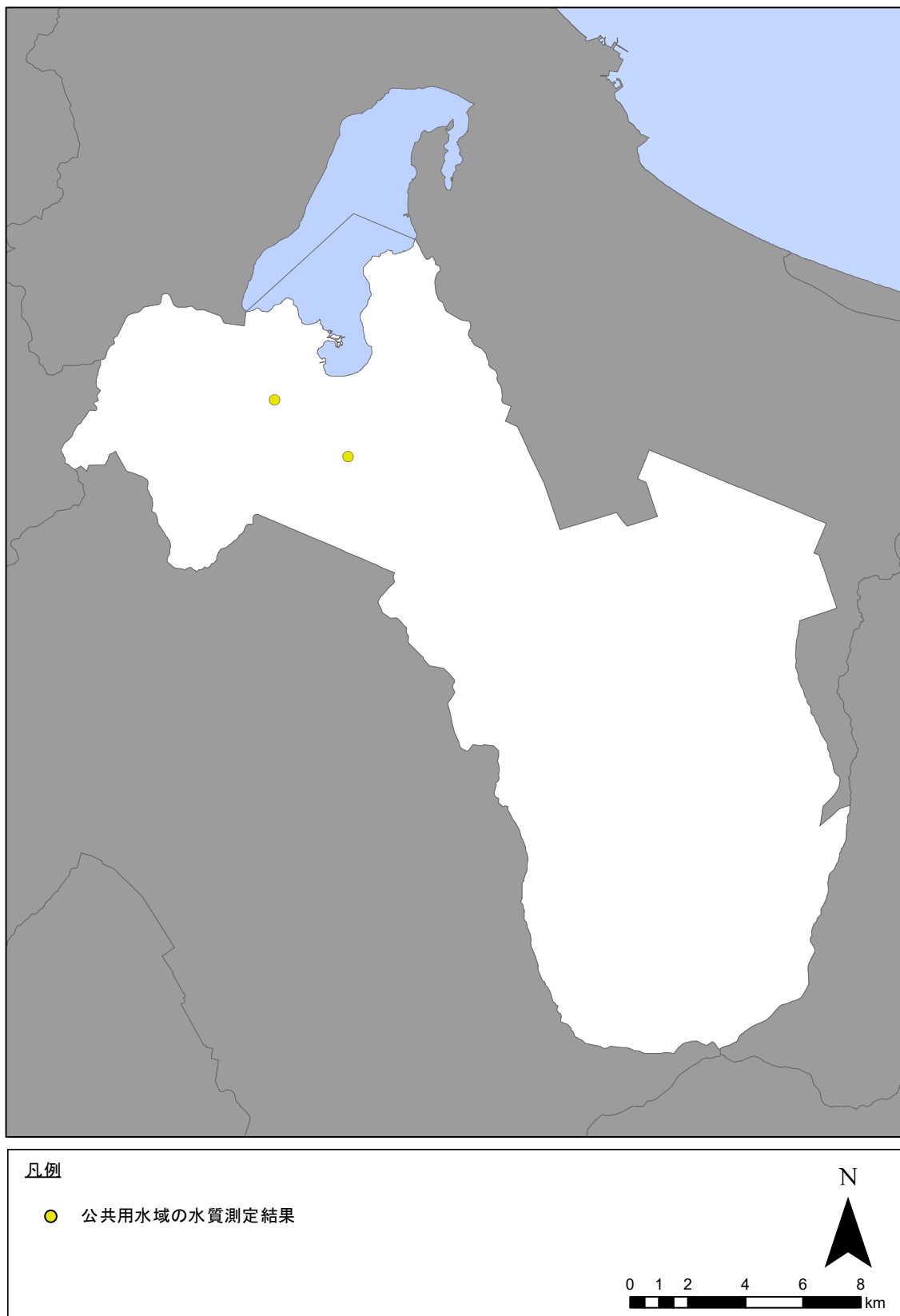
出典：北海道「水資源保全地域 指定地番一覧表」を基に作成

図 3-14 水資源保全地域 (No. 39)



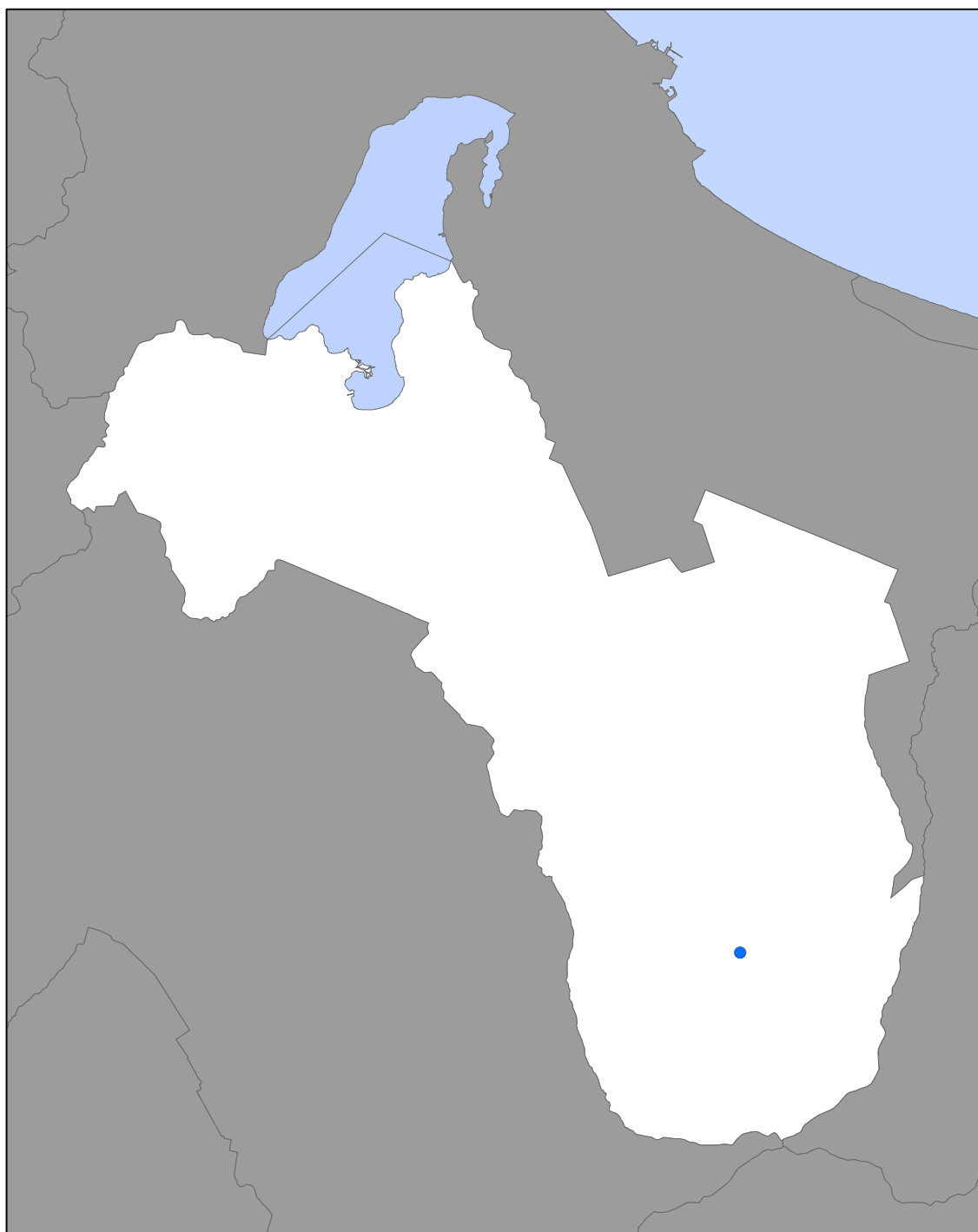
出典：大空町提供データを基に作成

図 3-15 水道原水取水地点 (No. 40)



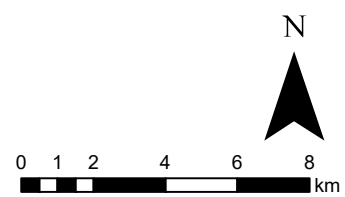
出典：環境省「水環境総合情報サイト」を基に作成

図 3-16 公共用水域の水質測定結果（No. 41）



凡例

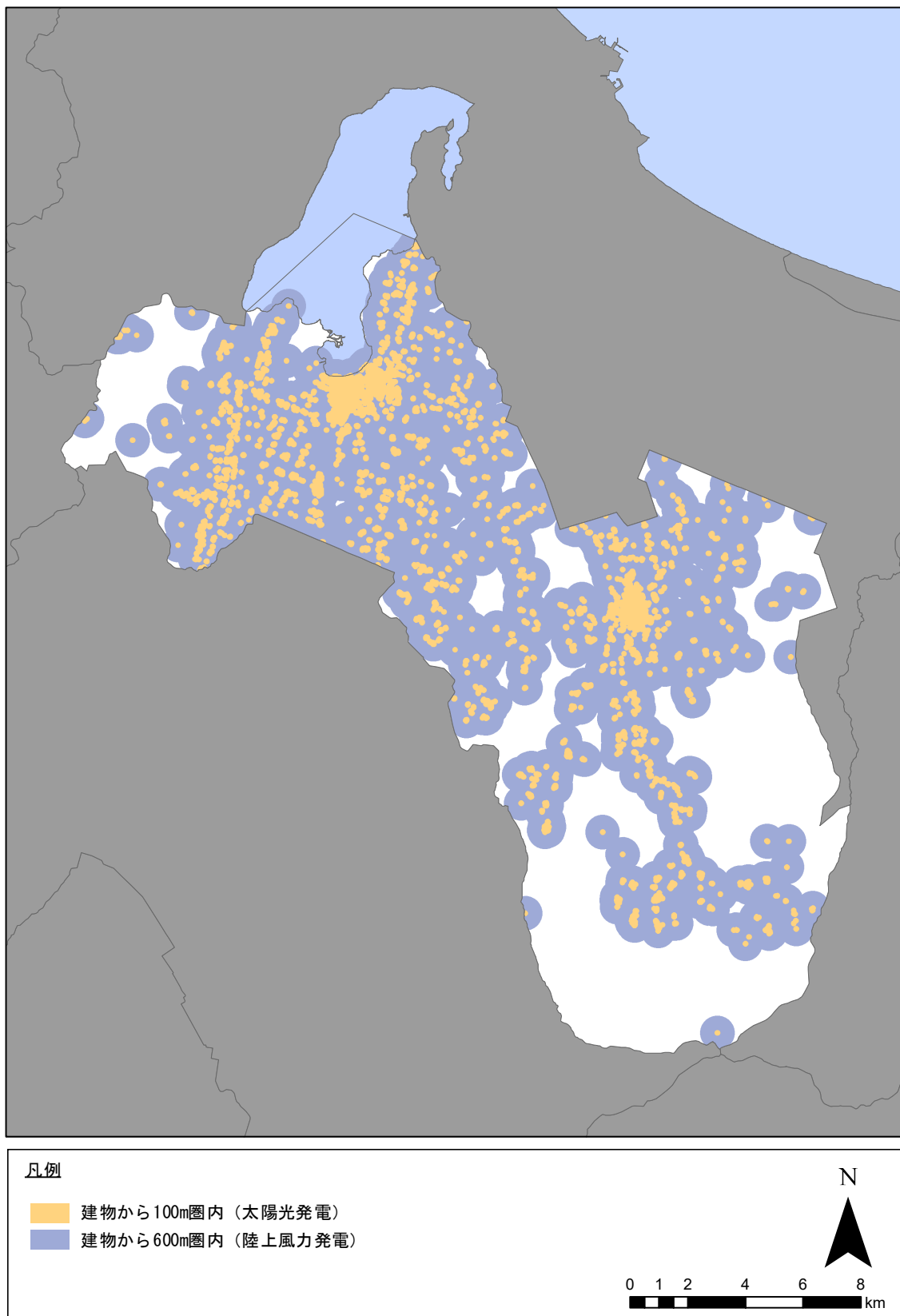
- さけますふ化場・養殖場



出典：水産研究・教育機構「増殖河川とふ化場マップ（2022 年度）」

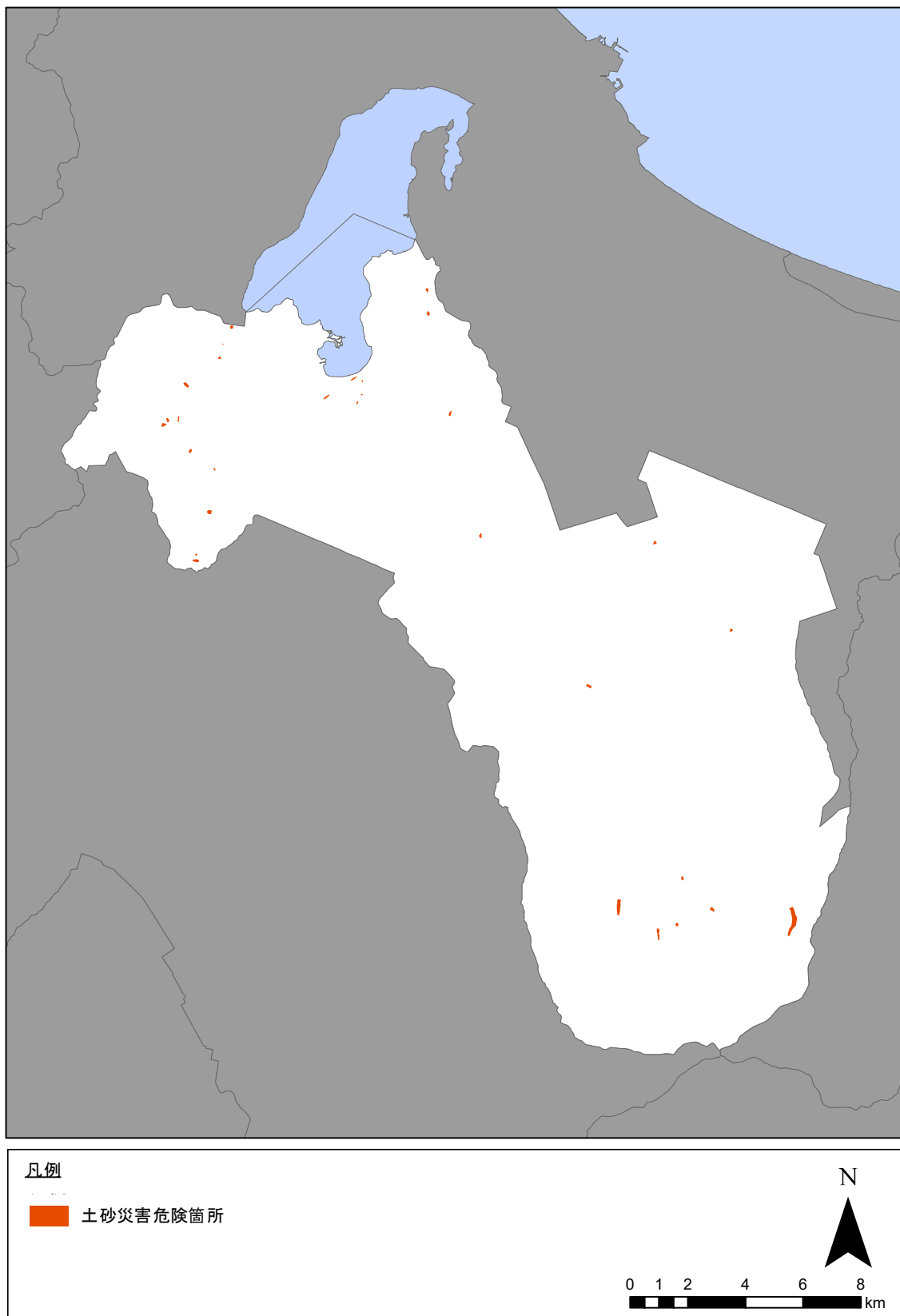
※（社）北見管内さけ・ます増殖事業協会藻琴ふ化場 を基に作成

図 3-17 さけますふ化場・養殖場（No. 42）



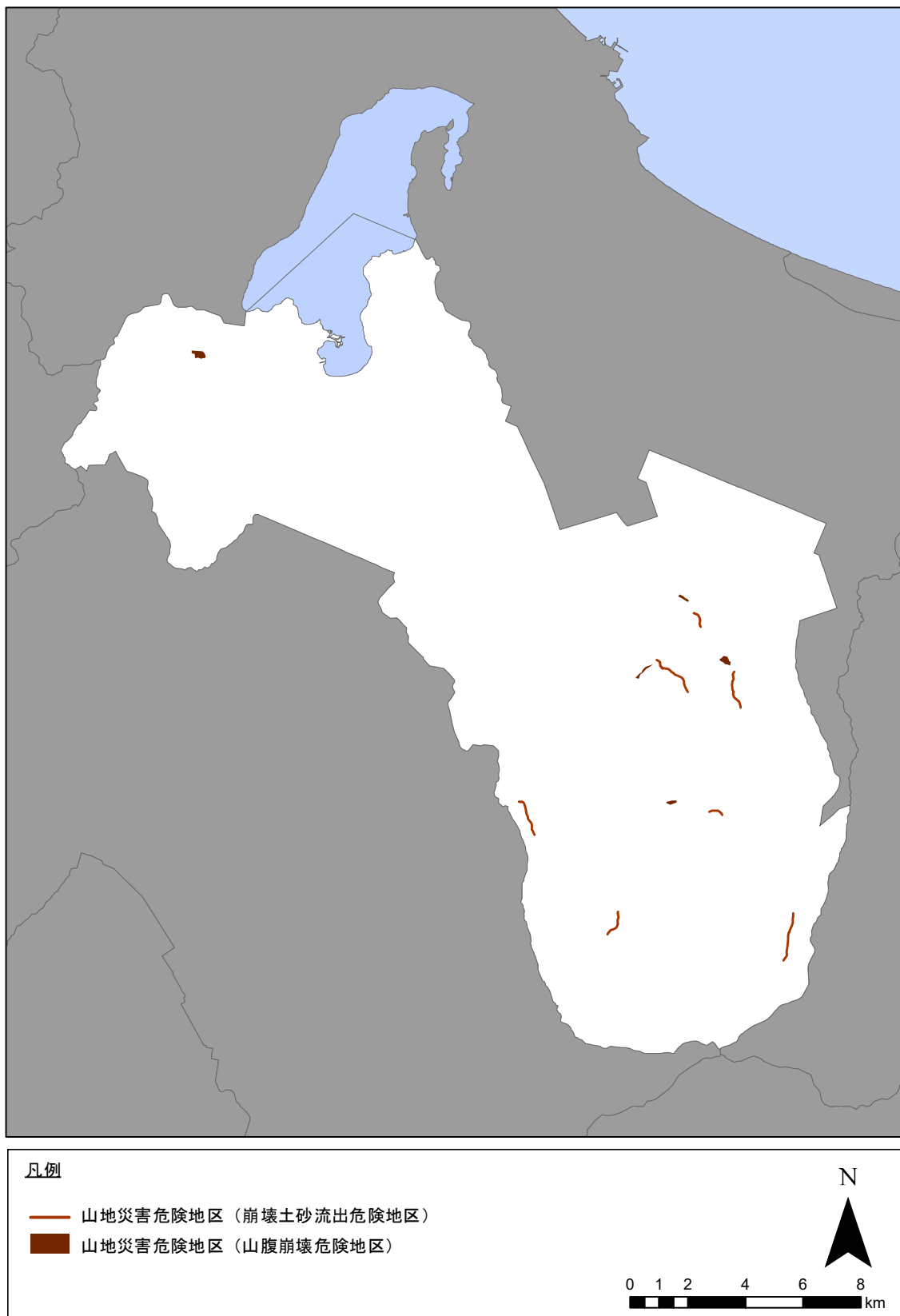
出典：国土地理院「建物データ」を基に作成

図 3-18 保全対象施設（No. 43）



出典：国土数値情報「土砂災害警戒区域データ（2023年度）」を基に作成

図 3-19 土砂災害危険箇所（No. 45）



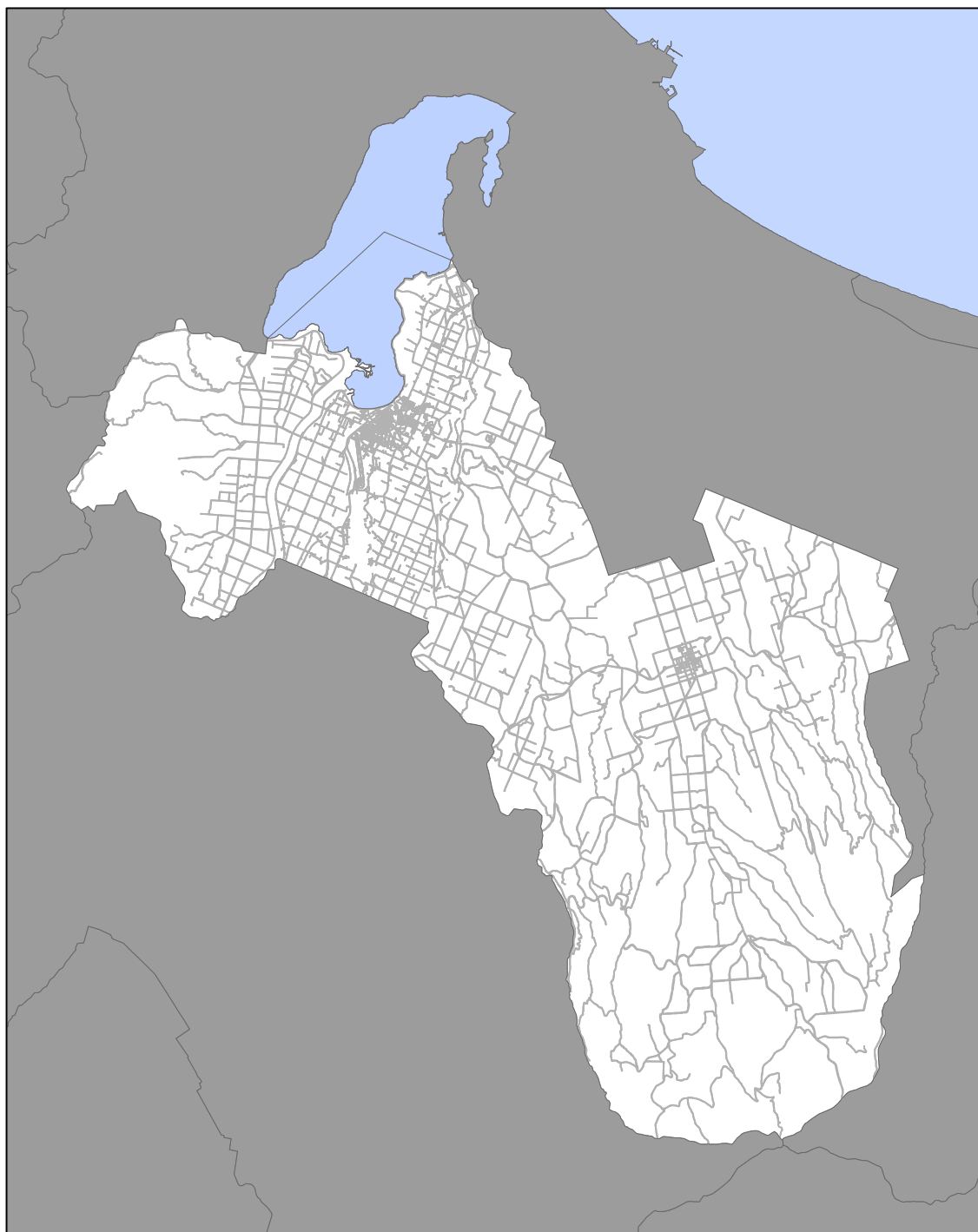
出典：北海道「オープンデータカタログ（山地災害危険地区）」を基に作成

図 3-20 山地災害危険地区（No. 46）



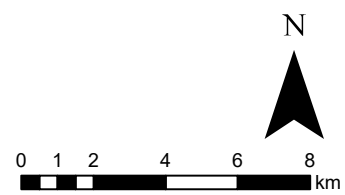
出典：国土数値情報「河川データ（2009年度）」を基に作成

図 3-21 河川保全区域（No. 47）



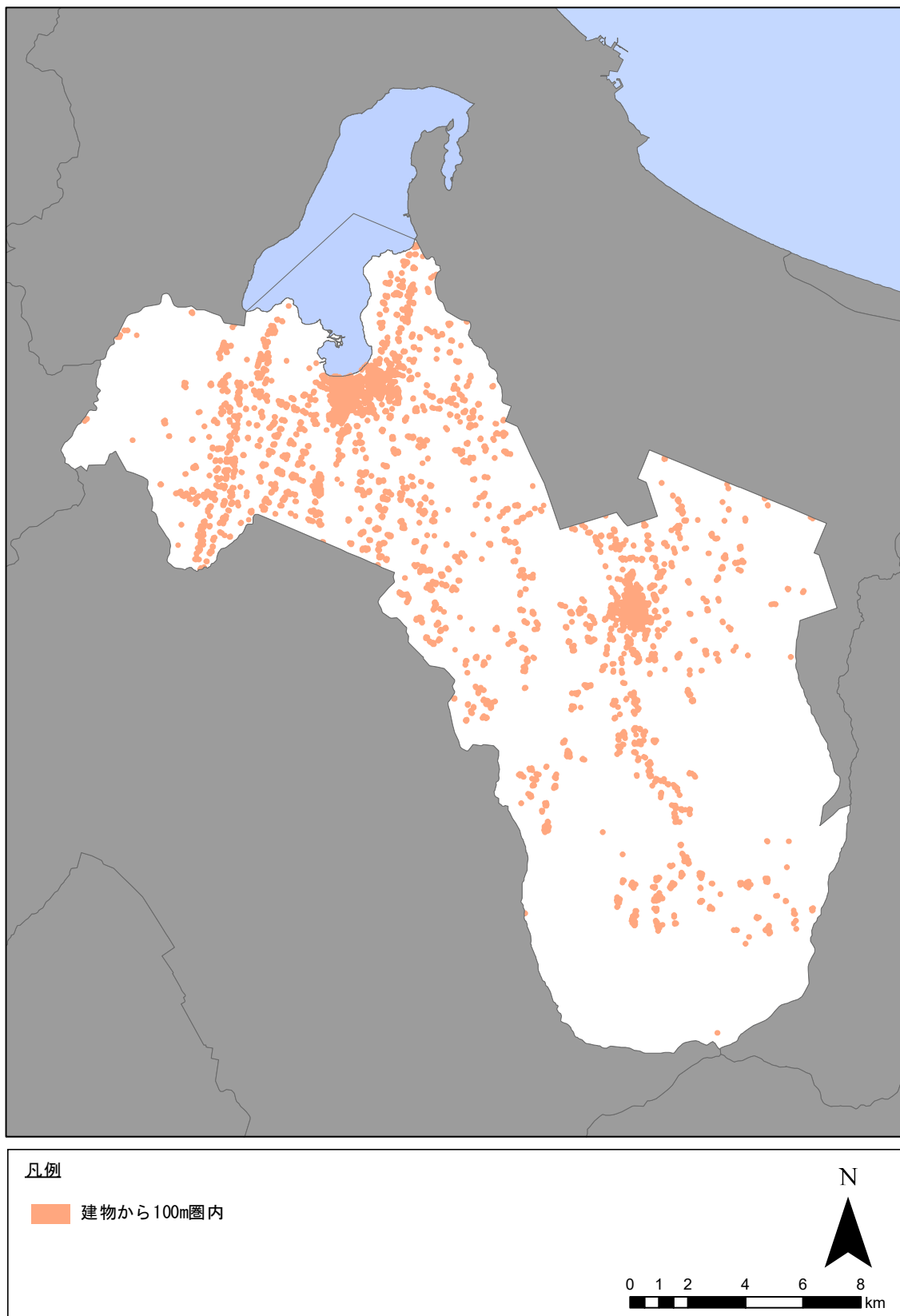
凡例

—— 道路区域



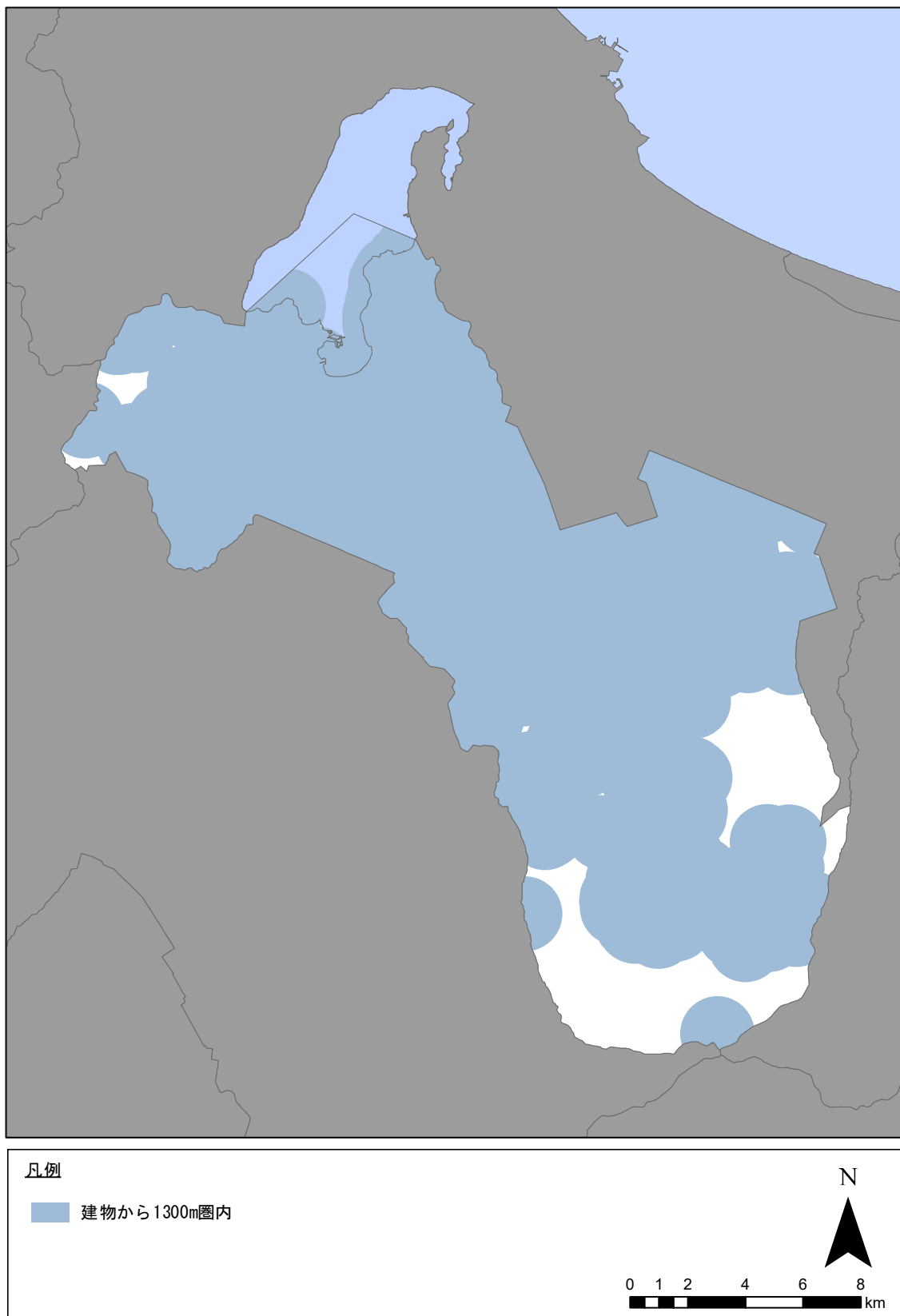
出典：国土数値情報「道路データ(日本測地系)(1995年度)」を基に作成

図 3-22 道路区域 (No. 49)



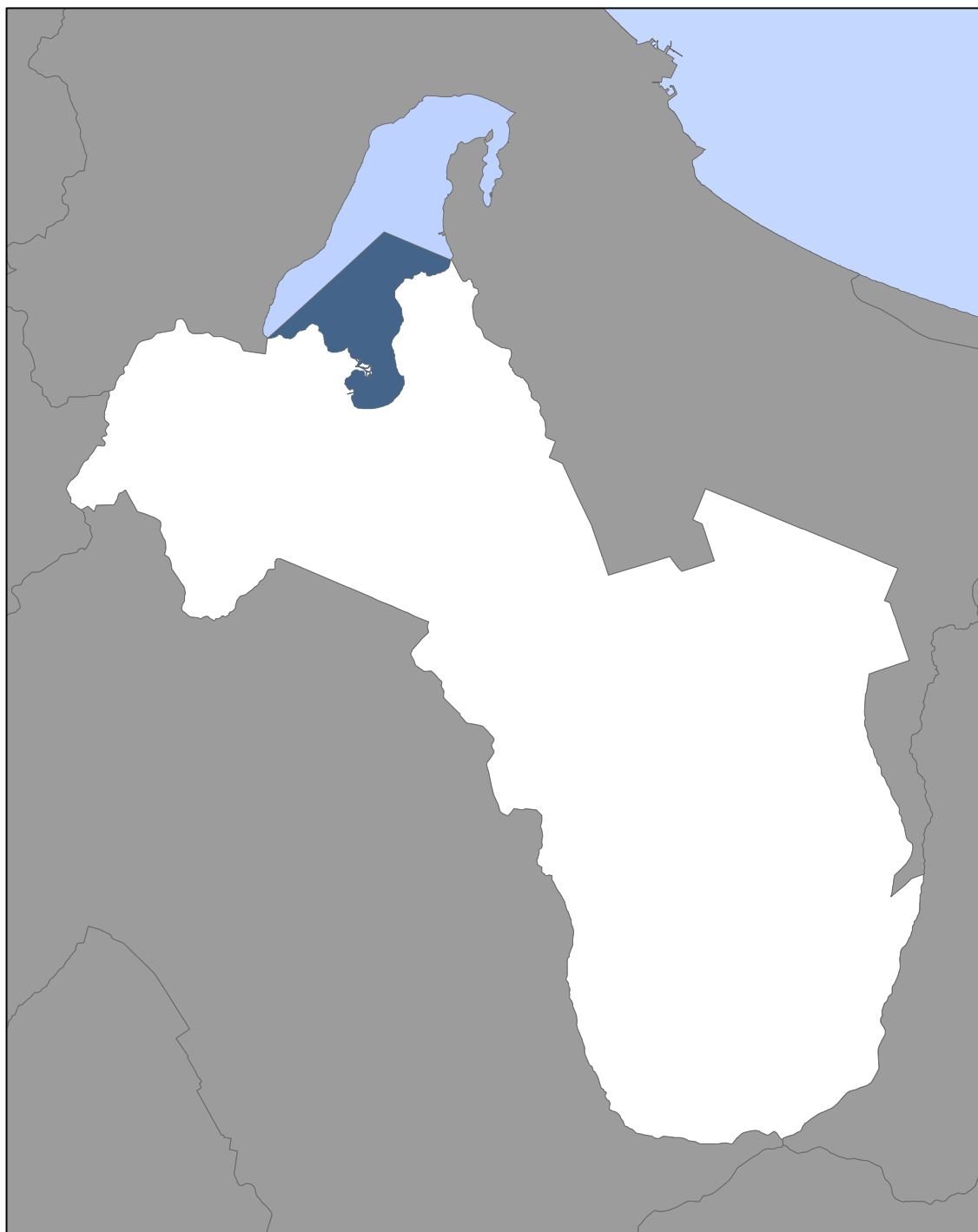
出典：国土地理院「建物データ」を基に作成

図 3-23 保全対象施設 (No. 51)



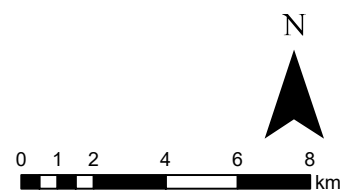
出典：国土地理院「建物データ」を基に作成

図 3-24 保全対象施設 (No. 52)



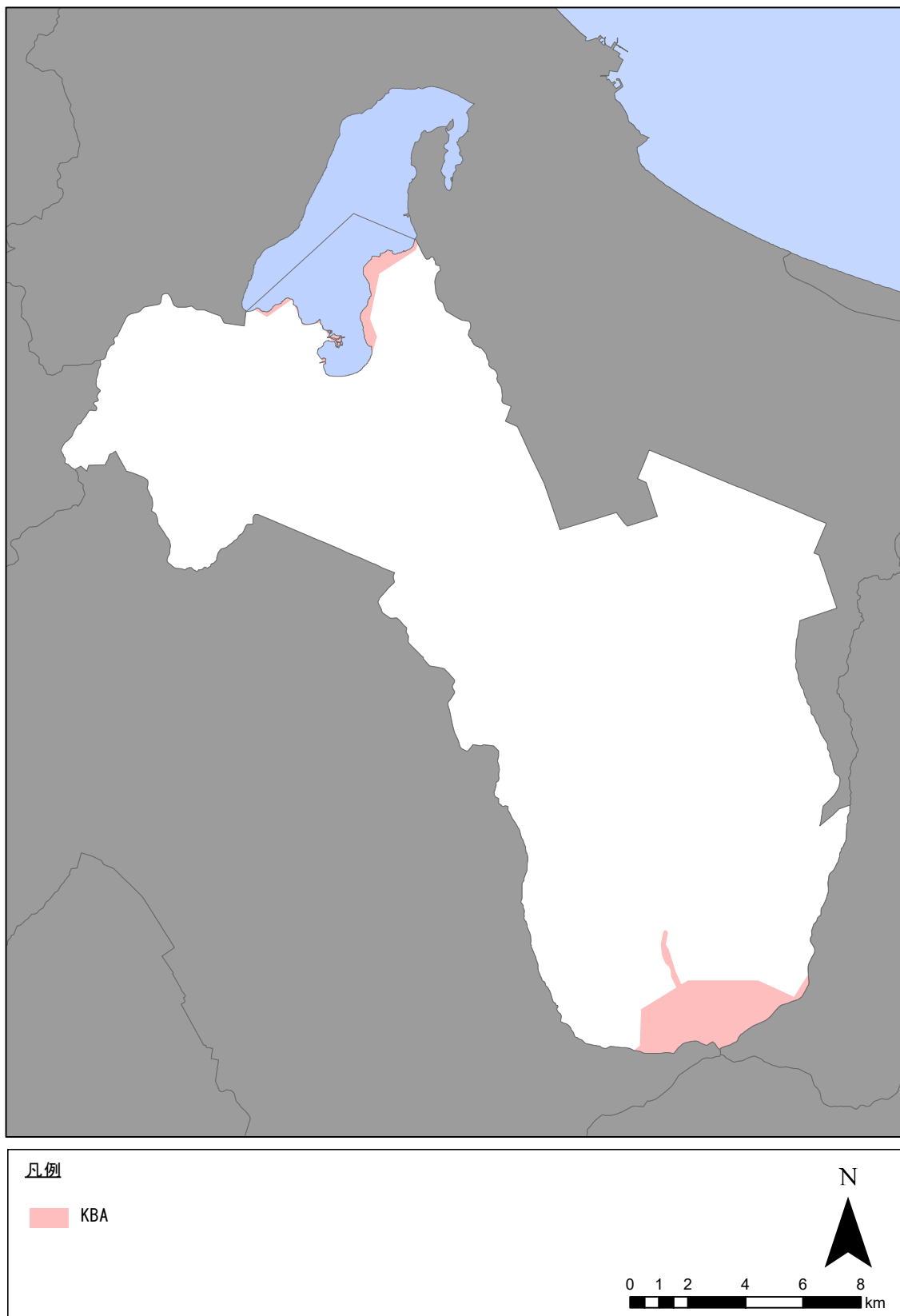
凡例

■ :重要湿地



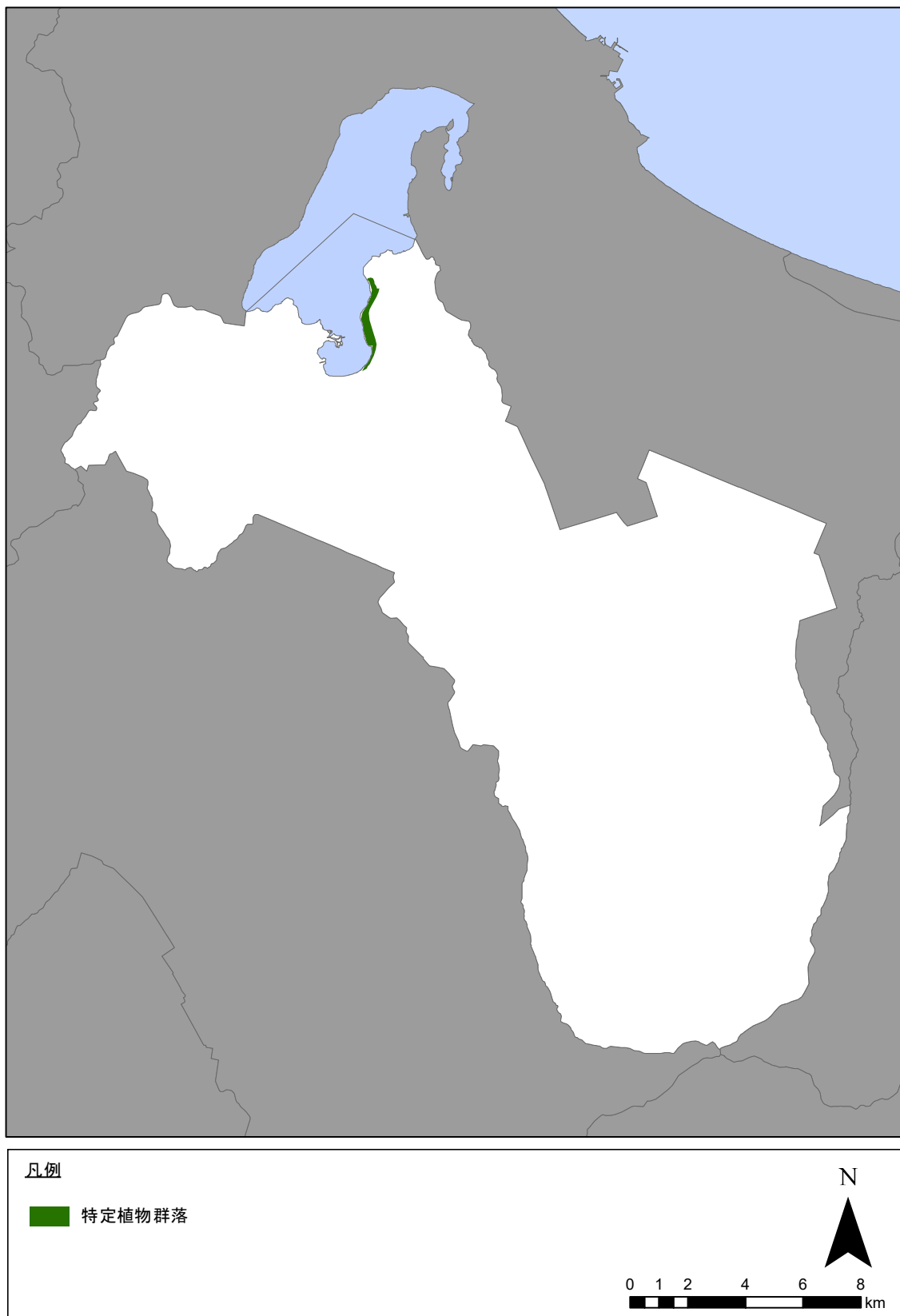
出典：環境省「EADAS（生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」、
国土数値情報「湖沼データ（2005年度）」を基に作成

図 3-25 重要湿地（No. 58）



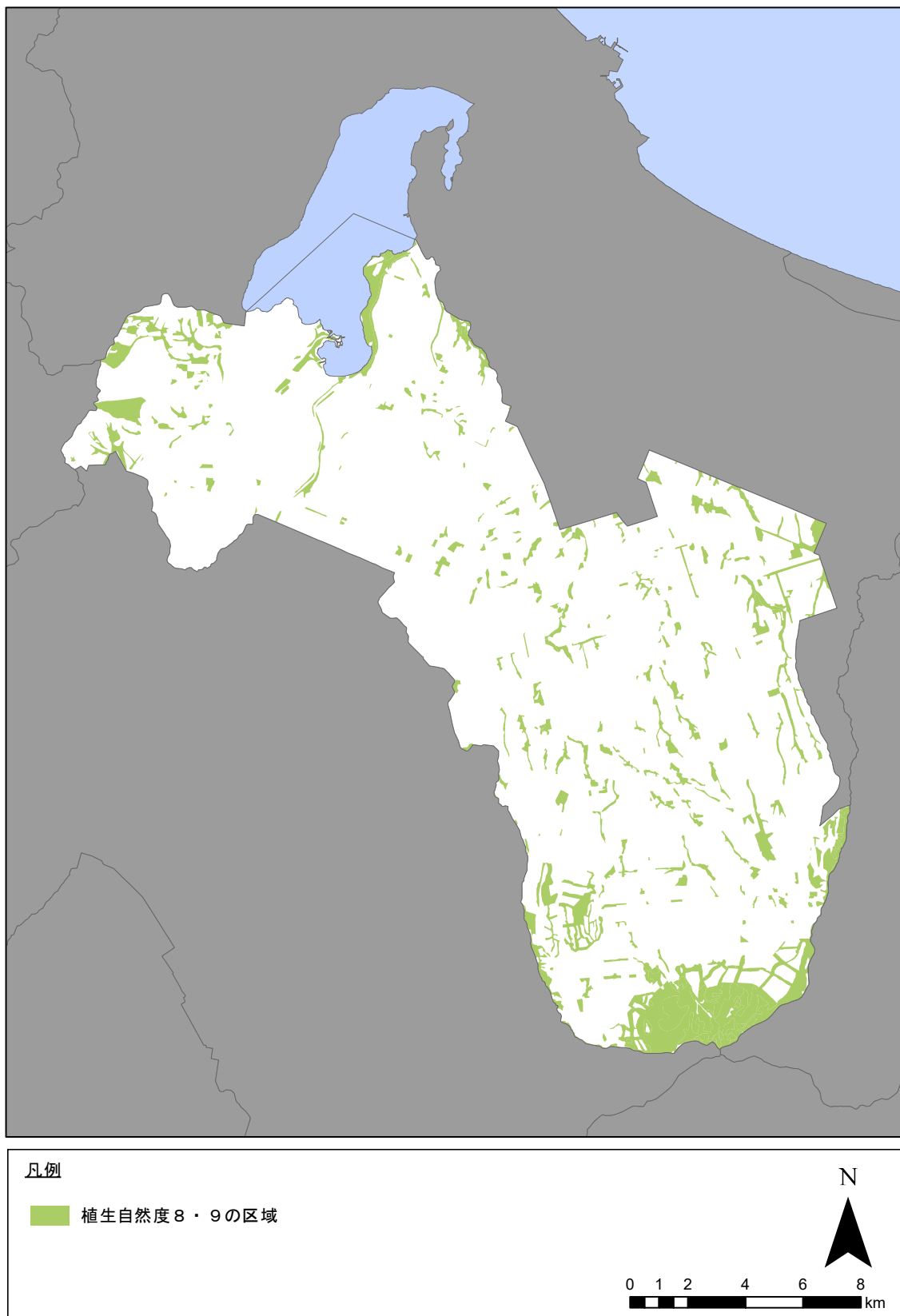
出典：一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン「KBA マップ」を基に作成

図 3-26 KAB (No. 60)



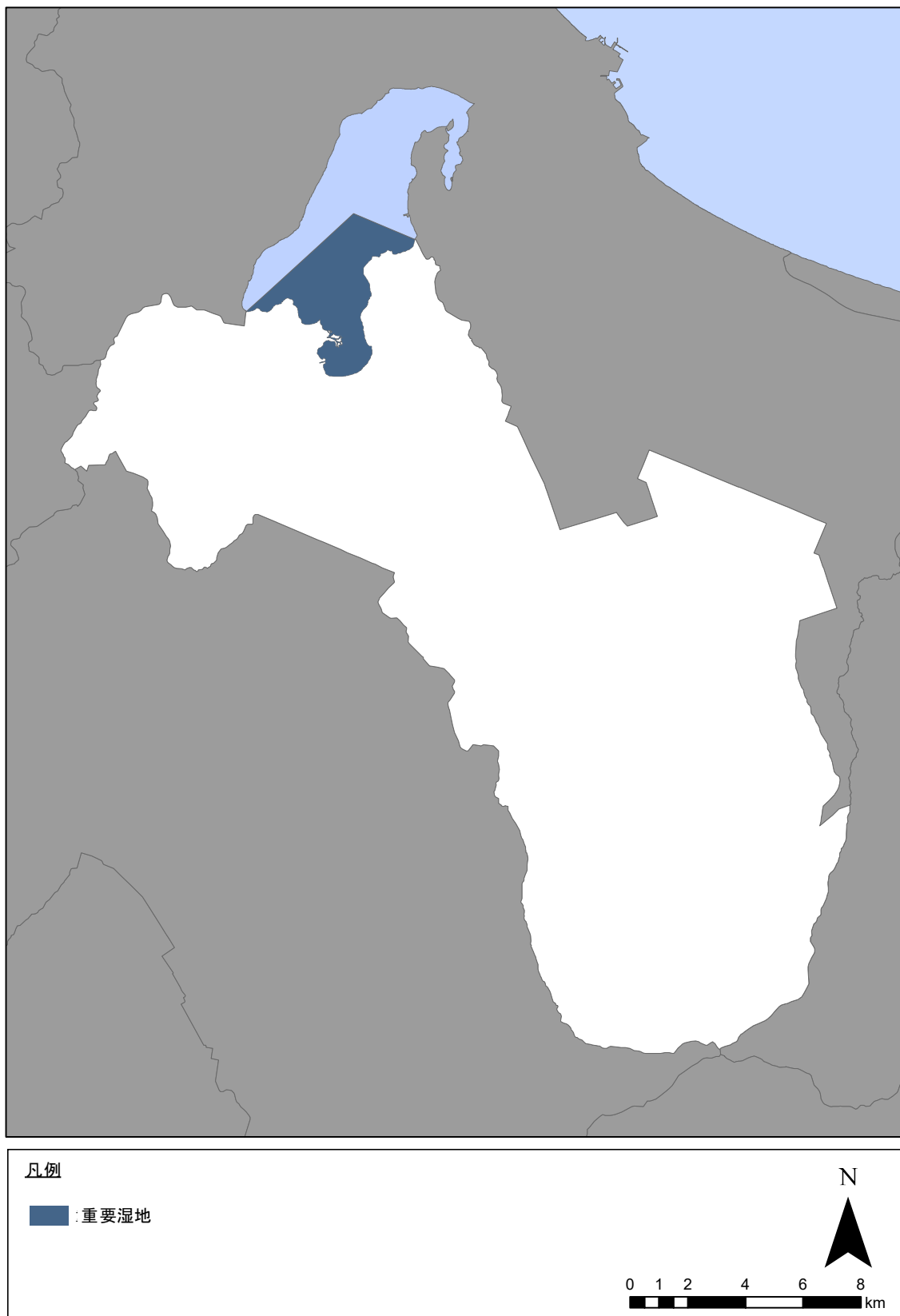
出典：生物多様性センター「特定植物群落調査」を基に作成

図 3-27 特定植物群落 (No. 68)



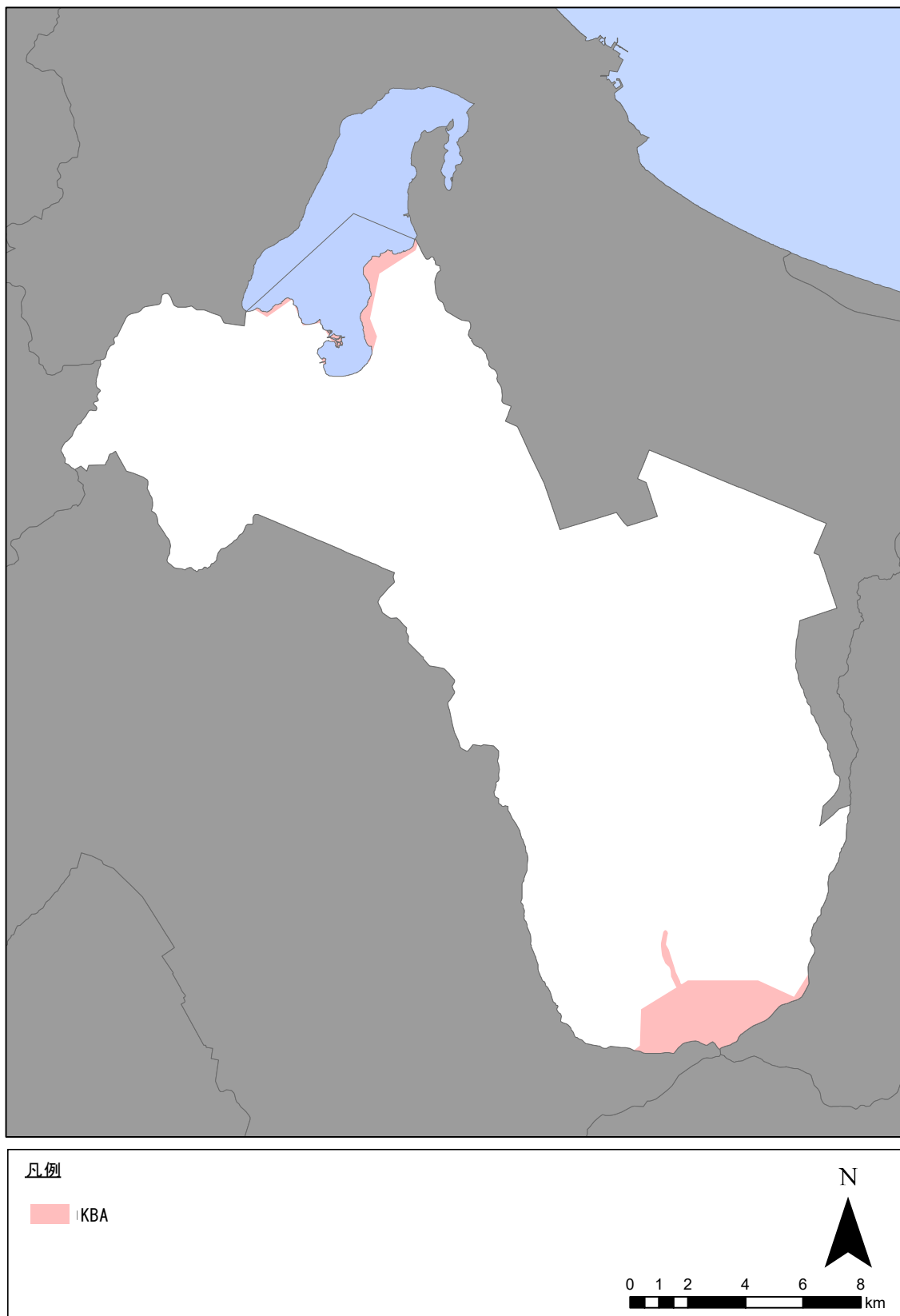
出典：生物多様性センター「植生調査(植生自然度調査)」を基に作成

図 3-28 植生自然度 8・9 の区域 (No. 69)



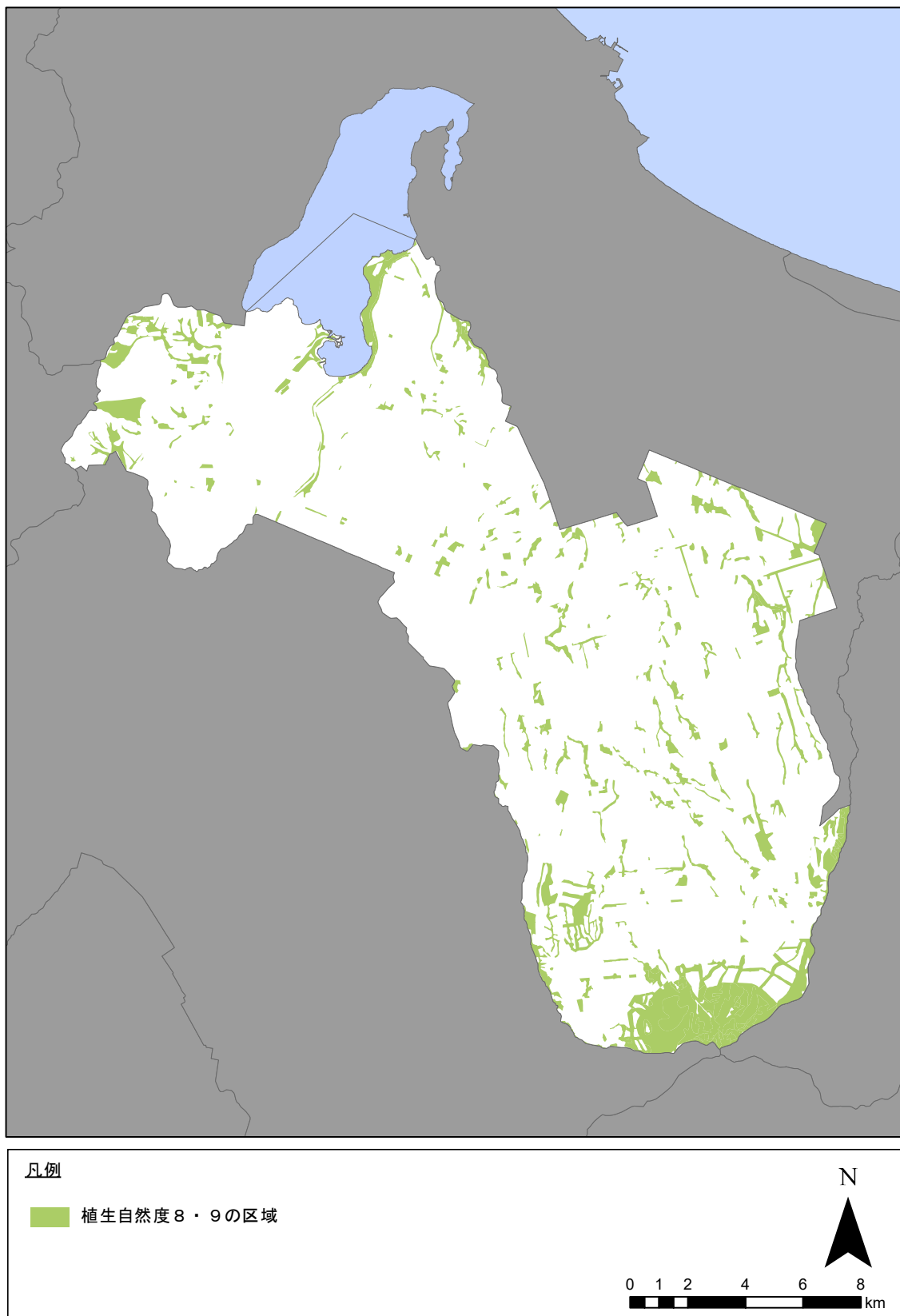
出典：環境省「EADAS」、国土数値情報「湖沼データ（2005年度）」を基に作成

図 3-29 重要湿地（No. 73）



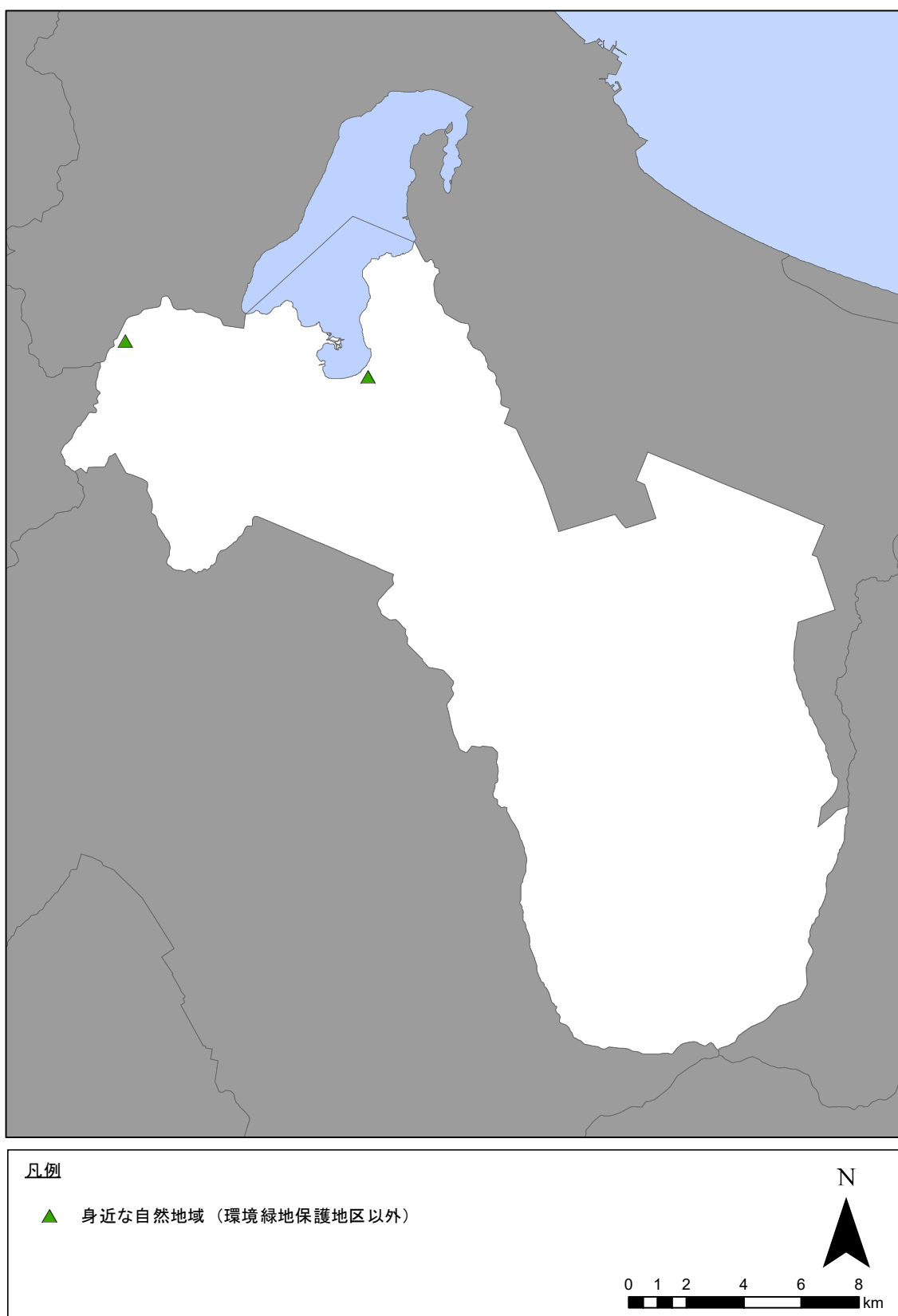
出典：一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン「KBA マップ」を基に作成

図 3-30 KBA (No. 79)



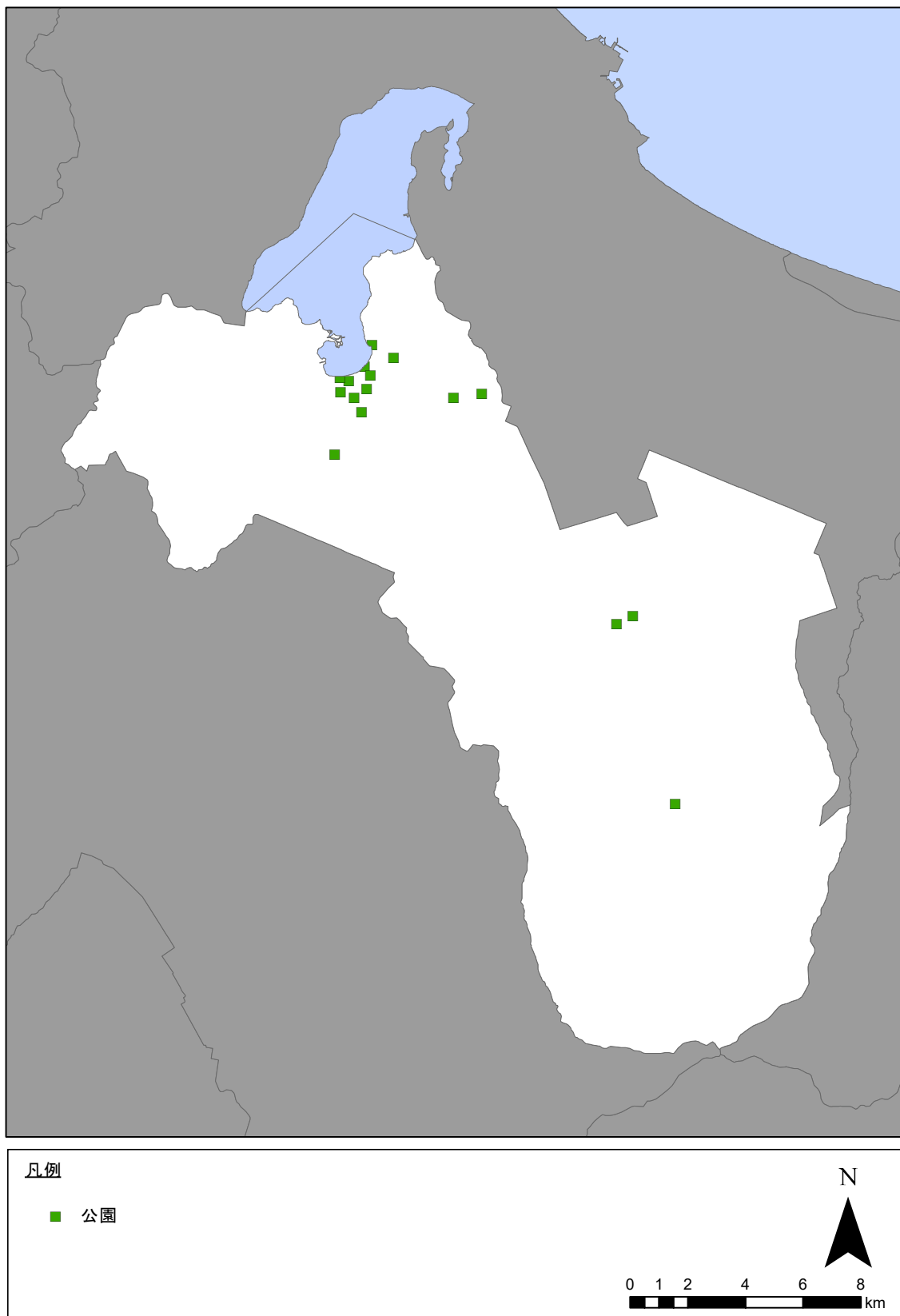
出典：生物多様性センター「植生調査(植生自然度調査)(1/5 万)」を基に作成

図 3-31 植生自然度 8・9 の区域 (No. 80)



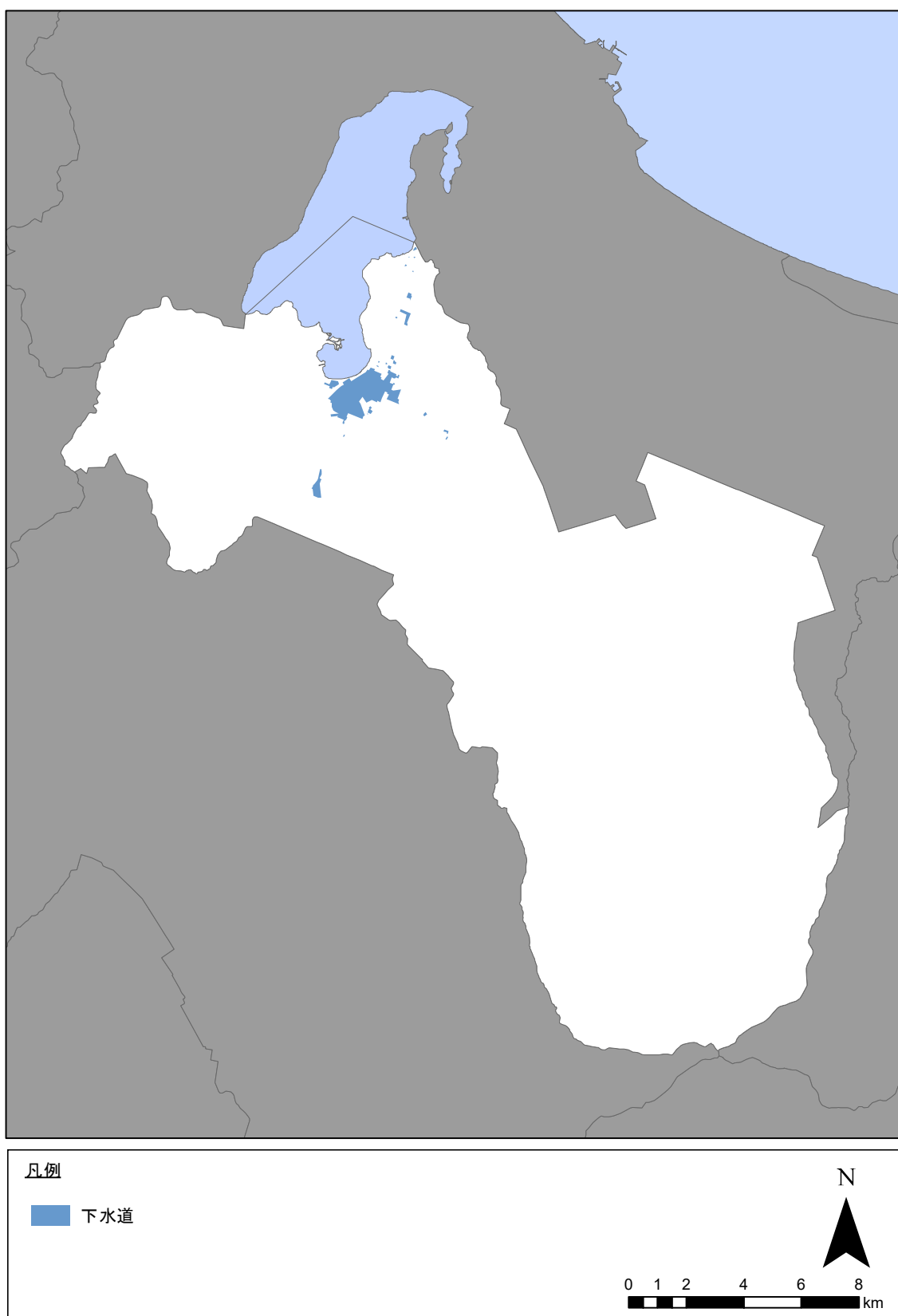
出典：北海道「北海道自然環境保全指針」を基に作成

図 3-32 身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）（No. 91）



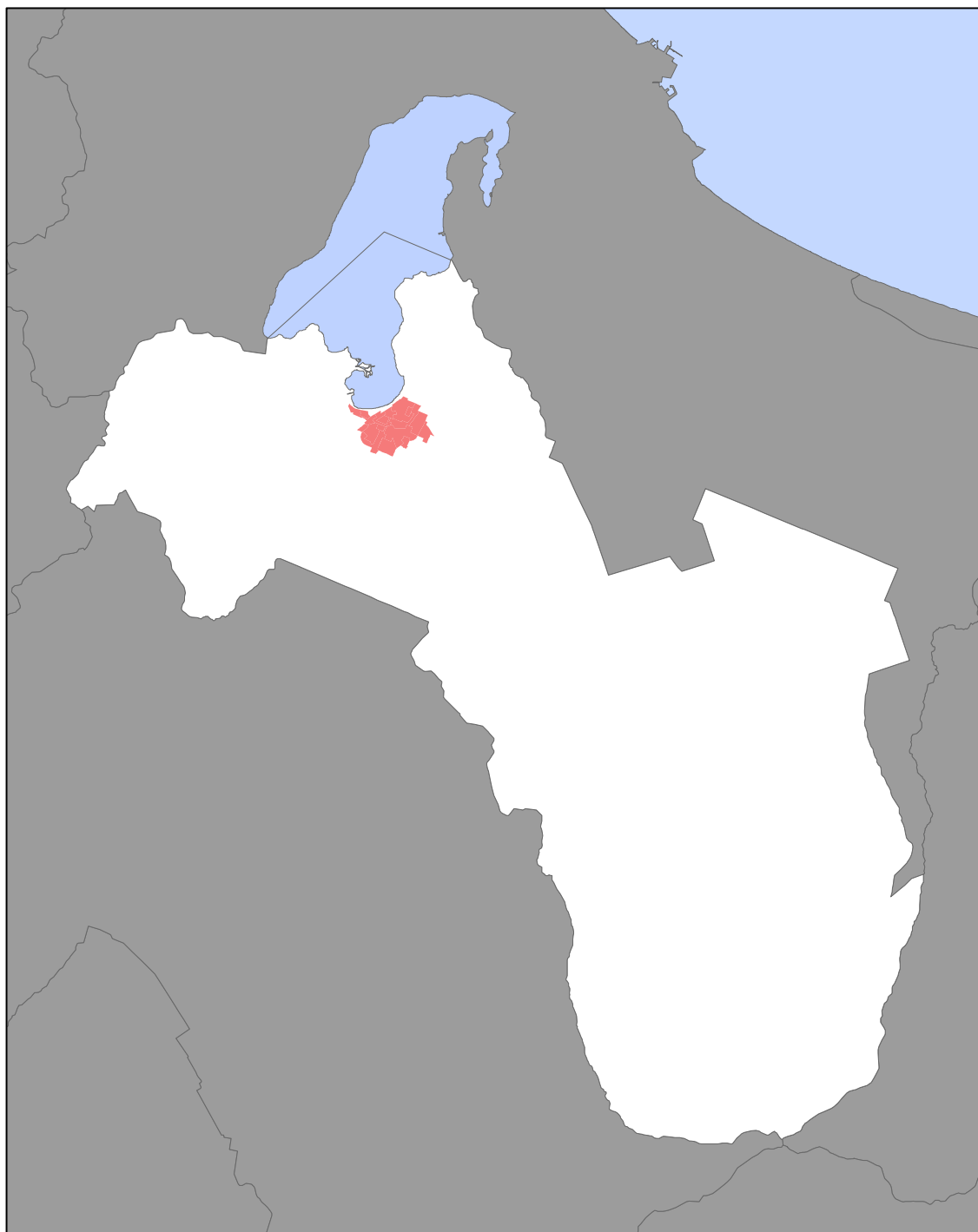
出典：GoogleMap「大空町 公園」を基に作成

図 3-33 公園 (No. 93)



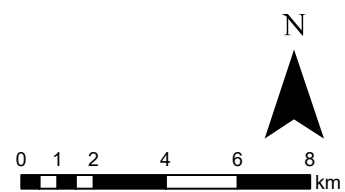
出典：環境省「EADAS（下水道処理区域）」、
国土数値情報「主要水系調査（一級水系）利水現況図（網走川・常呂川）」を基に作成

図 3-34 下水道 (No. 94)



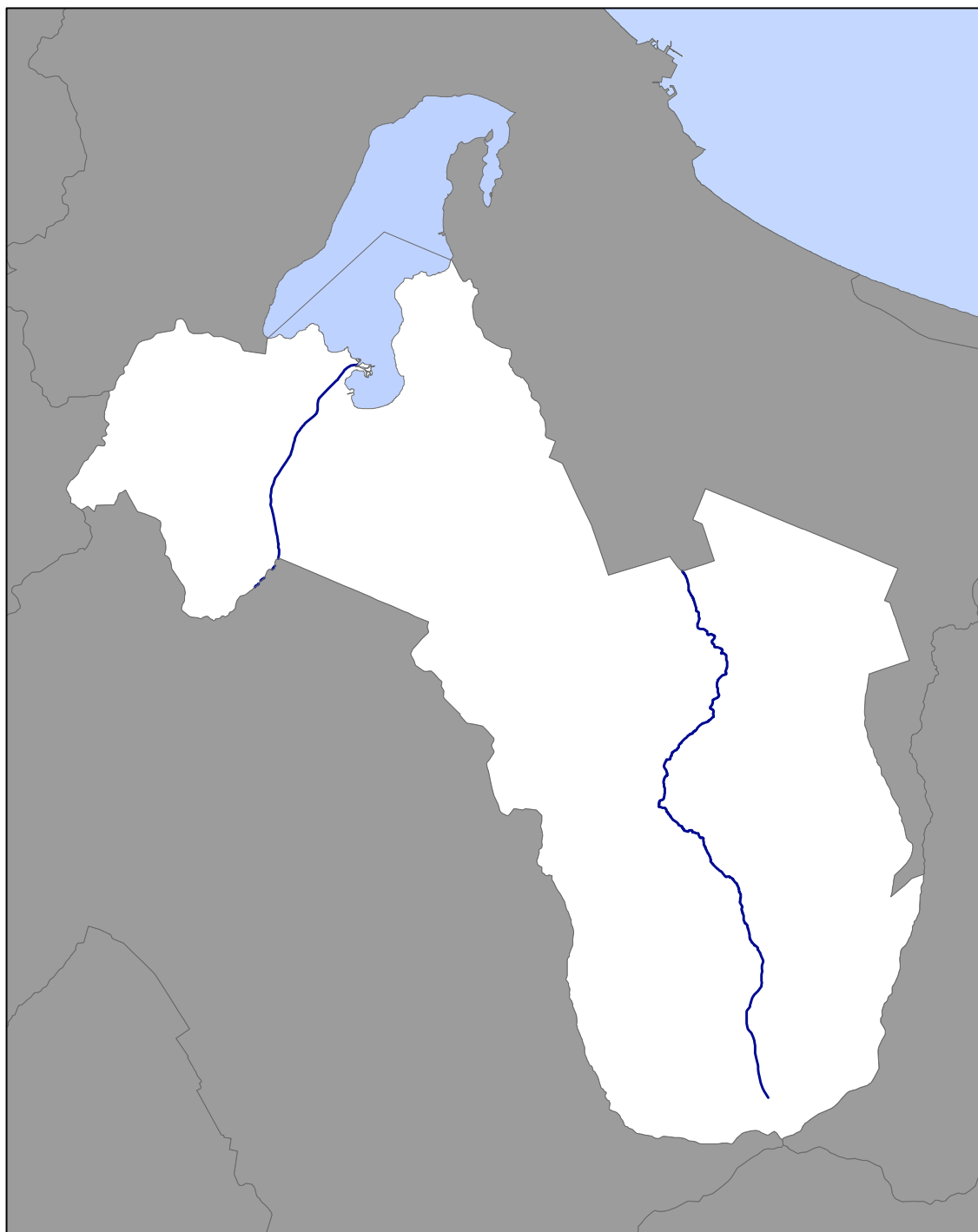
凡例

都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）



出典：国土数値情報「都市計画決定情報データ（2022年度）」を基に作成

図 3-35 都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）（No. 95）



凡例

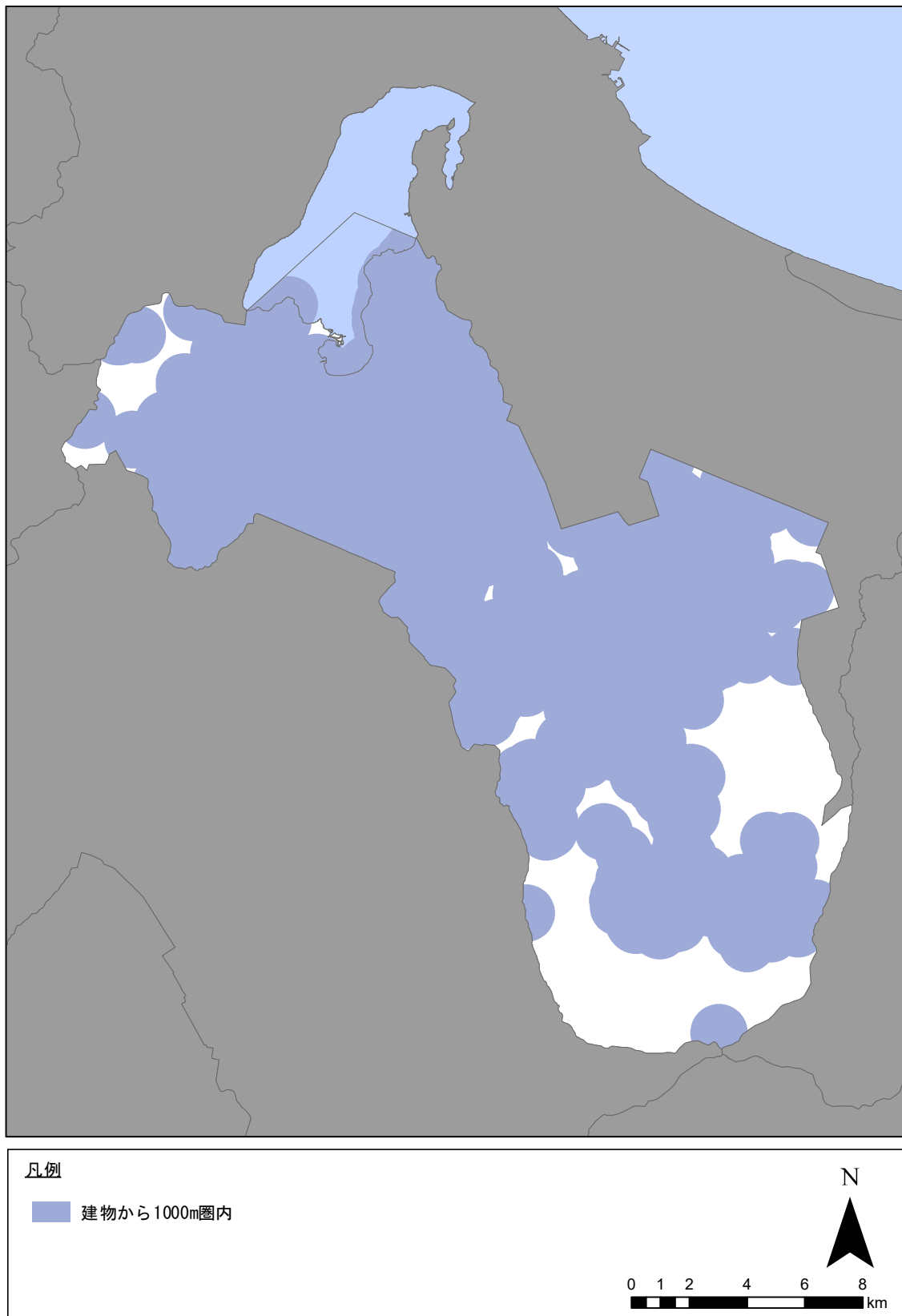
— 増殖河川

N

0 1 2 4 6 8 km

出典：水産研究・教育機構「増殖河川とふ化場マップ（2022年度）」、
国土数値情報「河川データ（2009年度）」を基に作成

図 3-36 増殖河川 (No. 106)



出典：出典：国土地理院「建物データ」を基に作成

図 3-37 保全対象施設 (No. 108)

3.3.2 一次ゾーニングの実施

前節で作成した要素マップを重ね合わせることで、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」と「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）」をマップ化した。一次ゾーニングの結果（一次ゾーニングレイヤー）を図 3-38、図 3-39 に、個別のレイヤーを図 3-40～図 3-44 に示す。

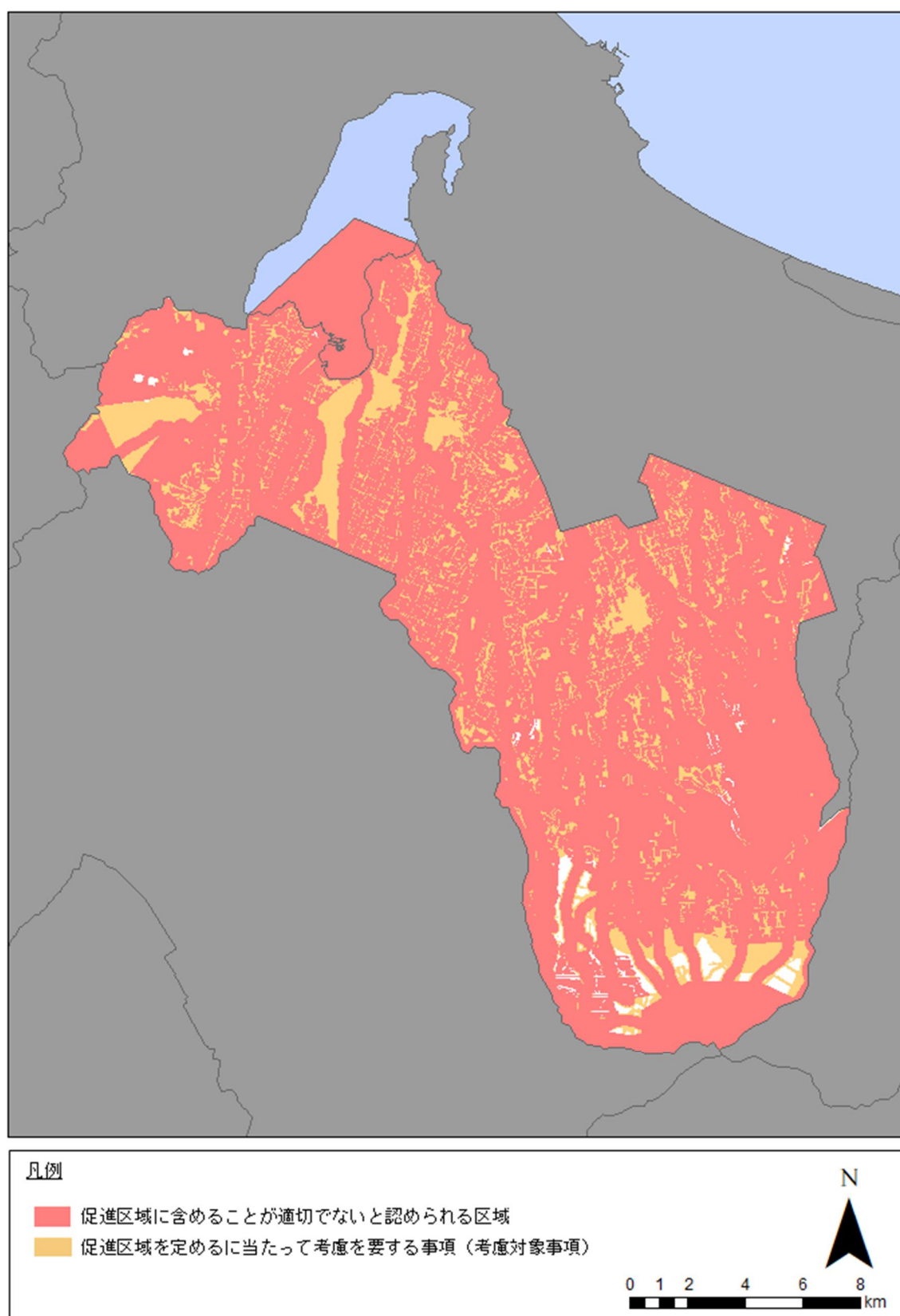


図 3-38 一次ゾーニングレイヤー（太陽光）

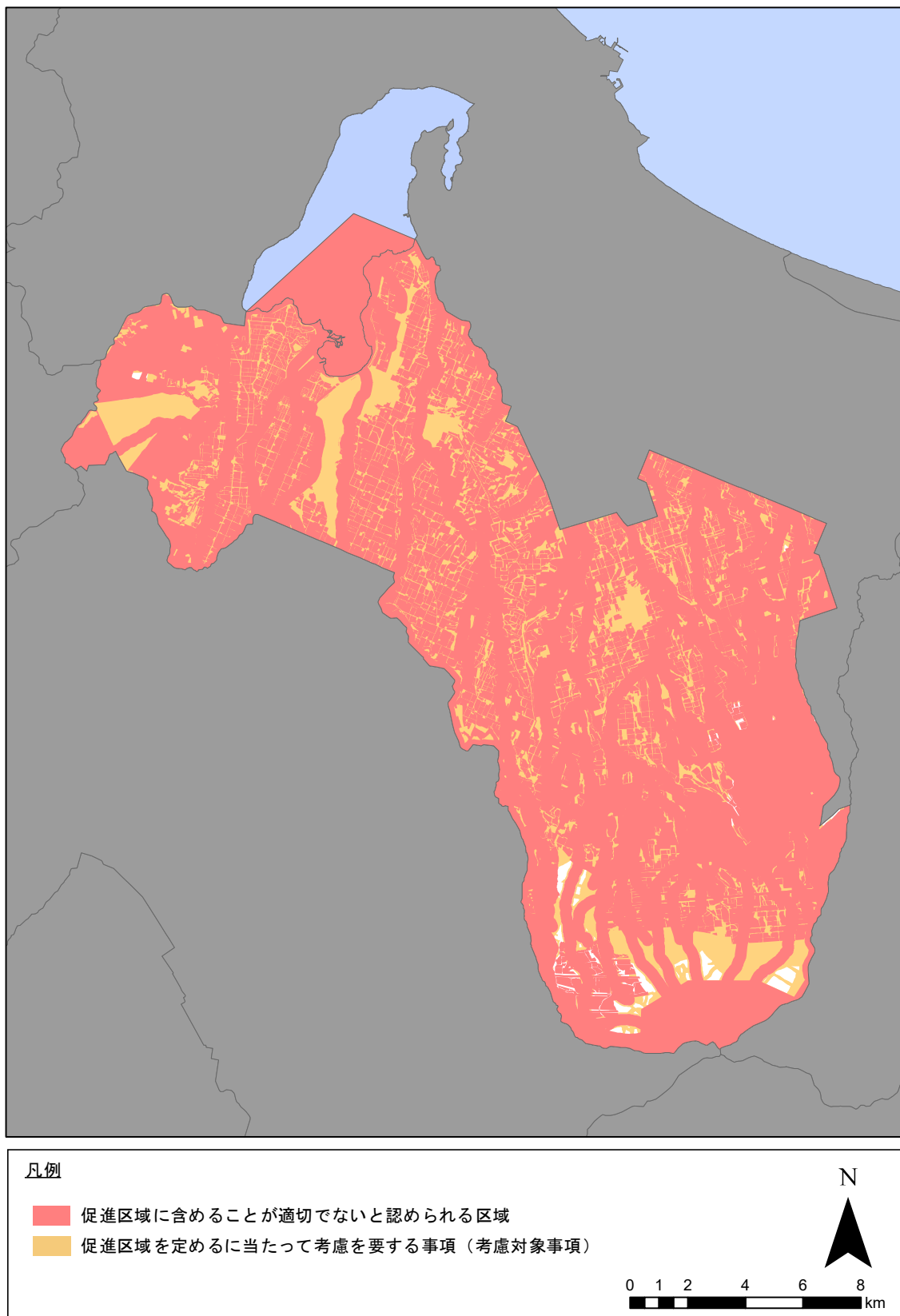


図 3-39 一次ゾーニングレイヤー（陸上風力）

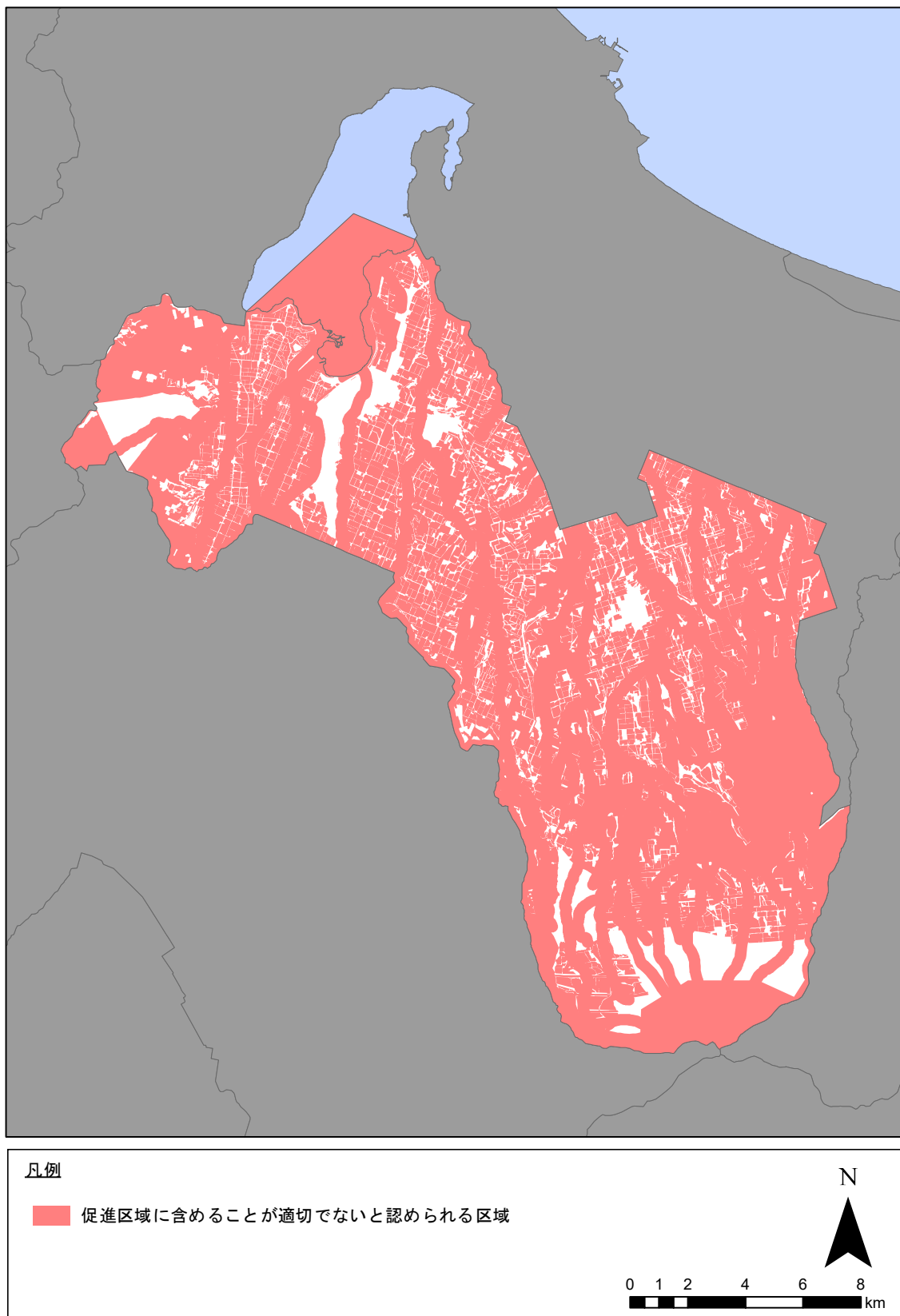


図 3-40 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（太陽光・陸上風力）

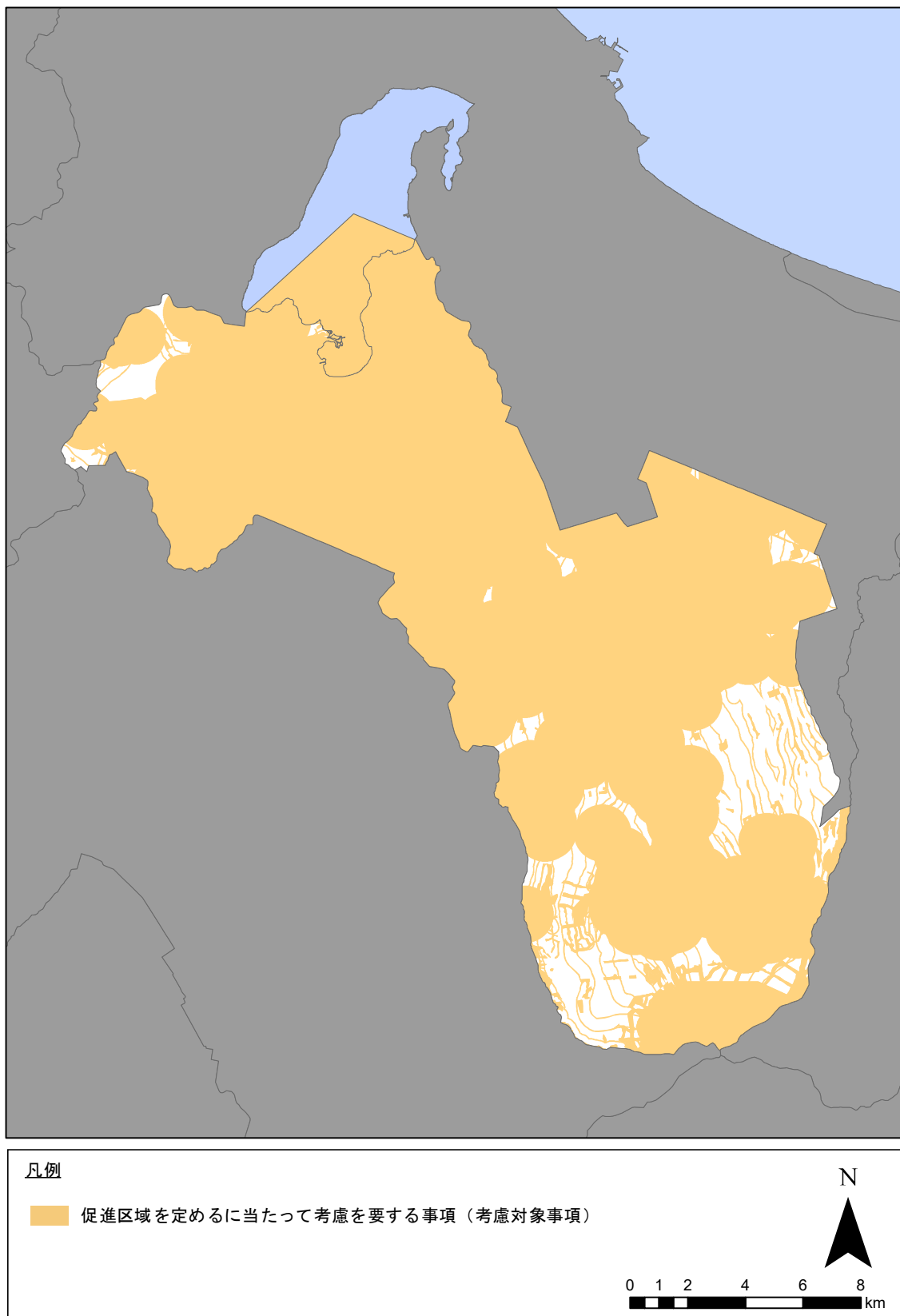


図 3-41 考慮対象事項（ポリゴン）（太陽光）

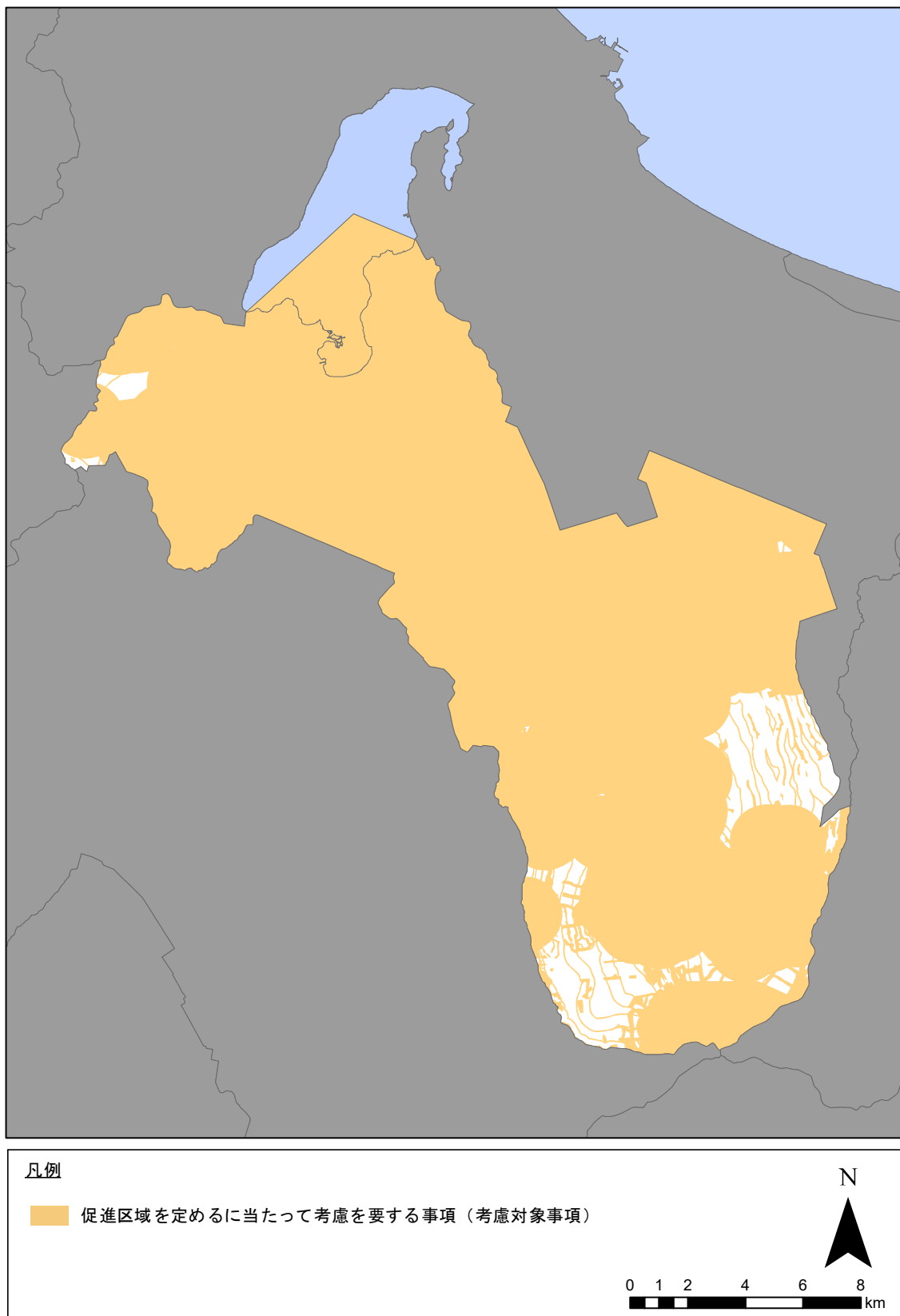


図 3-42 考慮対象事項（ポリゴン）（陸上風力）

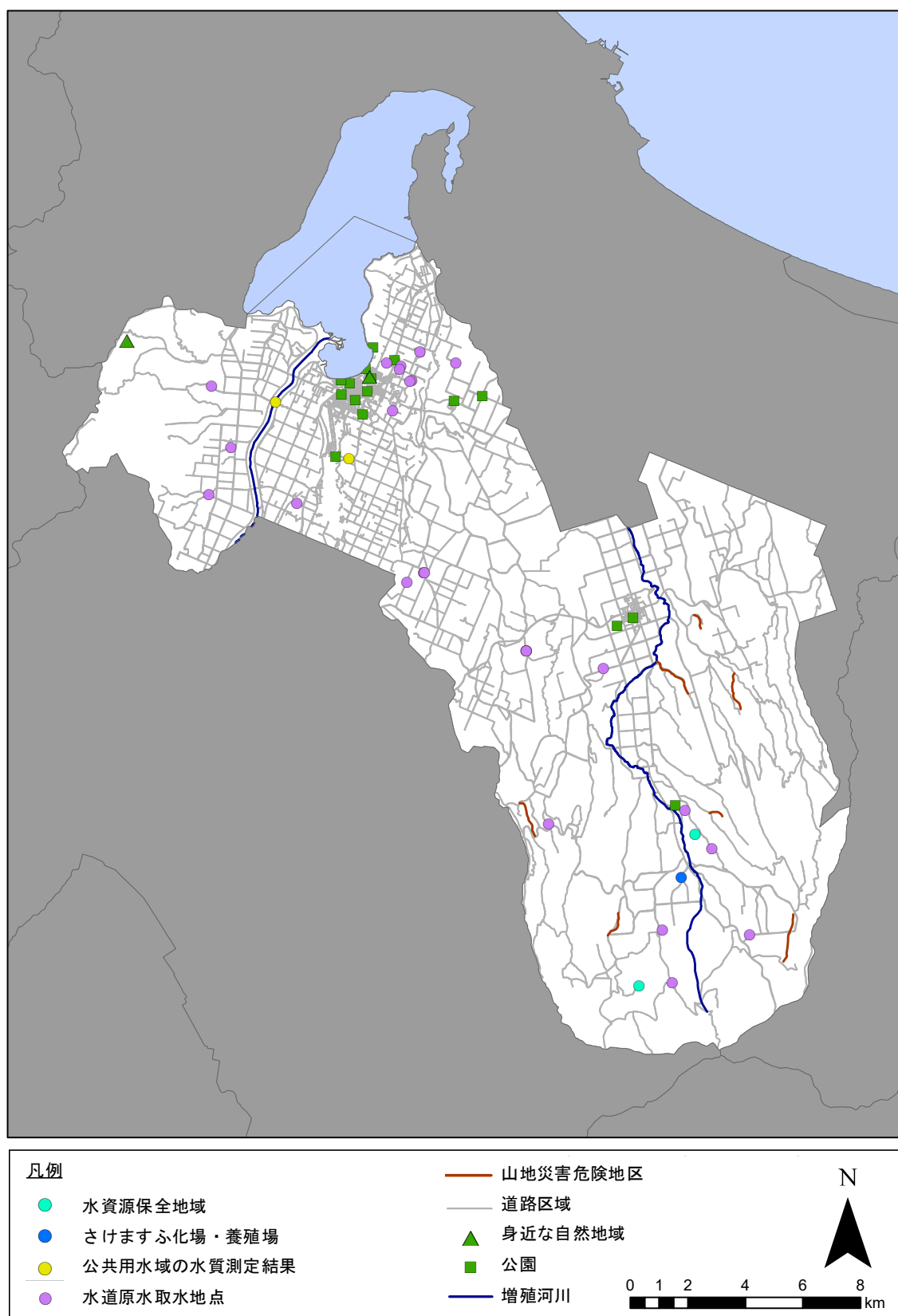


図 3-43 考慮対象事項（ライン・ポイント）（太陽光）

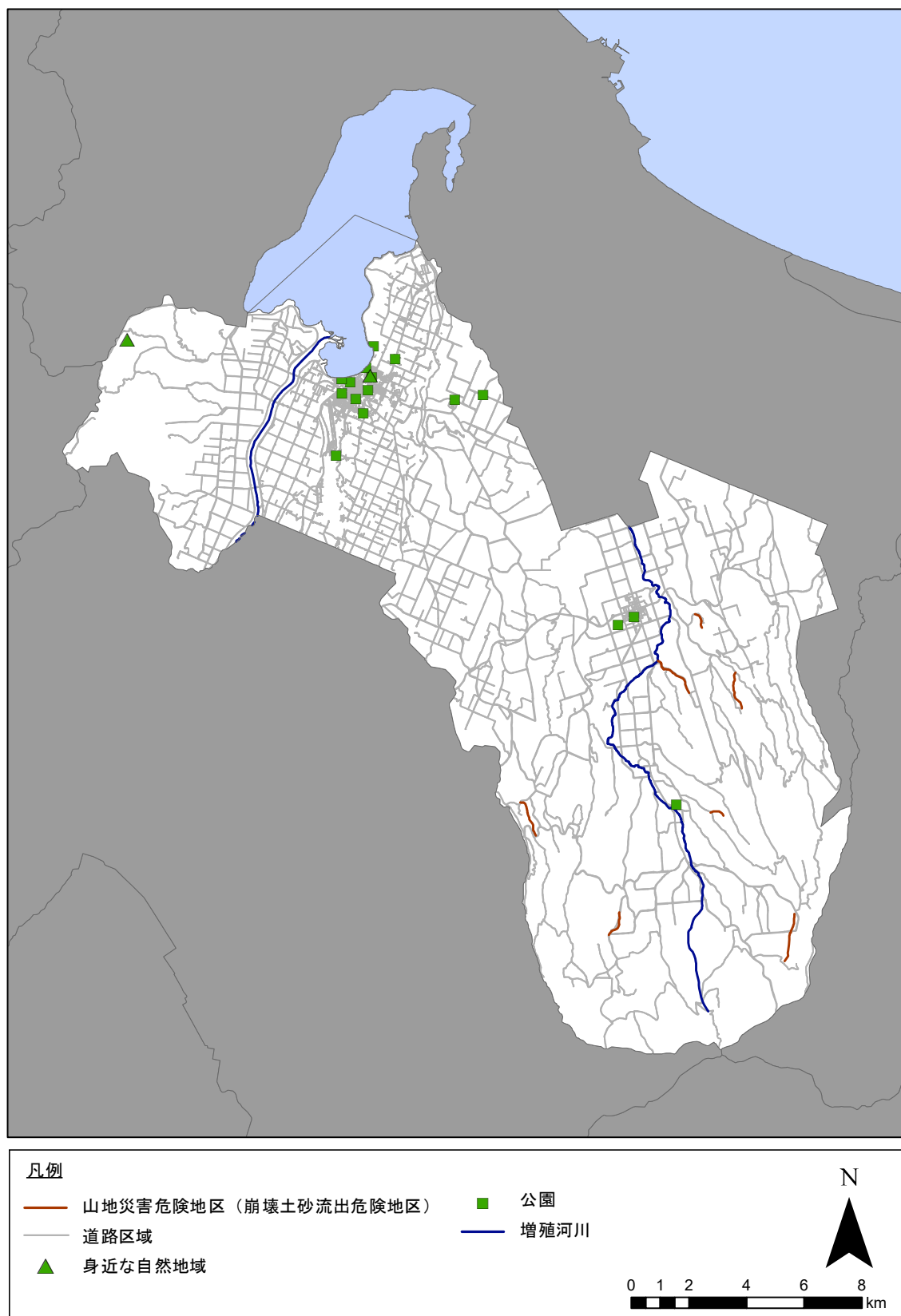


図 3-44 考慮対象事項（ライン・ポイント）（陸上風力）

第4章 町民意見の収集

4.1 本章の概要

本章では、町民ワークショップ、町民アンケート、ゼロカーボン推進委員会において町民意見を収集した。そして、これらの情報をマップ化することで、町民意見レイヤーを作成した。なお、この町民意見レイヤーは、第6章において一次ゾーニングに追加してゾーニングマップへ反映することとする。

4.2 町民ワークショップ

4.2.1 概要

ゾーニングマップ作成に向けた町民意見を収集するため、ワークショップを開催した。概要を表 4-1 に、プログラムを表 4-2 に示す。ワークショップではグループに分かれ、「好きな場所・思い出の場所」、「再エネを導入できそうな場所」、「再エネを導入できるが注意が必要な場所」、「再エネを導入すべきではない場所」について地図を活用しながら意見交換を実施する内容とした。

表 4-1 ワークショップの概要

項目	内容
日付	2025年10月6日（月）・7日（火）
時間	18:30-20:00（90分）
対象地区 ・参加者数	6日（女満別地区：10名、3グループ） 7日（東藻琴地区：12名、2グループ）

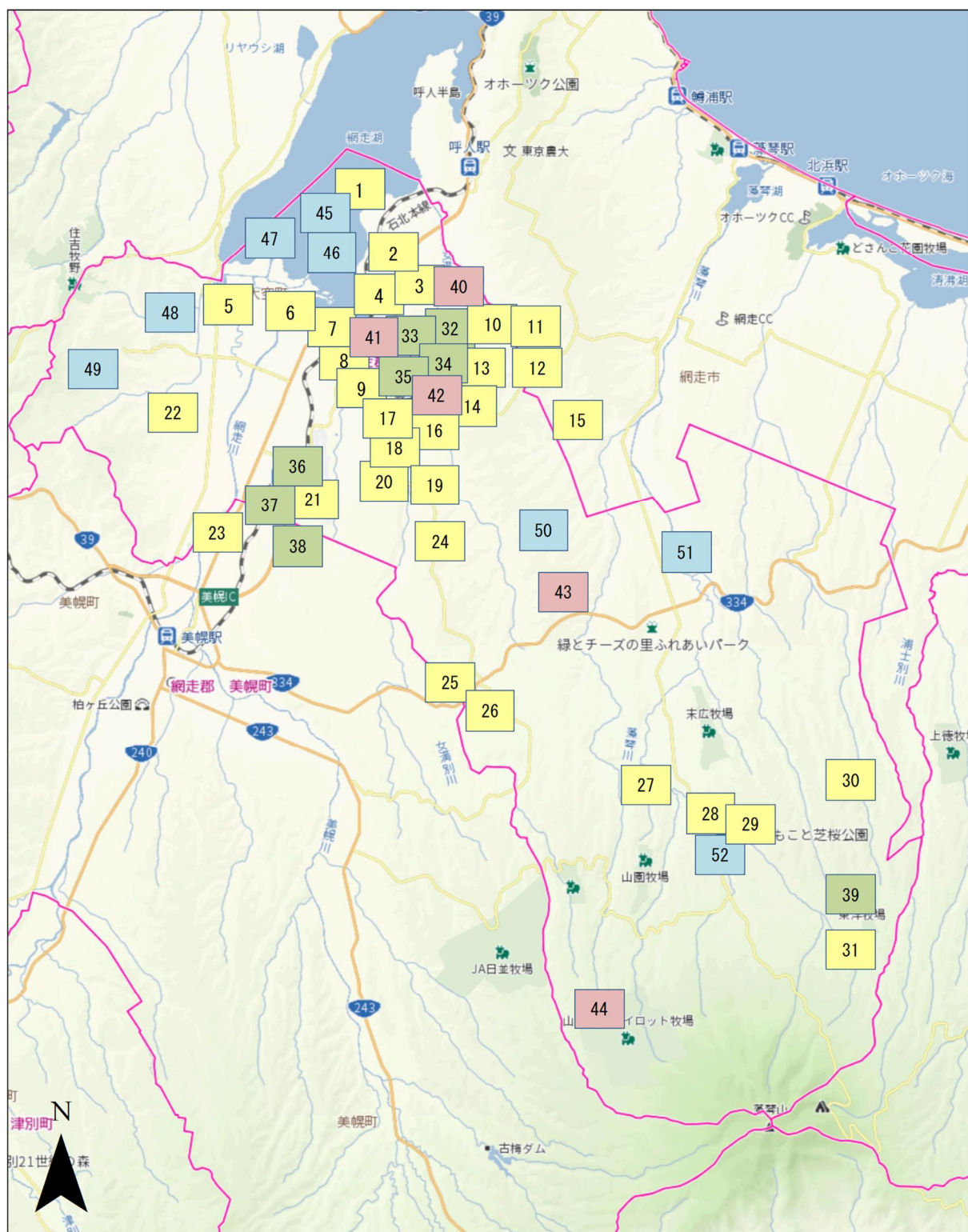
表 4-2 プログラム

No	分類	プログラム
1	講習	再生可能エネルギーゾーニングって？
2	自己紹介	アイスブレイク
3	グループワーク	「好きな場所・思い出の場所」の抽出
4	グループワーク	ゾーニングに向けた意見収集
5	発表	グループワーク結果の共有
6	講習	総括

4.2.2 結果

各グループにおけるワークショップ結果を次頁以降に示す。

(1) 女満別地区（グループ①）



出典：(C) NTTインフラネット株式会社を基に作成

図 4-1 ワークショップの結果（女満別地区：グループ①）

表 4-3 ワークショップの結果（女満別地区：グループ①）（1/2）

分類	No	意見
好きな 場所・ 思い出 の場所	1	カワセミ・ミンク・シマエナガ 野鳥がいっぱい
	2	メルヘンの丘 友人を必ず連れていく
	3	メルヘンの丘
	4	うら「メルヘンの丘」
	5	オジロワシの巣 たくさんいる
	6	タンチョウが営巣
	7	キャンプ場 超きれい
	8	湖畔 リスに会える
	9	老人福祉センター 役場入って関わっている
	10	ここからのメルヘンの木
	11	オーヴェールの丘
	12	白樺並木がきれい
	13	朝日ヶ丘公園 ひまわりがきれい 星がよく見える
	14	ゴルフ場 友人とゴルフをした
	15	ヤマセミ・フクロウがいる
	16	フクロウのいた森
	17	運動公園 朝野球をした思い出
	18	ひまわり畑 ひまわりと飛行機の写真は映える
	19	ひまわり畑
	20	ひまわり畑 飛行機が真上を通る
	21	飛行機のフォトポイント
	22	シカがたくさんいる
	23	自宅 遠く斜里岳、阿寒岳が見える
	24	北海道って感じの景色
	25	グリーンマーケット クレープ買えなかった
	26	クレープの自販機
	27	サケがのぼってくる
	28	芝桜公園 ピンクがきれい
	29	芝桜公園 中学修学旅行で行った
	30	オオワシ オジロワシ 100羽
	31	オホーツク海が見える すごい
導入で きそう な場所	32	役場 壁（太陽光）
	33	役場 まわり・駐車場（太陽光）
	34	朝日ヶ丘 （風力）

表 4-4 ワークショップの結果（女満別地区：グループ①）（2/2）

分類	No	意見
導入できそうな場所	35	商店街の屋根（太陽光）
	36	空港ビル（太陽光）
	37	空港 駐車場
	38	高速道バイパス 壁
	39	牧場（太陽光）
注意が必要な場所	40	ふきだまる 風のとおり道に 縦型 風力
	41	学校の屋根・壁 騒音注意
	42	病院の屋根・壁 騒音注意
	43	防風林に縦型 太陽光
	44	鳥が死なない形の風力導入
導入すべきではない場所	45	湖畔 川のふち
	46	メルヘンの丘
	47	網走湖 景観害する
	48	横型風車 バードストライク
	49	森のままにしてほしい
	50	畑の景色
	51	畑・田に横型太陽光
	52	芝桜公園

(2) 女満別地区（グループ②）



出典：(C) NTT インフラネット株式会社を基に作成

図 4-2 ワークショップの結果（女満別地区：グループ②）

表 4-5 ワークショップの結果（女満別地区：グループ②）

分類	No	意見
好きな 場所・ 思い出 の場所	1	メルヘンの丘
	2	湖畔からの夕日
	3	住吉牧野
	4	住吉の田んぼ
	5	運動公園 よく遊んだ
	6	希少生物がいる
	7	太陽光・風力よりも地熱発電に目を向けてみてはどうか
	8	自然が良い
	9	藻琴山登山道から芝桜
	10	パイロットファーム
	11	天然記念生物がいる
	12	水源近くは動物・鳥
	13	鳥の飛行ルート
導入で きそう な場所	14	元の畑地
	15	牧野管理棟前 東側傾斜地（一般廃棄物上部地）
	16	法務省が良いと言えば網走刑務所住吉作業所用地
	17	駐車場への設置であれば放置されないのでは（壊れたとき）
	18	木を切り倒して設置はしないことが望まれる
	19	専門家の考えを複数聞き取り、それを公開しながら進めると良いと思う（野鳥や生物・自然）
	20	ペロブスカイトなど別に可能性を考える

(3) 女満別地区（グループ③）



出典：(C) NTTインフラネット株式会社を基に作成

図 4-3 ワークショップの結果（女満別地区：グループ③）

表 4-6 ワークショップの結果（女満別地区：グループ③）

分類	No	意見
好きな 場所・ 思い出 の場所	1	網走湖一周
	2	女満別神社
	3	メルヘンの丘
	4	女満別湖畔
	5	トマップ川公園 小さいころによく遊んだ
	6	朝日ヶ丘展望台
	7	西女満別駅
	8	女満別空港
	9	山菜採りに行くときに必ず寄るところ
	10	農家さんとの思い出の地
	11	ライトアップ
	12	水がおいしい
導入で きそう な場所	13	僻地の空き家跡
	14	耕作放棄地（あるのか不明）
	15	埋立地（あるのか不明）
	16	役場の駐車場
	17	女満別小学校
注意が 必要な 場所	18	道の駅（メルヘンの丘めまんべつ）観光資源（風車）
	19	防災センター 何かあったときにも使えるように（風車）
	20	朝日ヶ丘展望台 観光資源（風車）
	21	女満別小学校跡地 法面
導入す べきで はない 場所	22	大空八景から見える場所
	23	使用している施設の転用
	24	農地
	25	農地
	26	木を切る必要がある場所
	27	渡り鳥（野鳥）・リス・鹿など 動物の邪魔になる場所（太陽光・風力）
	28	動物への影響

(4) 女満別地区（その他）

表 4-7 その他の意見（女満別地区）

地区	意見
女満別	● 女満別神社にはオオワシがいて聞いた。（町民） ● 女満別川駅には、訪れた人が書くノートがある。これを見るのは楽しい。（町民） ● 女満別は映画（ファーストラブや黒澤明監督作品など）のロケ地になっている。これは自慢。（町民） ● 旭が丘展望台から見るひまわり畑や農地の風景が好き。（町民） ● 風力発電機はカッコイイと思う人もいる。観光資源になる可能性がある。（町民） ● オランダのようなかわいい風車では発電しないのか。大空町の風景にも合うし、観光資源になりそう。（町民） ● 木を切ってソーラーパネルを設置することは反対。耕作放棄地や空き家、埋立地であれば設置場所としても良いかもしれない。（町民） ● 女満別小学校はデザインがかわいらしい。小学校自体がオール電化になっており、冬にたいへん暖房費がかかる。少しでも対処できるよう小学校の屋上に設置することはできるのではないかと考える。学校敷地の法面にも設置できないかと考える。斜面ではそりなどにも使っているが、全部は使わなくても問題ないと考えられる。（町民） ● 教育施設のような場所であれば、ソーラーシェアリングで農地体験をすることも考えられるのでは。（町民） ● どこかで規制はしてほしい。規制はもちろんだが、設置するとしても鳥類の飛行ルートや希少種であるシマフクロウの生息地はきちんと把握し、保全してほしい。（町民） ● 森を切れば、生息場所が減った動物が街に降りてくる可能性がある。近年ヒグマの害もよく聞くため、安全面からも森を切った開発は好ましくない。（町民） ● 飛行機からは小さいソーラーパネルが見える。ソーラーが地球温暖化を促進しているという話も聞く。そうならないよう、複数の専門家に話を聞いて進めてほしい。（町民） ● 農地の大規模化が進むと、そこからこぼれた小さい場所にソーラーが入っていくおそれがある。そのような事にならないような注意も必要。（町民） ● 網走市の地域電力のように、地域が潤うようになると良い。（町民）

(5) 東藻琴地区（グループ①）



出典：（C）NTTインフラネット株式会社を基に作成

図 4-4 ワークショップの結果（東藻琴地区：グループ①）

表 4-8 ワークショップの結果（東藻琴地区：グループ①）

分類	No	意見
導入で きそう な場所	1	町中に設置
	2	個人宅（建物）
注意が 必要な 場所	3	全部（全域）おおむねNG

(6) 東藻琴地区（グループ②）



出典：(C) NTTインフラネット株式会社を基に作成

図 4-5 ワークショップの結果（東藻琴地区：グループ②）

表 4-9 ワークショップの結果（東藻琴地区：グループ②）

分類	No	意見
導入すべきではない場所	1	山林・畑をけずって入れるのはNG
	2	河川敷等のハザードマップ対象地はNG

(7) 東藻琴地区（その他）

表 4-10 その他の意見（東藻琴地区）（1/4）

地区	意見
東藻琴	● 昔いた生き物や、植物が減っている今、さらに生物が生息できない環境にするのだけは避けたい。自然を守りたい。（町民） ● PV は、地域の景観を壊し、事業終了後にパネル等の設備を事業者が放置する例があると聞いている。（町民） ● 事業者はPV で儲けて、場所を提供した地域には利益がなく、事業終了後は、事業者が後始末をすることなく設備を放置されるのではないのか。このような事業を推進することはできない。（町民） ● 結局、ゾーニングはPV 設置を促進することになるものではないのか。（町民） ⇒現在、発電事業者がPV パネルを設置しようとした場合、町に計画を停止させる力はない。そのため、PV の設置を避けたい場所であっても、事業者に押し切られてしまう。ゾーニングは、地域として、設置させても良い場所と設置させたくない場所を予め事業者に提示することで、設置場所を考慮してもらうことを目的にしており、設置させたくない場所に事業者が進出してくる抑止力になる。（事務局） ● カーポートや建物の屋根、壁等に設置するもの、施設の敷地に小規模で設置されるPV は良いと思う。一方、農地、山林等への設置は景観を壊すことになるのでやめてほしい。（町民） ● PV は施設に付随した設置以外、設置しても良い区域はない。（町民） ● 発電事業者に撤去費を強制的に積み立てる法律があるべきではないのか。また、それに違反した場合に罰則を付けるべきである。（町民） ● 今回のワークショップのメンバーでゾーニングについて決めていいのか不安がある。（町民） ⇒意見はあくまで参考にするのみで決定ではない。このあと現地調査や委員会も予定している。（事務局） ● 一番危惧している点は、将来の設備の寿命が来たときに、事業者のほうで処理する義務がないということ。地域の負担になるのではないのか。（町民） ⇒事業用の太陽光発電については、事業者に積立を行うように指導はされている。（事務局） ⇒強制でないと困る。廃棄物の処理が地域の負担になるのであれば太陽光は置いてほしくない。（町民）

表 4-11 その他の意見（東藻琴地区）（2/4）

地区	意見
東藻琴	● 太陽光パネルを設置するのが大空町なのであれば負担も分かるが、促進区域を作ったところで外から事業者が入ってきてパネルを設置するのだから、町のメリットはない。それであれば、他の地域から再エネの電気を買い、大空町で再生可能エネルギーを進める必要はないのではないか。（町民） ● 個人の建物に設置するのは仕方ないとして、町の自然を守るためには、自然環境を壊さないような規制をどのようにかけていくかを話し合っていけば良いと思う。（町民） ● 設置を許可できるのが、地域住民、地元企業だけなら良いと思う。（町民） ● 「誰が」「どんな規模のものを」が一番大事であって、ゾーニングはその議論があってからだと思う。（町民） ● ゾーニングマップを作ったところで、法的効力はないため意味がないのでは。（町民） ● 農地の売買であれば農業委員会が入るので、農地からの転用でソーラーパネル設置は間接的な規制ができるのでは。（町民） ⇒雑種地でもある程度の面積以上だと届出は必要である。（事務局） ● 業者が入ってきた際、寿命が来たら片付ける要求はできるのか。（町民） ⇒原状復帰や廃棄に費用を充てる条件も、町に申請が来た際に伝えようと思う。（事務局） ● 廃棄物の課題を今回の取組と平行して進めていかないといけない。すでに土地を貸している人もいるので、そういった人たちを保護、防衛できる必要性がある。（町民） ● ソーラーパネルを設置している場所で草刈りをしていないところがあり、指導すべきである。ソーラーパネルを設置したら定期的にチェックが必要である。（町民） ● カーポートや、建物屋根であれば、誰かが責任を持てる形になるため、促進という形でもよいと思う。（町民） ● 世の中的に止めることができない動きだと思うので、大空町で全部ダメだと言っても、国民のためにも環境のためにもならない。誰かの責任のもとに建物に付けていく状況を作るしかないと思う。（町民） ● 再エネの設置が可能な場所となると森林になってしまうが、森林を守ることを考えてほしい。ここなら良いとは言いたくない。（町民） ● 個人としては再エネを取り入れてもいいと思う。既存の建物を利用した再エネの設置はありだと思う。（町民）

表 4-12 その他の意見（東藻琴地区）（3/4）

地区	意見
東藻琴	● 専門家の意見を聞いてから町民が意見を出すのが正しくて、何も分からないままワークショップを開くのは順番が違うのでは。（町民） ● 太陽光パネルをよく目にするが、所有者も不明で不気味さすら感じ、正直嫌悪感がある。先日も急に伐採が始まった山があり、不安を感じる。（町民） ● 設置を許容できる条件としては、設置者が大空町の町民であること、設備規模は10kW以下であることが適切である。（町民） ● 農地は余っていない状況なので、農地を転用して太陽光発電設備の設置が進むことは考えにくい。（町民） ● 今後は耕作のしにくい土地も増えていくから、そのような土地では太陽光発電設備の設置が増えていくかもしれない。（町民） ● 住民が、自らで電気を使用（自家消費）するための設置であるなら、問題ない。（町民） ● 水力発電が小さな小川でもできて効率が良いと聞くがいかがか。（町民） ⇒ダムに比べると小川でできる規模は複数設置しないとといけない。これについても生物、植物に影響はある。（事務局） ● 町では、カーボンニュートラル宣言を行っており、2050年に向けて、町域から発生する温暖化ガスを実質ゼロとすることを表明している。（事務局） ● 発電事業者は、後始末までしっかりやれる事業者だけに限るべきで、そういった法整備がされていないのはおかしい。（町民） ● 再生可能エネルギーは、PV以外にもあるのでそれを検討すべきではないか。例えば、大きなダムを作らなくても小型の水力発電や地熱発電もある。（町民） ⇒水力発電は、昼間しか発電しないPVと異なり、常に発電できるという利点がある。ただ、水量と落差で出力が決まり、大空町では落差が取れないので、あまり大きな出力が取れない。（事務局） ● 屋根の上に雪が積もっている状態でソーラーパネルは稼働するのか。（町民） ⇒垂直に置けば、斜めに置くより発電量は下がるが雪の影響は受けない。（事務局） ● 設置のコストは実際の発電量と見合うのか。（町民） ⇒事前に計算することは可能である。（事務局） ● 大規模でなくても再生可能エネルギーはできるのではないか。（町民） ⇒技術的観点では、広面積で発電しないと効率が悪くなる。（事務局）

表 4-13 その他の意見（東藻琴地区）（4/4）

地区	意見
東藻琴	● 2050 年の CO₂ 排出ゼロという目標を達成するには、例えば太陽光パネルでどれくらいの面積が必要なのか。根本的な目標数値がわからない。（町民） ⇒トータルでおよそ 19,000kW である。設置場所は土地ではなく建物とソーラーカーポートを想定している。住宅が 11,000kW。事業所が 7,000kW。残りがソーラーカーポートである。 ● 町全体の需要電力の何割をソーラーパネルで賄えるのか。（町民） ⇒細かい数値は出せないが、おそらく 3 割もいかないと思う。（事務局） ● 外国企業に発電事業をやらせること自体が国の制度として間違っている。（町民） ● ソーラーパネルを建設することによる国民のメリットは全くないという意見が様々な地域から出ている。作ることではなく、止めていくための話し合いも必要なのでは。（町民） ● 中標津町で 30ha のメガソーラーが建設されるという事例があり、説明会で次のような説明があったとのこと。「①法律で定められた説明会を開けば住民の賛同がなくても工事は進められる。②行政の許可さえ取れば森林伐採や整地、パネルの設置は止められない。③町には地域協力金という名目で資金が提示され、すでに工事申請が出されている。」このことから町では止められないため、署名活動に協力をという訴えがある。今、町でできることはないのか。（町民） ⇒町では条例を定めているが、条例には抑止力はない。（事務局） ● ソーラーパネルについて、事業者は土地を購入してパネルの設置をしているのか。（町民） ⇒購入もあるし、貸すという場合もある。（事務局） ● 森林を守る対策は昨年から取り組んでいると思うが、それがきちんと取り組まれているのか確認したい。今からできることをやらないといけない。（町民） ● 風力発電がいいと言う会社もある。太陽光がてっとり早いと安易に手を出す会社も多い。町民が損しないような防御を図っていかないとけない。（町民） ● 建設に反対なのであればコンサルを入れる必要もないと思う。どういう意見か聞くだけで充分。コンサル料もかかってしまう。その分、植林でもしたほうがゼロカーボンにはいいと思う。（町民） ● 再エネに関しては国の問題が大きく、太陽光発電は企業が設けるためのものになってしまっている。国が規制をかけ、盛り土を作って再エネを推進していかなければいけない。我々地域が声を上げていかなければいけないと思う。（町民）

4.3 町民アンケート

4.3.1 概要

ゾーニングに関する意見を収集するため、町民アンケートを実施した。町民アンケートの概要を表 4-14 に示し、調査票を図 4-6～図 4-10 に示す。

表 4-14 町民アンケートの概要

項目	内容
調査対象者	大空町内の町民：2,000名（無作為抽出）
回答方式	紙面またはweb（Googleフォーム）
期間	2025年12月9日～12月19日
回収率	32%（637部：紙面379部・web258部）

調査票

はじめに、あなた御自身のことについて、おたずねします。

あなたの性別は [どれか1つに○]

1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

あなたの年齢は [どれか1つに○]

1. 19 歳以下 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代
5. 50 歳代 6. 60 歳代 7. 70 歳代以上

あなたのお住まいの地域は [どれか 1 つに○]

1. 女満別地区 2. 東藻琴地区

あなたの（同居している）家族構成は [どれか1つに○]

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親子（二世代） 4. 親・子・孫（三世代）
5. その他（ ）

あなたを含めた同居者の人数は [どれか 1 つに○]

1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人 6. 6人以上

再生可能エネルギーに関するご認識について、おたずねします。(全2問)

【問1】再生可能エネルギーに対して期待することはどんなことですか。〔最大3つまで○〕

- | | | |
|----------------|-------------------|-------------|
| 1. 地球温暖化対策への貢献 | 2. 新たな雇用の創出 | 3. 新たな産業の創出 |
| 4. 新たな景観の形成 | 5. 地域の電気代の値下げ | 6. 停電時の電力確保 |
| 7. 環境学習への貢献 | 8. 新たな観光資源としての可能性 | 9. 特になし |
| 10. その他（ ） | | |

【問2】町内での再生可能エネルギーの導入について、どのようにお考えですか。〔どれか1つに○〕

1. 推進してほしい
2. 町にメリットがあれば推進しても構わない
3. どちらでもない
4. 町にメリットがなければ推進しないでほしい
5. 推進しないでほしい

具体的な理由があればご記入ください

図 4-6 町民アンケート調査票 (1/5)

太陽光発電の導入における留意事項について、おたずねします。（全 1 問）

太陽光発電の導入によって、以下のような影響が懸念されます。

影響	概要
動植物・自然への影響	無秩序な太陽光パネルの拡大により、過度な森林伐採等が発生し、植物や自然に影響が及ぶことが考えられます。
生活への影響	太陽光パネルからの反射光や工事による騒音、廃棄物の発生等により、日常生活に影響が及ぶことが考えられます。
土地・災害への影響	土地が不安定な場所（斜面等）に太陽光パネルを設置することで、土砂災害等の可能性が高まることが考えられます。
景観への影響	眺めの良い場所に太陽光パネルを設置することで、景観を損ねる可能性が考えられます。

【回答例】 以下のように、左右の影響のうち、より留意が必要だと思う方に○をご記入ください。

左の影響	左の影響に かなり留意すべき	左の影響に 留意すべき	左の影響に やや留意すべき	左と右に 同じ程度留意すべき	右の影響に やや留意すべき	右の影響に 留意すべき	右の影響に かなり留意すべき	右の影響
動植物・自然 への影響		○						生活 への影響
動植物・自然 への影響						○		土地・災害 への影響

：

【問 3】 上記回答例を参考に左右の影響のうち、より留意が必要だと思う方に○をご記入ください。

左の影響	左の影響に かなり留意すべき	左の影響に 留意すべき	左の影響に やや留意すべき	左と右に 同じ程度留意すべき	右の影響に やや留意すべき	右の影響に 留意すべき	右の影響に かなり留意すべき	右の影響
動植物・自然 への影響								生活 への影響
動植物・自然 への影響								土地・災害 への影響
動植物・自然 への影響								景観 への影響
生活 への影響								土地・災害 への影響
生活 への影響								景観 への影響

図 4-7 町民アンケート調査票 (2/5)

風力発電の導入における留意事項について、おたずねします。（全 1 問）

風力発電の導入によって、以下のような影響が懸念されます。

影響	概要
動植物・自然への影響	風力発電設備の設置場所によっては、鳥類が風車に衝突する可能性が考えられます。
生活への影響	風車が回ることによって発生する音・周波数・羽根の影等により、日常生活に影響が及ぶことが考えられます。
土地・災害への影響	土地が不安定な場所（斜面等）に風力発電設備を設置することで、土砂災害等の可能性が高まることが考えられます。
景観への影響	眺めの良い場所に風力発電設備を設置することで、景観を損ねる可能性が考えられます。

【回答例】 以下のように、左右の影響のうち、より留意が必要だと思う方に○をご記入ください。

左の影響	かなり影響に 留意すべき	左の影響に 留意すべき	やや影響に 留意すべき	左と右に 同じ程度留意すべき	やや右の影響に 留意すべき	右の影響に 留意すべき	かなり右の影響に 留意すべき	右の影響
動植物・自然 への影響					○			生活 への影響
動植物・自然 への影響							○	土地・災害 への影響

⋮

【問 4】 上記回答例を参考に左右の影響のうち、より留意が必要だと思う方に○をご記入ください。

左の影響	かなり影響に 留意すべき	左の影響に 留意すべき	やや影響に 留意すべき	左と右に 同じ程度留意すべき	やや右の影響に 留意すべき	右の影響に 留意すべき	かなり右の影響に 留意すべき	右の影響
動植物・自然 への影響								生活 への影響
動植物・自然 への影響								土地・災害 への影響
動植物・自然 への影響								景観 への影響
生活 への影響								土地・災害 への影響
生活 への影響								景観 への影響

図 4-8 町民アンケート調査票 (3/5)

守りたい自然環境・景観について、おたずねします。（全1問）

【問5】お住まいの地域で守りたい自然環境や身近な景観、気に入っている景観があれば次ページの回答例を参考に回答ください。また、具体的な場所・位置・眺める対象物について分かる範囲で地図に書き込んでください。

【自由記述】

【地図への書き込み】



出典：(C) NTT インフラネット株式会社を基に作成

図 4-9 町民アンケート調査票 (4/5)

【回答例：自由記述】

朝日ヶ丘公園から見た田畑の景色、豊郷橋から見た網走川の景色、女満別神社の社寺林 等

【回答例：地図への書き込み】

眺める場所を●で、眺める方向を↑で記載ください。また、地名・場所の名前・眺める対象物について可能な範囲で記載ください。



出典：(C) NTT インフラネット株式会社を基に作成

以上でアンケートは終わりです。多数の設問にお答えいただき、ありがとうございました。
記入漏れがないか、もう一度お確かめのうえ、この調査票を同封の返信用封筒に入れて、
切手を貼らずに令和7年12月19日(金)までに郵便ポストに投函してください。

図 4-10 町民アンケート調査票 (5/5)

4.3.2 結果

町民アンケートに関して、回答者属性を表 4-15、再生可能エネルギーに関する認識についての回答（問 1、問 2）を表 4-16～表 4-24、再生可能エネルギー導入における留意事項についての回答（問 3、問 4）を表 4-25、守りたい自然環境・景観についての回答（問 5）を表 4-27～表 4-35 に示す。

表 4-15 町民アンケート結果（回答者属性）

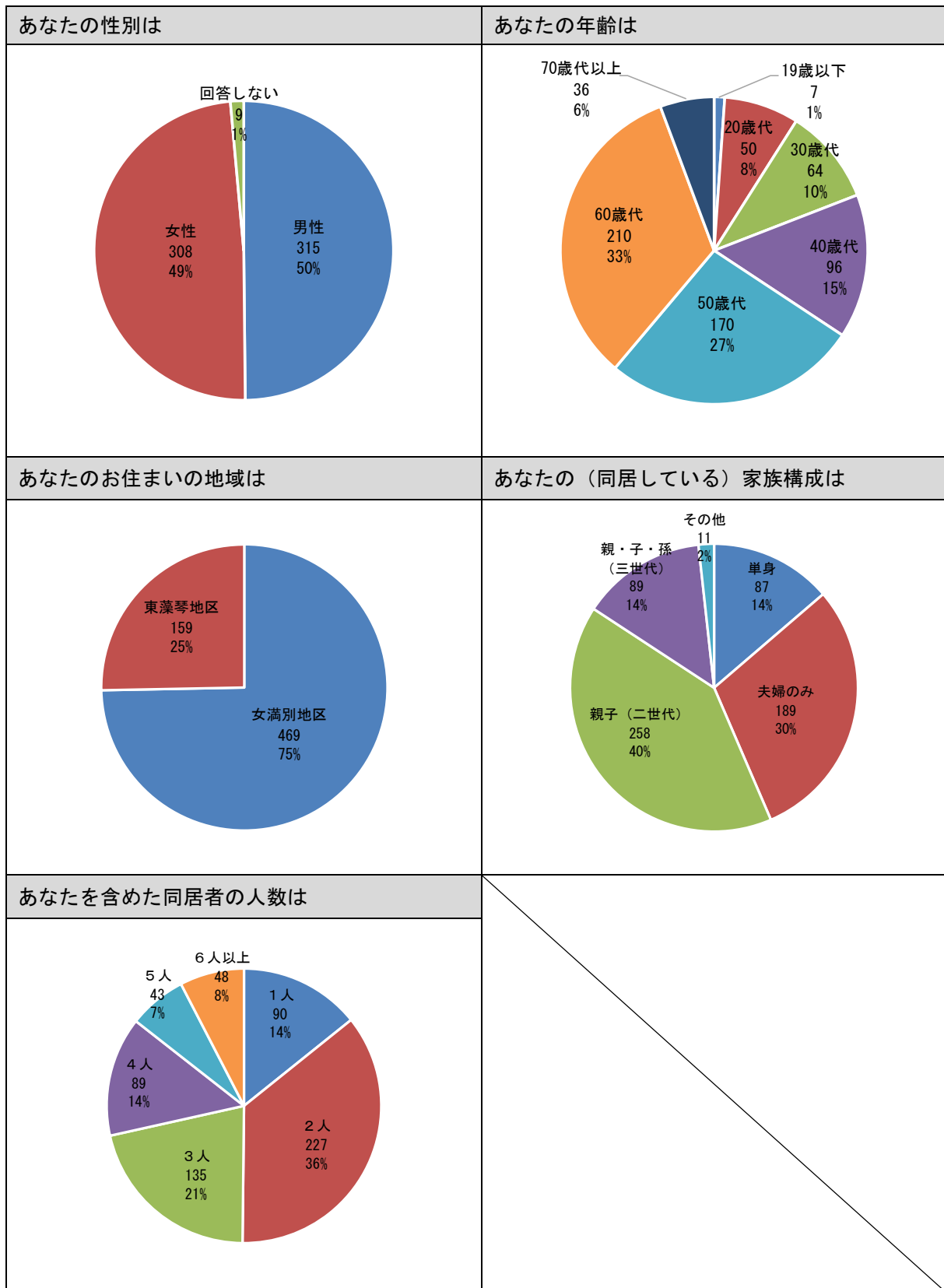


表 4-16 町民アンケート結果（再生可能エネルギーに関する認識）（1/9）

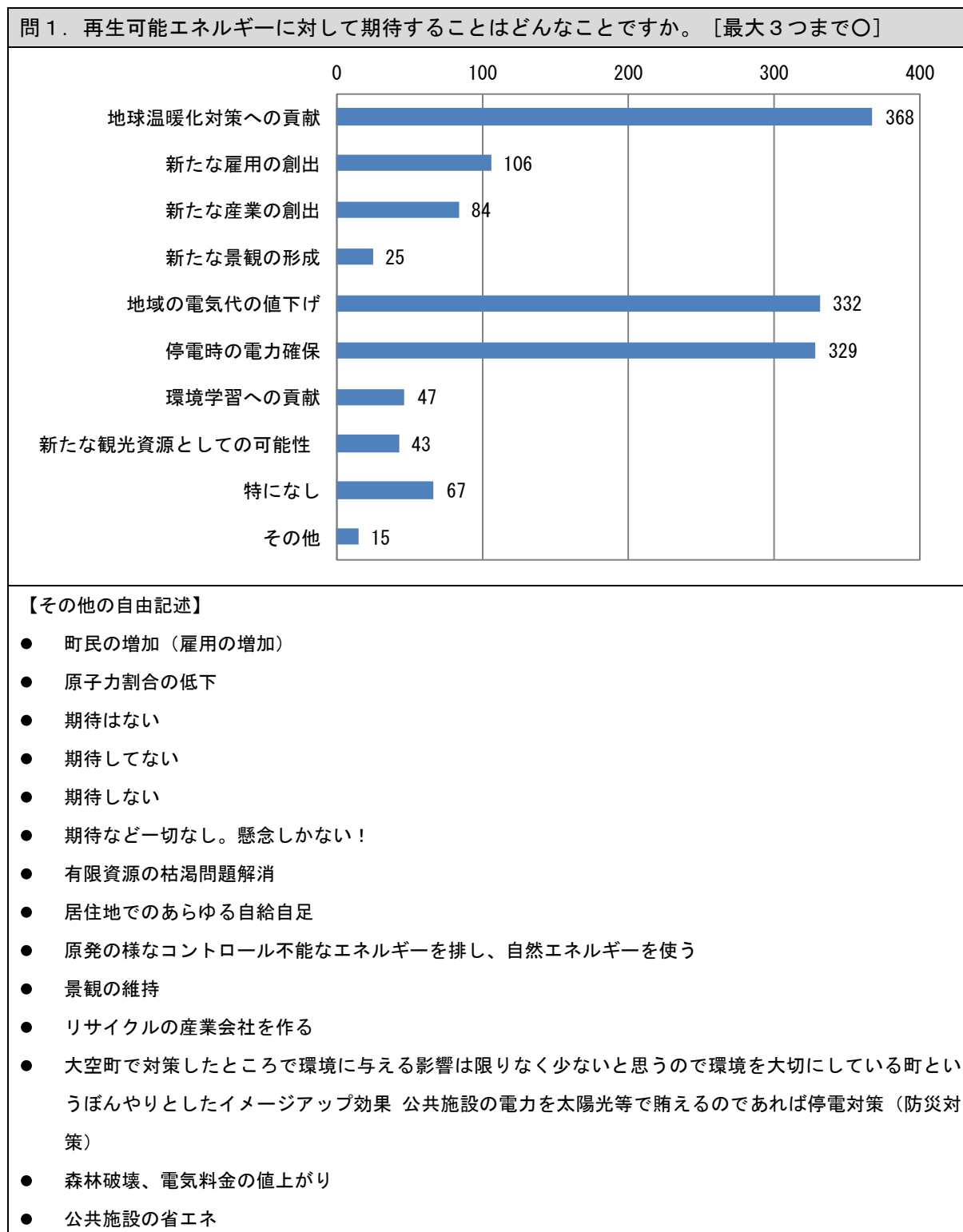
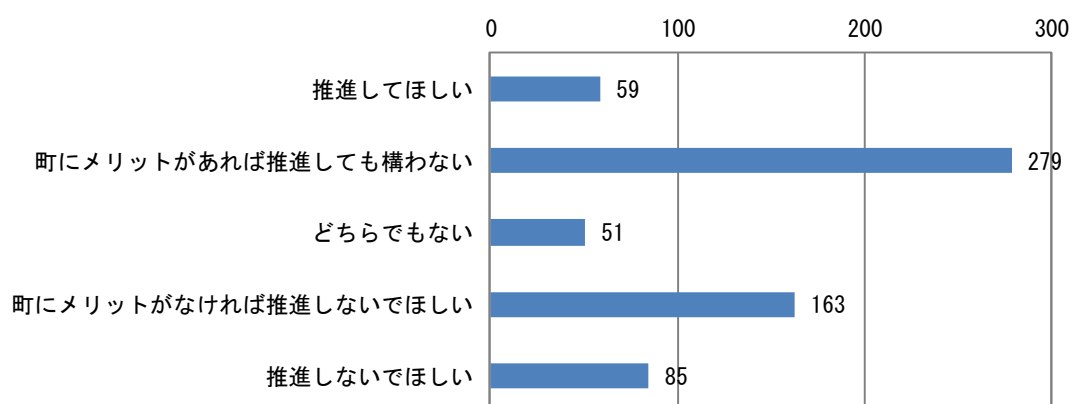


表 4-17 町民アンケート結果（再生可能エネルギーに関する認識）（2/9）

問2. 町内での再生可能エネルギーの導入について、どのようにお考えですか。〔どれか1つに○〕



【具体的な理由】

推進してほしい

- 景観に配慮し、自然を大切に破壊しないようにしてほしい。環境破壊にならないようにすること。
- ゼロカーボンシティ大空町を実現して欲しい。停電時の電力確保できれば尚良い。
- 既に一市町村だけの問題ではない。近隣とも協力すべき。
- 住宅への太陽光をはじめとする再生可能エネルギー設備導入の補助、国の補助制度等を活用し推進して欲しい
- 広い土地を活用できたらいいのと思う
- 公共施設から太陽光と蓄電池を導入していき、防災拠点として活用。公共→民間→住民へ段階的に導入していくのがいいと思います。また地域特性に合った再エネ選択をしていくことが、防災力や地域経済の強化に繋がると思います。
- 国全体としての石油依存度を下げるため、原発以外のエネルギー源の確保のため
- 公正な判断を願います。
- 温暖化に少しでも歯止めをかけないと生活が成り立たなくなると思うから
- 雇用と再生エネルギーの推進、賛成です

町にメリットがあれば推進しても構わない

- 事業の撤退、破綻後の施設の扱いまで考えて、メリットがあれば構わない
- 環境、付近住民との対話を十分にしてから進めてほしい
- ソーラーパネルだらけになるのはよくない。
- 水素製造工場を誘致できれば、雇用の創出が見込まれると思います。必要な電力は太陽光発電を利用できるといいのですが。
- 特になし

表 4-18 町民アンケート結果（再生可能エネルギーに関する認識）（3/9）

【具体的な理由】

町にメリットがあれば推進しても構わない

- 国産の物を使用するなら、賛同できます。
- 大空町は地理的に風の無い地域（町）であります。（発電力は、ソーラーよりも稼働時間が長い事（24 時間）から、望ましいと考えるが、風が無い事で無理、又、騒音の問題も大きく…音の害がでる）ソーラーが対応可能と考えているが、蓄電池を設置し、夜間の（未発電時間の）利用が可能な対策ができる事が重要と考える。
- どういうエネルギーかわかりませんが、太陽光はやめてほしい。風力も作る金が必要になるが、メリットがそこまであるとは思わない。原子力はわからないが、原子力はいいと思う所がある。
- メリットとデメリットを比較検討して欲しい。景観を損なったり、森を開拓する場合はそこに住んでいた動物が絶滅したり町へ出てくる可能性が高まる。
- 解体撤去費用の大部分を町が事業者より運用停止までの間預かる。その間お金は町が運用出来る様な契約が出来ればメリットがあると考え。その後、解体費用の預かり金+事業者負担金で廃棄時の費用に充てる方法もあるのではないだろうか。
- 健康被害などがなければ進めて欲しい
- 遊休地をただ遊ばせて置かず有効利用を進めてもらいたい
- 家庭の電気代が少しでも安くなればいい
- 現在、北海道や東北地方を中心に野生の熊による被害がかなりあります。その理由の一つとして大規模なソーラーパネルの設置などにより熊の生息地が年々少なくなり、餌の確保に困り結果人里に降りてきて、畑や家畜さらには人間にまで被害が拡大していると思います。大空町では今のところ被害はほぼないと思われませんが、大空町も農家がたくさんいる町です。私も農家です。未就園の小さい子もいます今後そのような被害が出ることを、すごく懸念しています。 持続可能な再生エネルギーを推進するならば、そういうところにまでしっかり対策をたてて考えていただきたいです。
- 雪と寒さを利用する産業
- 停電時電気が使えるだけでありがたい。地震でも供給の止まらない再生エネルギーなら良いと思う。
- 景観を守りつつ経費の削減になるようであれば進めてもらいたい
- 極端な自然災害、特に冬の停電時など生命の維持に直結するので前向きに検討してもらいたい
- ゼロカーボン宣言を行ったからという理由で既存の土地をメガソーラーに代替するのを理由になっていないと思う。このままでは危機的状況になるなら推進してもいいが、後に負の遺産となるなら無闇に進める必要はないと思う。
- 未来に向け継続していける事業であってほしいから
- これを導入することにより町の景観を崩したり悪い影響が多く見られるのであれば導入しないほうがいいかもしれないが、これからの地球の為に再生可能エネルギーを取り入れて行くのはとてもいいことだと思います
- 町にメリットがあるなら反対する理由無し

表 4-19 町民アンケート結果（再生可能エネルギーに関する認識）（4/9）

【具体的な理由】

どちらでもない

- モノによる。森林伐採して太陽光とか風力とか意味わからん。森林環境税って何？森林伐採してるのに税金払うの？業者から徴収しろ！
- 導入をしたからといって、何か影響があるとは思えないし、導入したから何かが手に入るわけでもないため
- 推進するためにお金がかかりそう。50年後も安定した仕組みならいいのですが。
- 新たな開発を含む大規模な再生可能エネルギーは推進しないでほしい 公金を投入するのであれば既存の開発済み用地の利用、一般住宅や施設単体向けの太陽光や冷暖房の省エネ化、自家用車、営業車のEV、HEV等推進すべき
- 再生可能エネルギーは必要であると思いつつも、釧路湿原付近への太陽光パネルの設置など、自然を壊すのであれば、それは望むことではない。また、太陽光パネルもそうだが、設置すれば劣化も伴い、何十年か後に莫大な改修をしなければならない。そのようなことも加味した上で進めないとだめなのかと思う。
- この地域の再生可能エネルギーポテンシャルは企業（再生可能エネルギー発電事業者）のためにあるのではない

町にメリットがなければ推進しないでほしい

- 太陽光発電が町民または町政に還元されなければ開発会社の利益に町の土地を開発させられない、ゴルフ場けん説がソーラーパネル建設の布石だと読めない行政にも責任はある
- 環境破壊型のメガソーラーや山間地風力発電は反対！！ヘロブスカイト太陽光発電などの新しい技術導入や技術開発の協力には賛成
- 日本産でリサイクル可能な設備であること
- 純国産、リサイクル可能なものの導入が必須
- 太陽パネルの処分法が決まっていない
- 太陽パネルは絶対やめていただきたい。町がだんだんおかしくなる。
- ゴルフ場の後にメガソーラー建設とするという話題が出ていますが、全国で問題になってるのに新に作るのに反対です。
- 景観が悪くなったり、悪質な業者による太陽パネルの放置や動物への影響を考えるとあまりメリットがないのではと感じる
- 他の地域などで、豊かな自然や美しい田園風景を壊して、太陽光発電の夥しい数のパネルが林立しているのを見るのは悲しい。火災の怖さもある。また数十年後、それらが産業廃棄物となった時の経費が自治体の負担になる可能性なども考えなくてはならないと思うので、軽々に賛成はできない気がする。
- 自然環境や景観を損ねない様に

表 4-20 町民アンケート結果（再生可能エネルギーに関する認識）（5/9）

【具体的な理由】

町にメリットがなければ推進しないでほしい

- ペロブスカイト電池はどうですか？費用は高いけど政府も進めているので先を見るとパネルより良いのではないのでしょうか？
- 再生可能エネルギーにも様々ありますので、具体策（案）が明記されていないので、回答しにくい質問です。
- 太陽パネルは廃棄できない有害物質が気になる。メガソーラーの工事が不安です。強引な感じ。
- 長い目でみた維持費
- 自然がこわされてまでは作らないでほしい。
- 特にメガソーラーは絶対反対！！
- 町内で再生可能エネルギー導入をしたからと、町にどのようなメリットがあるのかと、町内の電気代が安くなる、再生可能エネルギーを導入すると町に助成がおりる、町民にどの様に還元されるのかを知りたい。泊原発が再稼働した場合、太陽光発電や風力発電は必要なのか？外資が入ったり、管理する人が不明なら反対したい。破損した場合、撤去、修繕する費用も町から出さなければならないことも頭に入れておかなければならないと思う。
- 設置することによってどれだけ電気代が安くなるのかの詳細が欲しい。外国資本による設置はのぞまない。
- 特出した産業も無く人口も減少し過疎の状態になりつつある中、太陽光発電、風力発電の導入とありますが、町の資金で建てるのか土地を貸すだけなのか何十年も間のメンテナンス代、不必要になった時の撤去費用などどれだけのお金がかかるのかわからず不安です。未来の子供達に負の遺産は残したくないと思うので
- 大空町は自然豊かでのんびりとした雰囲気が魅力だと思っている。わざわざ自然が損なわれるようなものを建設するなら町にとって重大なメリットがないなら今のままが良いと思う
- 町内で最近 ソーラー発電はよく目につく。再生エネルギーかもしれないが、寿命 25 年程。では、そのソーラーパネルの後始末は法律で定められてはいないし、そのまま放置されたり、風で飛んだりする危険性もある。今 設置している方の責任もあやふやではないか？田舎にソーラー現れても見苦しい。せっかくの美しい風景台なし。
- 主として景観保全のため・特に地域へのメリットがないように感じられるため・動植物への影響の可能性がある
- 再生資源と聞くだけなら良い事の様に聞こえますが長い目で見た時に色々な悪影響がある事に気付いて無いのでは？
- 再生可能エネルギー施設は投機的な動機も多々あるため、町が経営し町内の人員による運営でないと意味が無いと思います。勿論、当初は多少の専門家が必要ですが目標としては前述の様にすべき。
- 陸上での太陽光発電・風力発電は環境破壊するので反対する
- 30 年後を見据えてほしい。

表 4-21 町民アンケート結果（再生可能エネルギーに関する認識）（6/9）

【具体的な理由】

町にメリットがなければ推進しないでほしい

- 景観を損なう恐れがあるため
- 自然環境に影響があるため
- 再生可能エネルギーの方法が判りかねるので判断しにくいですがメガソーラーであれば断固反対
- 自然破壊や動物への影響があるならやめて欲しい。
- パネル等機器の対応年数後等の維持費の増大ほか
- 外資系企業に土地を売り渡すようなことが心配。日本の土地は日本のためにあると思っている。
- メガソーラー・風力発電に関しては導入するメリットがない
- 自然環境を壊さない程度
- 町にというか町民にメリットがないならわざわざやらなくていい
- 大規模太陽光発電は景観、温暖化や結局は毎月の電気料金を私たちが賦課金として徴収されているのでデメリットでしかない
- 最近のソーラーパネル問題をみて環境破壊や動物達への影響を考えると安易には賛成出来ない
- 北海道の素晴らしい景観
- 太陽光パネルの制作工程に大量の石油資源が使われるため、それらが生成するエネルギーと釣り合いがとれてると思えない。 また、自然保護の観点からあまり賛成の立場でない。
- 環境が壊されるのであればやめてほしい

推進しないでほしい

- 自然への影響
- 大空町での大規模なメガソーラーはいらない。個人住宅での設置のソーラーはかまわない。
- ソーラー事業の大半は中国企業が独占しているのでは？そもそもソーラー発電が温暖化対策にならないと思う。
- 電気料に再生エネルギー賦課金が課せられているが、個人は負担が増えているのになんのメリットも感じない。自然を壊して作り、自然の災害にあえばタダのゴミ。それを再生する又は撤去もせず利権の為以外何があるのか？自民党より 2027 年からの新規事業の支援を廃止する方針である事を知り、メガソーラーを作る事業者は少なくなるのでは？
- ソーラーパネルは景観が悪いのでいらないです。わざわざ自然をこわしてまでする必要があるのか意味がわかりません。
- ソーラーパネルだらけの景観などいらない。地球温暖化対策に何ら根拠がないもの。携わる人に恩恵があるだけのビジネスに過ぎないから。
- 影もそこなわれニュースなどでみる他の地域での火災をみておこった場合の対応 寿命がきたときの廃棄はどうなるのか気になります
- 太陽光発電については雪国である地域の設置に適さないと考える。大規模の設置にかかるコスト、維持・管理コスト、どこの会社（国内か）が行うか等不安要素が大きい。

表 4-22 町民アンケート結果（再生可能エネルギーに関する認識）（7/9）

【具体的な理由】

推進しないでほしい

- 自然環境が破壊され災害が増えて行っている様に感じてます。私達にとって何か良い事ってありますか？お教えてほしいです。
- 再生可能エネルギーの中に、海外が有利に働く工作行為があるため（特に中国が多い、太陽光パネル、風力発電）。開発より、森林破壊、環境破壊、動物の生態系が変化してしまう、変化している。
- 最終処分が高額な費用がかかる。環境・景観の破壊。一部の企業がうるおう。
- ソーラー反対！せっかく作ったゴルフ場をつぶさないでほしいです。一時、ソーラーを立てて、そのまま放置されるのではないか。町にゴルフ場があるなんて素晴らしいことなのでゴルフ場を残してください。どうぞお願いします。
- 太陽光発電は、住宅にはメリットがあり、個人の自由なので良いと思いますが、自然をこわし、山や森の中に作ってしまうのは、私は反対です。日本全国ソーラーだらけで、50年、100年先を想定すると負のものだと感じます。
- 断固反対します。こんなのも推進する様なら、町長のリコールを求めます！！メガソーラーパネル設置をして、電気代が下がった話など聞いた事はなく、逆に再エネ賦課金が増額され、電気代は上がるばかりです。全国には風力発電、ソーラーパネルが破損したまま放置されています。環境破壊して、ゴミを増やし、住民からは税金を電気代に乗せて金を巻き上げる。風力発電の設置場所の方の健康被害もかなり深刻なもの。何一つ良い事なし。こんな事をアンケートとるまでもなく、推進しない一択です！
- 既にあちこちで太陽光発電が設置され問題も多いのに、あえて町内で行う理由が分からない。
- 再生エネルギーの導入による生活や自然環境等への悪影響（デメリット）が問題化しているのが今日の状況だと思います。原因は、問題を解決する法整備や自治体の関与が不十分で、施工業者の営利目的が優先しているように思われます。限られた町内の土地や自然を大事に活用していくには、再生エネルギーの導入を慎重に行うべきであり、現状では、同意することは難しいです。
- 太陽光・風力等、自然を破壊する方法は反対です。その後の管理方法も重要だと思います。今すでにある物が撤去する場合でも、責任者の所在等、はっきりさせておく必要があると思います。
- どこにその設備のためのお金があるのでしょうか？もしあったとしても使うところはここじゃないと思います。まず先に住民の意見を聞くためのものなのか、それを聞いて何か変わったことが今までにありました？再生可能エネルギーについて今いろんなところで問題になっているのに今からはじめようと思うこと自体が個人的には理解できません。釧路の自然破壊、太陽光パネル等の処分方法色んなことのニュースを知らないと思っています。
- 静かで自然豊かな土地で暮らしていきたいと思って引越して来たので、太陽光発電には特に慎重になっていただきたい。
- 世界の潮流を見てほしい。地球温暖化対策やSDGsに躍起になっているのは日本（とドイツ）だけ。ランニングコストや処分コスト、自然負荷を考慮すべき。

表 4-23 町民アンケート結果（再生可能エネルギーに関する認識）（8/9）

【具体的な理由】

推進しないでほしい

- 太陽光や風力は天候（日照、風速）に左右され、発電量が変動すること、また生態系への影響で、クマ被害が増大することも予想される。太陽光は夜間は発電不可となることから、効率がさほど良いわけでもない。風力は風況に左右されるし騒音を供う。水力は環境に与える影響が大きく、大規模開発は難しいとされる。ソーラーパネルの処分にも費用がかかる。
- 産業廃棄物になる物を増やすだけだから。再理用できない物は、作ったり持ち込んだりして欲しくはない。エネルギーを使うことばかり考えているのでは？利権はからんでないでしょうか？企業に収益があるだけではないかと思えてしまいますが、どうでしょうか。この土地を、きれいに使わせていただくことを考えたいものです。
- 太陽光発電のパネルの設置時における地盤のゆるみ及び廃棄時パネル処理は、高度の技術と高コストにより太陽光発電には反対！風力発電については、風車の騒音等及び強風時の風車の破壊リスクにより反対！別の土地活用を検討すべき。
- 釧路湿原のような事、大事な場所がなくなる事
- 世界的に観ても一部の国でゼロカーボンに取り組んだ所で無意味だと思うため
- 基本的に太陽光パネルは反対です。自然などに悪いと思われるからです。特に安価な中国産など危険であると思います。どのような性分でどのような作られ方をしているか、考え直すべきです。
- 太陽光パネルは今 廃棄方法が問題になっていることに加え、わざわざ山を切り開いて設置する環境破壊でもある矛盾がみられる。定期的なメンテナンスが必要とされているが、それを上回る経済的メリットがそこまであると思えない。問1にて「新たな雇用の創出」とあるが、どこも人手不足の現状を見ると期待ではなく不安である。これ以上夏が暑くなるのはごめんである。
- 景観がこわれる・人体や地域の家畜に影響がある
- 景観が損なわれる。後世に残る負の遺産となってしまう。処分の仕方が確立されていない。（処分費用も含めて）
- 景観が保てない
- 必要ない
- 太陽光パネル反対
- 現時点で太陽光パネルなどの適切な処分方法が確立されていないと判断するから
- 再生可能エネルギーの普及が電気料金の値上げや逆に自然を破壊して設置している実態もあるから
- 今、ゴルフ場の跡地に、メガソーラー事業の話があり、太陽光には反対です。
- 土砂災害と景観への影響が心配
- 設置費用に対して生み出すエネルギー量が乏しく、コストパフォーマンスが非常に低く感じる。また、今日の再生エネルギーで最も代表的な物は太陽光パネルだが、現状の技術力ではエネルギー損失がとて大きく面積、費用、どれをとっても設置するメリットがないように思えるため。
- 電力供給は 原子力で解決できるから わざわざ環境に悪い太陽光発電を 推進する必要はない

表 4-24 町民アンケート結果（再生可能エネルギーに関する認識）（9/9）

【具体的な理由】

推進しないでほしい

- 例えばメガソーラーはデメリットの方が多いと思うから
- 電気料金の値上がり
- 自然を大切にしてほしい、太陽光パネルはビルの屋上などに設置。
- 補助金や外資との損得関係など、太陽光発電を設置する本当の理由が地域のためなのか疑問を持っている。また、冬は雪が積もって機能を果たさないんだから採算を取れず設置に関するお金の無駄になりかねない。また、鉛やカドミウムなどが地中に浸透し、環境汚染になるのではないかと懸念する。太陽光発電を大手を振ってやるほど効率がいいとは思えないし、数十年後、廃棄や交換、管理などにあてがわれる費用は一体誰が負担するのだろうか。
- 成果がない
- 将来環境破壊など問題が生じそう。
- 太陽光発電とか風力発電とか山あるところ潰して立てて、野生の動物とかの住処がなくなり街とか住宅地に来て人とか襲われたら立てた人は責任取れるんですか
- 再生可能エネルギーと言っても環境を破壊しているだけで寿命が来た時の廃棄物の処分も確立されていないのに再生可能エネルギーの言葉が違う環境破壊エネルギーだ、それと中国が儲けてるだけ。
- 景観破壊
- 自然環境に対する影響の不安

表 4-25 町民アンケート結果（再生可能エネルギー導入における留意事項）（1/2）

問3. 太陽光発電の導入における留意事項について

各影響に対する重要度

動植物・自然	生活	土地・災害	景観
26.7%	23.3%	30.5%	19.5%

問4. 風力発電の導入における留意事項について

各影響に対する重要度

動植物・自然	生活	土地・災害	景観
25.0%	26.1%	30.1%	18.8%

【重要度の算定方法】

一対比較結果より指標別に幾何平均を算定し、4指標における割合を重要度とした。以下に回答例と算定した重要度を示す。なお、回答例の色は重要度の色と対応している。

回答例

影響	数値							影響
	7	5	3	1	1/3	1/5	1/7	
動植物・自然					●			生活
動植物・自然					●			土地・災害
動植物・自然					●			景観
生活			●					土地・災害
生活				●				景観
土地・災害				●				景観

重要度

影響	動植物・自然	生活	土地・災害	景観	幾何平均	重要度
動植物・自然	1	1/3	1/3	1/3	0.43	10%
生活	3	1	3	1	1.73	39%
土地・災害	3	1/3	1	1	1.00	22%
景観	3	1	1	1	1.31	29%

表 4-26 町民アンケート結果（再生可能エネルギー導入における留意事項）（2/2）

【重要度の算定方法】

一般的に、人間が一对比較を行う際は、完璧な一对比較を行うことは困難であり、評価には多少のずれが生じる。したがって、整合度C.I.（Consistency Index）を算出することで、このずれを考慮した。整合度（C.I.）とは、回答者の判断がどれだけ矛盾していないかを指す指標であり、一般的にこの数値が0.1～0.15以下であれば整合性があるとされる[※]）。したがって、整合度（C.I.）が0.1以下となった回答の平均値を重要度とした。

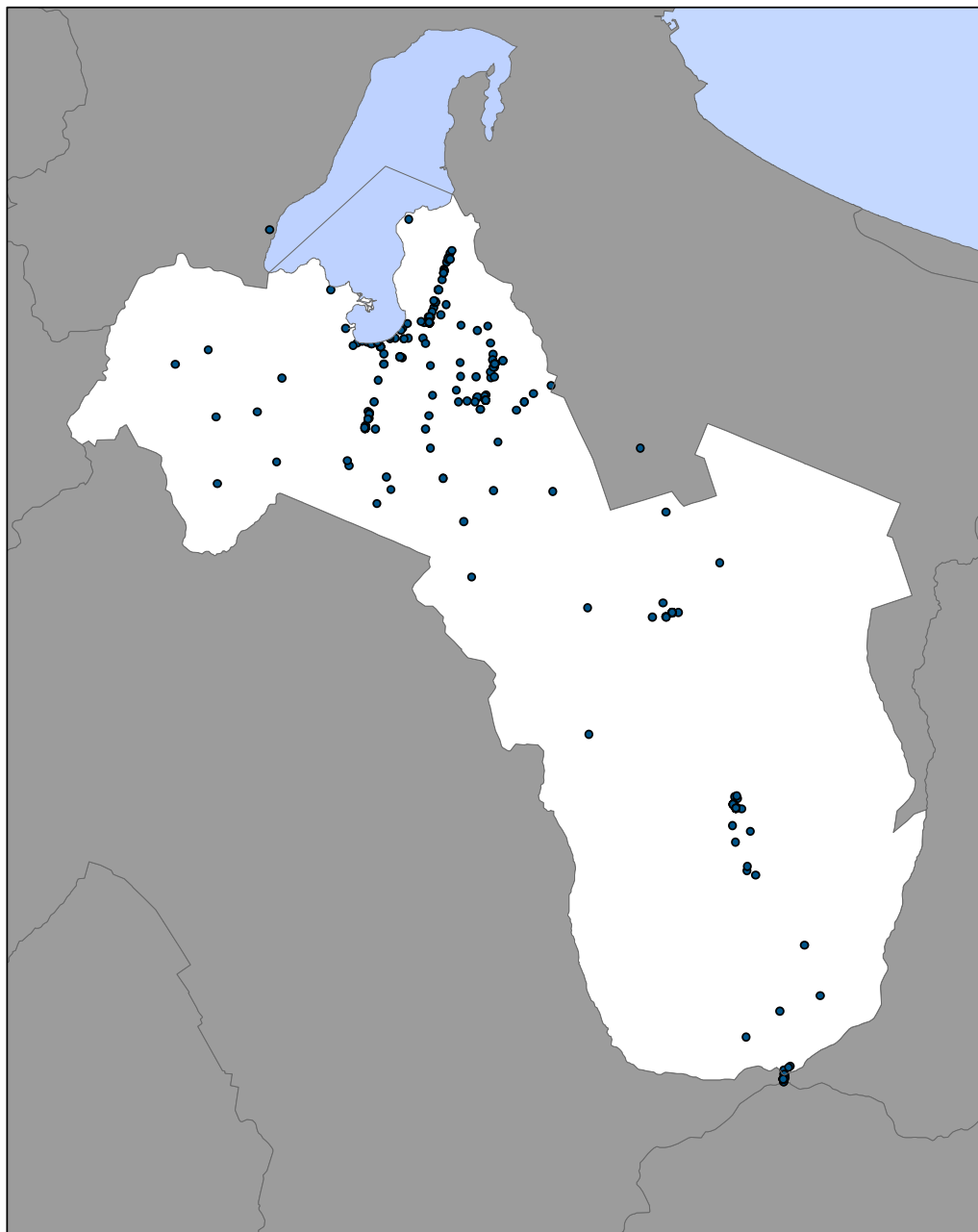
整合度（C.I.）	回答数		重要度の算定
	太陽光発電	風力発電	
0.1以下	218	250	対象
0.1より大	387	352	対象外

※）吉谷「AHP（階層化意思決定法）の整合度に関する基礎的検討」より

表 4-27 町民アンケート結果（守りたい自然環境・景観）（1/9）

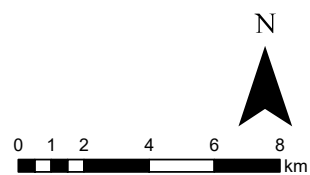
問5. 太陽光発電の導入における留意事項についてお住まいの地域で守りたい自然環境や身近な景観、気に入っている景観があればご回答ください。また、具体的な場所・位置・眺める対象物について分かる範囲で地図に書き込んでください。

【地図への回答】



凡例

● アンケート結果



※) 面的な記載があった場合はをその中心点を図示した。

表 4-28 町民アンケート結果（守りたい自然環境・景観）（2/9）

【自由記述】

- メルヘンの丘の眺め
- オジロワシの生息地。
- 特に無し
- ひまわり畑の景色
- 朝日ヶ丘公園から見た田畑の景色、高台地区の田畑から見た景色
- 女満別湖畔の夕日、あちこちから見える斜里岳
- 全て。これ以上、緑をなくさないでほしい。
- 朝日ヶ丘公園から見た 360 度パノラマ風景
- 田畑の景色
- 芝桜公園から見た景色
- メルヘンの丘に風車が映り込んでもいいアクセントになりそうだなと思う。
- 飛行機の発着時に地上をみた時の風景
- 美幌バイパス経由で大空町に入っすぐの、畑と青空にひっそり見える空港の建物が見えるところ
- 湖畔キャンプ場、メルヘンの丘周辺、国道 39 号線沿
- ひまわり畑、朝日ヶ丘展望台からの景色
- 観光地としても有名なメルヘンの丘
- 藻琴山から見た自然
- 女満別には、空港があり、空から太陽光や風力発電があると、景観が損なわれる。
- 道路から見たメルヘンの丘の眺め、芝桜公園の展望台からの眺め
- 芝桜公園外観
- 大空町全体の自然環境
- 藻琴山の自然
- 朝日ヶ丘公園から見た田畑の景色、女満別神社の社寺林、各地田園風景
- 網走湖畔の天然林と女満別空港発着時の空からの畑と森の海外の様な風景
- これからの大空町民が大空町で生活して行く上で、東藻琴含めた大空町全ての自然環境、景観です
- 女満別ゴルフ場
- 橋から見える網走川、住み着いたタンチョウツル・オジロワシ他の野鳥、朝日ヶ丘公園から見える網走湖、農道から見える畑の風景
- 女満別神社の社寺林
- トマップ公園のひまわり、樹林並木がすきです。大空町はいつ見ても本当に青空がきれいだなと感じます。綺麗な青空と畑の景色が私は大好きです。女満別のパークゴルフ場跡地に大規模ソーラーパネルを建てるという話を聞きましたが、断固として反対したいです。私は元々地元の人間ではありませんが、結婚しこちらに引っ越してきました。いつ見上げてもきれいな青空と、農家の素敵な畑と景色を見ると心が温かくなります。女満別の素敵な景観を壊したくないです。

表 4-29 町民アンケート結果（守りたい自然環境・景観）（3/9）

【自由記述】

- 女満別ゴルフコースの景観、及び施設は維持し、守りたい。外資による太陽光パネル設置計画があるとのことだが、目先の利益を優先する外資の開発は、数十年先の町の景観やビジョンなど考慮しないものと思われる。流れにまかせておけば、女満別の丘は産業廃棄物の山となるであろう。町の未来の為に断固反対し、町政としても屈せずに打開して欲しい。
- 貴重な自然環境はどれかと選ぶことはできません。それぞれが貴重な資源です。
- 女満別湖畔やキャンプ場周辺
- 森林はなるべく伐採しないで欲しいです
- 女満別の良い所は自然や景観であり観光資源にもなっている。今後中央集中になれば自然の景観の需要は更に上がると思う。泊発電が再稼働すれば問題ないのであれば再生可能エネルギーではなく観光などにリソースを割いた方が良く個人的には感じます。
- 全て守るべきだと思います
- 芝桜公園の展望台から見た藻琴山と畑、山園パイロット牧場内草地、藻琴山登山道からの大空町やオホーツク海、女満別東藻琴連絡道路の日進地区あたりから見た田園風景と斜里岳などの山並みやオホーツク海
- 住宅街にある古い公園たち。地元を出た人たちにとってああいう場所は思い出の象徴です
- 太陽パネルや風車の見えない風景
- どんな場所においても、町民が不愉快にならない事を願います。
- メルヘンの丘も良いですが道路挟んでの反対側の畑の風景が好きです！湖畔の夕陽！
- 藻琴川周辺は、オオワシオジロワシの生息地域なので現在の状態を守ってほしい。
- 飛行機が飛ぶ雄大な景色 防風林
- 丘から見るめまんべつ湖畔&花火大会
- 豊里高台から見た網走川の景色
- 風力発電は風がしょっちゅう吹かないこの町ではコスパが悪いと思います。太陽光は車庫が欲しいけど経済的に建てられない方の庭に建てて車庫代わりに使って貰えば一石二鳥
- 飛行機の離着陸（ひまわり畑も）、メルヘンの丘の夕陽風景
- 守りたくないところがありません
- 近年増えてきているメガソーラー施設を見るたび山や川は出来るだけいじらない方が良いと感じます。
- 東藻琴神社から見る穏やかな街並み、山々の風景
- 道路から見たメルヘンの丘の景色、朝日が丘公園から見た田畑の景色、湖畔の静かな水面の景色
- 太陽光パネルを町が設置することには反対です。必ず負の財産になってしまいます
- 女満別神社の桜の木
- 夕陽台から見た町の景色、セブン横の坂から見下ろした緑
- 小清水女満別線から見た畑や斜里岳
- 全地域に広がる田畑の景観

表 4-30 町民アンケート結果（守りたい自然環境・景観）（4/9）

【自由記述】

- 朝日ヶ丘公園から見た田畑の景色
- 山園地域雨量観測所近くの駐車場からオホーツク海の景色
- 太陽光パネル、風力発電ともにいりません。原発の再稼働が決まると思うのでそちらで電力はまかなってほしい。
- 自然の中に人工物はいらなと思います。風力発電は、設置する所で景観も良いが、大空町には合わないと思う。
- 女満別町内からみえる藻琴山や空港やひまわり、田園風景
- 道の駅後ろの芝生から見た畑
- その辺の畑すらも美しい
- 藻琴山が見える景色
- 山の中の小さな川。
- 動物とかの居場所
- 網走川の水産物
- 女満別から東藻琴へ向かう際の山々の景色。主要な道路から見える農村景観全て。
- ゼロカーボンシティ大空の実現という事であれば現状の前提データを示してほしい（どこかで公開されていたらすいません） ・現在の CO2 排出量の定義、総量と内訳 電気（そもそも CO2 を出す発電所がない大空町は CO2 を出していないが）、化石燃料（ガス、灯油、ガソリン、軽油）家畜由来の量を営業用、自家用にわけて ・大空町内で吸収している CO2 の総量 ・温室効果ガス排出量ゼロを目指すにはどの程度の再エネ導入が必要なのか（発電量、その発電を実現するための発電所規模パネル面積風車の数など） そもそも温室効果ガス排出量ゼロを各自治体の目標にすることには地域格差が大きすぎて意味がないと思う（田舎のほうハードルは低いと思うが田舎が0になったところで環境への影響も無いに等しい） もっと広域で考える事ではないか 都市部で排出される CO2 は人の住んでいない場所で環境を破壊しながらでも発電して実質ゼロを目指しますと言ってくれたほうが賛否は別として個人的には腑に落ちる メガソーラーの問題が各地で噴出している中、乗り遅れて推進するなら今後問題になるであろうパネルリサイクルのプラント誘致などのほうがエコに思える（CO2 を排出しないプラントでリサイクル原料を回収しより効率の良いパネルを製造する技術が実現しているというニュースを目にしました）
- 朝日から見た自然豊かな景観
- 朝日のあたりの畑を走る道から、連なる畑や網走湖を一望できる景色。
- 野鳥 動物が多い地域 守りたい環境は全てです。
- そもそも回答例が女満別の事例ばかりに不信感です。藻琴山を望む末広高台大進高台地区。
- 女満別神社
- 湖畔の水辺に繁る大木たち

表 4-31 町民アンケート結果（守りたい自然環境・景観）（5/9）

【自由記述】

- 大空町内のすべての農地・森林・湖・川。人が開発していても自然の割合が多い・管理が行き届いている・地域経済・生活に必要な場所（農地・公園・ゴルフコース・空港・寺・墓・水源）
- 藻琴山から下りてきて芝桜が広がっているところ
- 貴重な生き物や景観が沢山あると思います。可能であればこれ以上森林伐採がすまない事を願います。
- 朝日ヶ丘公園から見た景色
- 女満別湖畔の自然環境
- 湖を汚染されないように守りたい
- すべての自然環境、景観を守ることが必要。質問をするなら守らなくても良いと思う自然環境等を例示せよ。アンケート内容に問題あり。
- 網走へのバイパスにより、まずは景観・自然環境が変化してしまう事が淋しく思います。
- 道の駅のとこ
- 町全体が自然環境や景観に優れた町である！
- 高台の農地のひろがりが高台で見る星空、文化会館と駅前の桜
- 女満別ゴルフコース、ひがしもこと芝桜公園
- 藻琴山の水源地から広がるすべての森
- 朝日ヶ丘公園から観えるすべての景色
- 丹頂がやってくる網走川、トマップ川周辺の景色
- ソーラーは入りません。風力も入りません。中国系資本も入りません。
- アンケートの趣旨が意味不明ですー問3 問4、上っ面だけの質問なら要らない！何を問いたいのか？アンケート用紙も安い紙にしてください！経費のムダ
- 大空町女満別地区は本当に素敵な場所が多くどこの場所も大好きです。景観をそこねるだけではなく動物、自然に優しい町であって欲しいのでパネル、風力発電は個人的には反対ですが役場や公共施設の屋上等に設置、町に少し、町民に少しでも災害時用に役立てられるなら。。。。
- 呼人と女満別の境から道の駅までの国道39号線 国道からの眺め、右も左も
- 国道からのメルヘンの丘の眺め
- 網走湖まわり ・住吉神社 ・畑の景観 ・網走湖まわり ・全ての山の景観 ・白樺並木
- 女満別地区からの夕日
- ひがしもこと乳酪館とパークゴルフ、芝桜公園、藻琴山、メルヘンの丘
- 季節によって楽しめる女満別湖畔からの景色
- 駅周辺～たて穴式住居の桜の時期の景色が好きです。
- 飛行機とひまわりのコラボは女満別ならではの、自慢できる1コマです。
- 再エネ設備で藻琴山が美しく見えなくなることを懸念します。
- 朝日ヶ丘展望台から見た網走湖
- もこと山
- 斜里岳

表 4-32 町民アンケート結果（守りたい自然環境・景観）（6/9）

【自由記述】

- 大成地区道道から見たパノラマ景観
- 朝日ヶ丘公園からの景色は絶景です。ぜひ残して下さい。
- 景観保全、地域保全、国土の維持保全が第1であろう。騒音の問題、景観を注視した時、風力発電は無し。余剰発電、電力の竹田に努力、利活用が求められる事である。地域全般を守っていく事が、今の我われに託されている事と考えます。
- メルヘンの丘からの眺め一手軽な観光として大切だと思う
- 芝桜公園の景観も守りたい
- 女満別ゴルフ場からみえる網走湖を見るのがいい景色
- 道々から見た芝桜公園
- モコト山より見た屈斜路湖
- さくらの木。ほっとする昭和の思い
- 自然豊かなこの町にその様な企業誘致して私達町民が幸福度を感じられる未来があるのでしょうか。今ある自然景観がどれをとってもすばらしいと思っています。
- メルヘンの丘からの眺望がより良く望めるレベルにタワー展望台、又は回転観ラン車等の設置が有れば、観光客の集客が増えるのでは無いか！
- ゴルフ場からの湖の眺め
- メルヘンの丘から湖の方への眺め
- オホーツク自動車学校
- 朝日周辺の森林エリア
- 女満別ゴルフ場 ソーラーパネル破損からの有害物質の水質汚染
- 藻琴山からオホーツク海へと広がる樹林
- 空港（リサイクルセンター前）のひまわり畑はきれいなのですが…ゴミ出しに行くと見学の方が車をとめています。（駐車違反）折角、きれいな花を見に来ているのだからマナー、ルールを守ってほしいです。
- 網走湖畔と湖の自然環境と資源（ワカサギ・白魚・しじみ）
- わざわざゴルフ場にソーラーを立ててなくさないで下さい。ソーラー反対です。ゴルフ場の存続をお願いします。
- 自慢のメルヘンの丘の眺め
- 近くて行けるきれいなゴルフ場
- 公園の景色
- 作家 佐々木譲さんの記事です。今、現在の風景が一番かと思います。問2の理由でもあります。（記事を印刷した紙の貼り付けあり）
- 風力発電反対です。さまざまな影響により、良い事はないと思います。
- 朝日ヶ丘公園～夕日がきれいです。晴れた日は知床連山など大パノラマで最高です。
- 町内全域です。壊されて良い自然などないからです。
- 森林全般、デザイン性の高い建物

表 4-33 町民アンケート結果（守りたい自然環境・景観）（7/9）

【自由記述】

- 今、現在ある観光地、自然等を大事にしつつ、設置に問題のない場所に設置するのであればいいと思う。
- 東藻琴旭台道路から見る藻琴山
- 芝桜公園から見た藻琴山
- 豊作神社の桜
- 豊郷橋から見た網走川
- 女満別駅、花火大会のためこのへんはやめてほしい
- 住吉停線から湖を見る
- 農村景観
- 藻琴川でツルが見れる、山園でキツツキを見た、女満別湖畔で白鳥が見れる
- 女満別湖畔 自然にどうしても手を加えるなら、良い方向になる様をお願いしたいです。元に戻す事はできませんので、熟考を重ねて欲しいと願います。
- ツルが住みついているところ（本郷）
- 自然が観光資源の町だから、そういった物を置ける場所は無いと考えます。
- 酪農館～パークゴルフ場周辺
- 眺湖台周辺の畑、道の駅周辺の景色
- 東藻琴から網走方面は冬にタンチョウや白鳥が来るので、毎年楽しみにしています。車を停車して写真を撮る方が多いです。その他の地域でもシカ、エゾリス、タヌキ、キツネなど様々な野生動物をよく見かけます。
- 道路から見たメルヘンの丘と、真逆の景色も案外きれいだと思う
- 女満別ゴルフコースも人気があるので、残したほうがいいと思う
- 湖畔から観る湖や周辺の木々、砂浜
- 国道 39 号線、空港線、網走川、トマップ川近辺の畑で見られる野生の鶴の家族たち
- 使用していない広大な土地があれば植林をして木を増していく。地熱発電の方が昼夜天候問わず発電できる、温泉が出るので向いている。太陽光は屋上にすると良い、自然の中では影で発電に不利。風力は無し。
- 夕日台からの眺めは良いと思います（住吉・網走湖）
- メルヘンの丘からの眺め、畑の木、のうさいの前は良いと思う
- 朝日展望台からの眺めも良いです。環境も。あまり行かないですが
- リスの森の行く途中も味があるかなと
- 女満別停車場線住吉方面から見た街並み
- 東藻琴市街地区の住宅二階よりモコト山を眺める景観が好きです。（※自宅前が町道なのでモコト山が良く見えます）
- 藻琴山から下って来て見る芝桜公園の全体の景
- 大空町全て!!
- 網走湖キャンプ場の奥の道路（水ばしょう）
- 空港周辺（夜は星がきれい）

表 4-34 町民アンケート結果（守りたい自然環境・景観）（8/9）

【自由記述】

- メルヘンの丘は特に観光客のモラルの悪化を感じますので、農家の方への配慮をして頂きたいし、通行の妨げとなる行為が見られる！
- 朝日ヶ丘
- 大麦畑（ビール麦）
- 古梅のシラカバ
- 湖畔周辺の自然環境保護
- どの景観も良さがそれぞれありますので、守りたい景観としてとくに限定するということは、それ以外の場所なら守らなくていいということでしょうか？個人的な好みということではなく？全てが影響しあって成り立っているのです、全て守りたいです。守らなくて良い景観はあるのでしょうか？これは、守らなくてよい場所をうき上がらせるための質問でしょうか？
- なるべく開発を進めず、現状維持を希望します。
- 人工物はあまり自然の中に作ってほしくない
- 全て守りたいです。毎年、木々が減り、自然は少なくなっています。人の都合で、ここは守りたい、ここはそうでもないみたいなことで片付けられるのでしょうか。ここにいるのは人間だけではありません。
- 春の豊住神社の桜
- 夏のひまわり畑から見える飛行機
- 秋～冬の藻琴山等、山々の色どりの変化
- 朝日ヶ丘公園から見た斜里岳などの山々
- 朝日ヶ丘公園から見た網走湖の眺め及び斜里岳知床連山の眺め
- 日進からの藻琴山、斜里岳、知床連山の景色
- 女満別湖畔のミズバショウ群生地
- 小清水女満別線から見たひまわり畑の眺め
- 女満別湖が近いので山をけずってほしくない、河川、湖がよごれるような事はしてほしくない、わずかな自然を大事にしてほしい、植物のよしも水をきれいにしているときいた
- 運動公園から大車に向かう農道から見える景色、冬の白鳥、天気の良い日に見える斜里岳、藻琴山の風景
- 藻琴山登山道から見た東もこと網走方面の景色
- 広い牧草地から美幌網走等が見え牧草地が美しい
- 全方位全方向→不用と考える！何なら湖畔がオホーツク海側に原発を誘致してはどうか？
- 太陽光については、住宅屋根、公共施設敷地以外には不要であると思います
- 女満別湖畔、メルヘンの丘、芝桜公園などの観光名所のほか、自然豊かな大空町は街並みや田園風景などは全てが守るべき景観だと思います。再生可能エネルギーの必要性はわかりますが、町民の意向を必ず確認して進めるべきだと思います。

表 4-35 町民アンケート結果（守りたい自然環境・景観）（9/9）

【自由記述】

- 網走湖女満別湖畔からの景観、メルヘンの丘の眺め、朝日ヶ丘公園から見た田園風景
- ゼロカーボンシティーをうたっているが、再生可能エネルギーの前に秋の畑の野焼きで出る CO2 がいくらか調査し、発生させない方法を示さなければ、再生可能エネルギーありきの茶番にすぎない。
- どこにもおいてほしくない。負の産物である。どこにあらうと不愉快。太陽光パネルを置くくらいなら芝桜公園の作業をボランティアに頼らず、しっかりと予算を取り、適切な雇用をするべきだと思う。様々な問題点がみつまっている太陽光パネルをなぜ推進したいのか理解できない。町や道、国においてもメリットがない。それよりも若者が住みたい町を目指す方が有意義
- 景観よりも、野生動物の生息地に配慮してほしい
- 藻琴山から眺める知床連山がとても美しい
- 大わしが集まる芝桜公園
- 藻琴川周辺に集まる鳥（オオワシ、オジロワシ、タンチョウ等）
- 西倉坂西宅から大進からの東藻琴地区
- 大空町の町営温泉からながめる下の運動公園のながめ
- 東モコト芝桜公園周辺道路からながめる公園全体の様子
- 女満別湖畔の春先の遊歩道と水ばしょう
- 風力発電は不眠頭痛、めまいなどの原因になるので東もこと地区には設置しないでほしい
- 緑とチーズの里ふれあいパークからの眺め
- 西倉高台、上等地区から観える藻琴山
- 乳酪館から眺める藻琴山の風景
- 網走～川湯線から眺める藻琴山の風景
- 緑とチーズの里ふれあいパークは重要、大好きな場所です。芝桜公園も守りたいです。
- ひまわり、芝桜、ポプラ並木などせっかくの自然はいつまでも残すべき。ここはいなか都会にはなれないのだから良さは残すべき
- 登山道入口の道路から町・オホーツク海をみおろす景色（大空八景）
- ゴルフ場から朝日地区に向かう途中の道から毎年初日の出を観てます。
- 全域じゃね？（近隣市町村含めて）ドライブしてて、太陽光パネルや風力発電見たらガッカリだよ。北海道は自然あつての北海道。たいして意味のない人工物はいらない。

4.4 ゼロカーボン推進委員会

4.4.1 概要

ゾーニングマップの作成にあたり、町民・事業者からなる大空町ゼロカーボン推進委員会より意見を収集した。意見の収集にあたり活用した地域情報収集シートを図4-11～図4-13に示す。

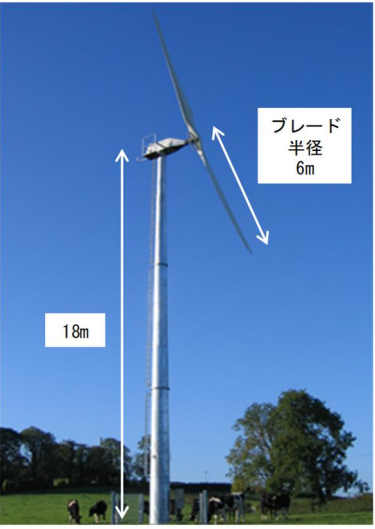
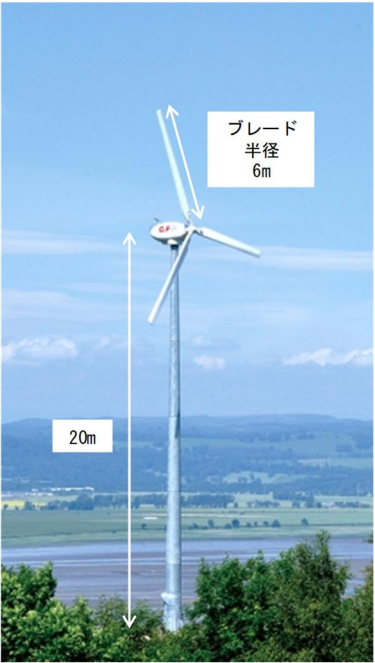
地域情報収集シート（記入例）			p. 1
実施の流れ			
① 例（p. 2）を参考に記入欄（p. 3）にご記入ください。			
② 回答は「1. 自由記述での回答」「2. 地図での回答」の2つがございます。地図上で具体的な箇所等が想定される場合は、「2. 地図での回答」にご記入ください。			
③ 以下のイメージを参考に、「 太陽光発電は50kW、風力発電は20kW 」の規模を想定してご回答ください。			
④ 記入いただいたものは後日メール又はまちづくり推進室窓口までお願いいたします。（メールアドレス：senryaku-g@town.ozora.lg.jp）			
⑤ 次回委員会において頂いたご意見の整理結果を報告いたします。			
参考：50kWの太陽光発電のイメージ（設置面積：500～750㎡） ※想定する設備規模は「低圧と高圧の境界となる規模」を設定			
			
出典：株式会社オービスHP	出典：池戸電気株式会社HP	出典：富岳エナジー株式会社HP	
参考：20kWの小型風力発電のイメージ ※想定する設備規模は「小型風力発電の規模」を設定			
			
出典：株式会社ビズグリーンHPを基に作成	出典：CPowerグリーンエナジー株式会社HPを基に作成	出典：WinPowerHP	

図 4-11 地域情報収集シート（1/3）

1. 自由記述での回答

記入例

田畑への設置は避けた方がよい、傾斜が急な箇所への設置は避けた方がよい 等

2. 地図での回答



図 4-12 地域情報収集シート（2/3）

1. 自由記述での回答

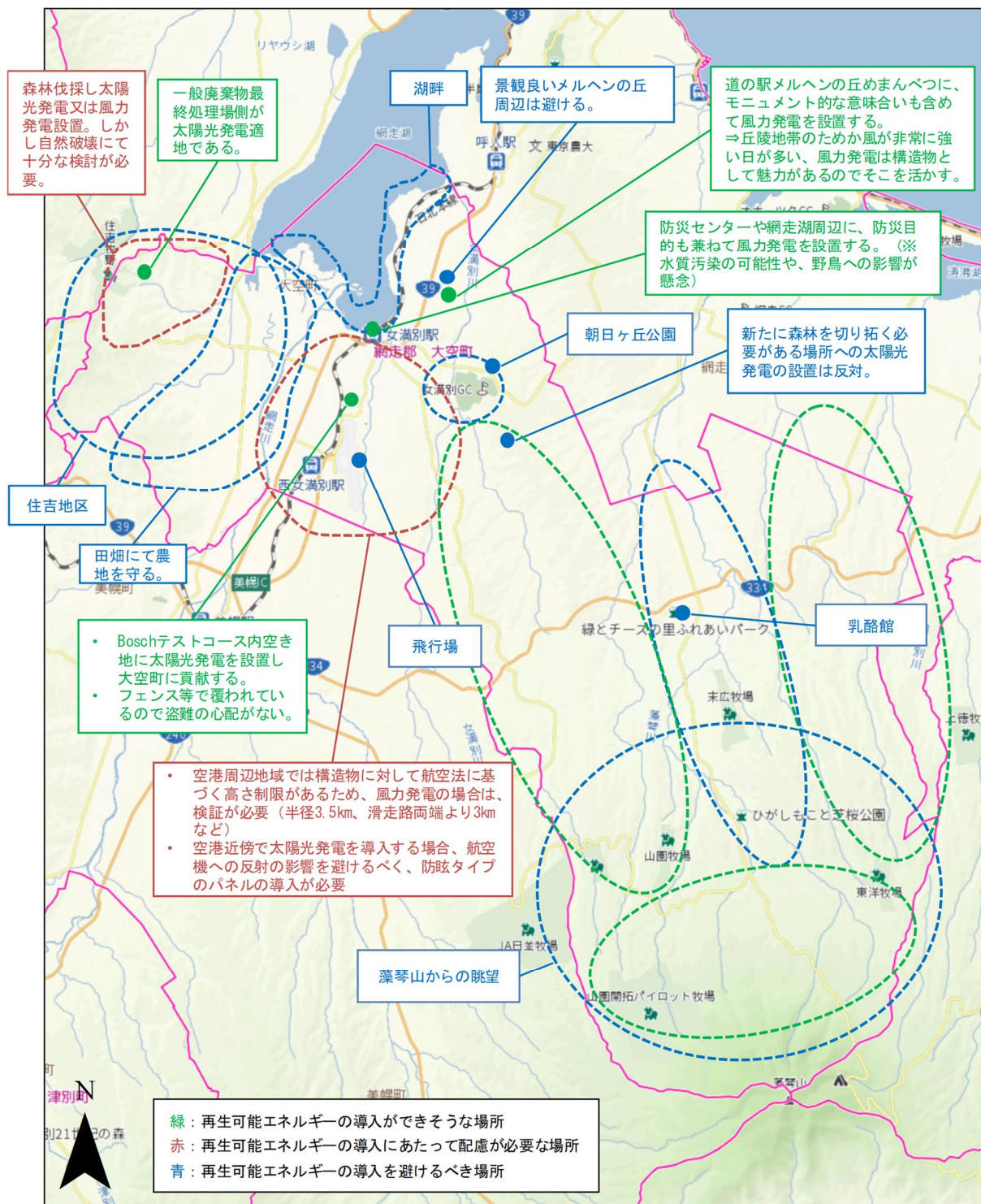
2. 地図での回答



図 4-13 地域情報収集シート（3/3）

4.4.2 結果

大空町ゼロカーボン推進委員会より収集した意見に関して、地図への意見を図4-14に、自由記述の意見を表4-36～表4-39に示す。



出典：(C) NTTインフラネット株式会社を基に作成

図 4-14 地図への意見

表 4-36 自由記述の意見（太陽光）

分類		意見
太陽光	導入 できそうな 場所	● 太陽光発電設置しても良い土地の募集を募ってみる。 ● 廃墟化した施設跡地、建物の屋上、耕作放棄地や埋立地（大空町に存在するか要確認）を活用するのは賛成。 ● 太陽光発電の適地として住吉牧野管理棟前の傾斜地が思い当たる。 ● 既設の空き地などを取得や賃貸してパネルを設置するのはよいと思う。
	注意点・注意 が必要な場所	● 太陽光パネルのエネルギーを利用した新しい営農への投資（冬でも作物や果物栽培できる女満別特産物の生産）マンゴーとか？ ● 太陽光発電について、必要ならパネルはどこに置いても良い。置けるような土地が十分にあるのかが課題だと思う。空港や河川敷など可能な場所があれば良い。 ● 国道、道道、主要町道、指定する観光地などから、ほぼ視界に入らない・入りにくい場所であれば基本的に民有地の設置は可能と考えてよい（視程距離を設定し、満たせば△～○判定となる地域とする）。 ● 設置予定地に周囲の人口密度測定を行い、一定数以下は○～△とし、△は大空町が個別審査する。 ● 設置する隣接地に農地があれば農業委員会が判断 ● 高圧の太陽光発電を町外から企業が設置を検討することも想定し、送電網の現状も把握した中で、区域を決めることも必要と考える。
	導入すべき ではない場所	● 一般住宅については既存の住宅については屋根の耐久性の問題もあり、拡大は難しいと思われます。 ● 新たに森林を切り拓く太陽光発電施設の建設には反対⇒CO₂を吸収する森林を伐採して施設を作るとは、温室効果ガス削減という本来の目的に矛盾しており、土砂災害などのリスクも懸念される ● 観光・産業的に重要な稼働中の施設（ゴルフ場など）をメガソーラーに転換することにも反対 ● 大空八景からの景観を損なう場所への大規模施設の建設にも反対（※設置面積：500～750m²が景観にどう影響するか判断しづらいため、AIでイメージ図を作成してみるとか？） ● 急傾斜地でのパネル設置は避けたほうがよいと考える。 ● 山の斜面などを伐採し新たにパネルを置く場所を設けるのは好ましくないと考える。

表 4-37 自由記述の意見（陸上風力）

分類		意見
陸上風力	注意点・注意が必要な場所	● 住宅、企業、工場、飼育施設・その敷地などから、風車の最大高さの10倍以内（※）の距離に設置は望ましくない。（※10倍以内の距離など、距離基準を定め、それ未満×、それ以上△） ● 環境アセスメントを必須とし、大空町が個別審査すべき。 ● 風力発電についても、どこに設置しても良い。ただし、景観について、設備の外見が美しく保持されるのであれば問題ないと思うが、錆びたり壊れたりして見た目を維持するために莫大な費用がかかるのでは問題がある。 ● 風力発電における影響は各々の人体に発症し又、影響も相違する事もあるので設置する場合は民家等の距離を十分に検討又、影響度を把握する必要がある。
	その他	● 幌延町の風力発電施設では、バードストライク発生確率が低いと予測されていたにもかかわらず、実際には多発して問題となっている。（参考：https://www.yomiuri.co.jp/national/20250822-0YT1T50062/） ● 過去に風力発電構想があり調査したが、風が弱く不適地となり断念した経緯あり。 ● 風力発電については、風車の羽根落下事故や鳥の事故もあり、前向きには検討したくない。 ● 設置コストが高いうえに、耐用年数が約10年と短いことから、技術革新がない限り設置に反対

表 4-38 自由記述の意見（全般）（1/2）

分類		意見
全般	導入 できそうな 場所	● 発電の自家利用は設置可能を前提としてゾーニングを進めるべき（個人、法人の自家利用は基本的に○判定）。
	注意点・注意 が必要な場所	● 再生エネルギーの活用は積極的導入と関連施設の設置制限は対極的となるため客観性が必要と感じます。 ● 設置制限、ゾーニングにあたっては、大空町都市計画マスタープランとの整合を取る必要があるのではないか。 ● 都市計画策定区域内での設置制限を設けるべきではないか。 ● 都市計画公園・緑地、都市公園、その他の公園など15ヶ所、その他、朝日ヶ丘公園、緑とチーズの里ふれあいパーク、のんきっず館、芝桜公園など景観との調和を重視した施設や高齢者・幼児・児童の憩い施設周辺には、設置制限を設けるべきではないか。 ● 大空町地域防災計画の各種災害予防計画の観点から、予防措置に影響が及ばないための設置制限を設けるべきではないか。 ● 大空町観光振興計画、大空町の主要産業の妨げとならないような設置許可要件とすべきではないのか。 ● 大空町まちづくりに関するアンケートによる「工業系地域の土地利用のあり方」では、「既存工業の活性化」や「大規模な整備」、「企業誘致の推進」など前向きな意思表示が73.3%となっている事を踏まえ、準工業地域、工業地域に設置する場合の優遇措置を設け、集約誘導を図ってはどうか。 ● 設置制限にかかる斜面勾配や制限施設等からの距離要件は、崩落の危険性や反射の影響、騒音、野生動物保護等専門家の見識により設定が必要。 ● 可能であれば湖周辺の生態系への影響は考慮した方が望ましい。 ● 景観に関しては、言い出したらきりがないと考えます。必要性があって（大空町の計画として）設置することについてしっかりと住民の理解を求める。 ● 森林を伐採し太陽光パネル設置による電力量とCO2吸収率に影響する対比を十分に検討する必要がある。 ● 大空町は阿寒知床連山に挟まれた田園地帯で丘陵地帯などの風光明媚が売りの町であるため景観を大切にすべきと思う。 ● 関係法令、届け出、基準を満たすものであれば、民間事業にむやみに制限をかける必要はない。

表 4-39 自由記述の意見（全般）（2/2）

分類		意見
全般	注意点・注意が必要な場所	● 市街地を含め想定イメージ以上の設置者が、すでに複数いると考えられ、その整合性を含めると×となる地域設定は難しいのではないかと考える。×地域を設定するのであれば既存設置者にも同様の条件、状況確認、審査を大空町が行うべき。
	導入すべきではない場所	● 田畑、主要道路沿いは避けてほしい。田畑を除くと、山林しか残らないと思う。 ● 適任地は、田畑以外の平地と考えると候補地は多くないと考えます。 ● 森林等を伐採して新たな発電機能を得るより利用可能な空き地に設置する事でコスト削減に繋がる。 ● 太陽光発電、風力発電とも大空八景（ひまわり畑からの飛行機、住吉の高台、女満別湖畔、メルヘンの丘、朝日ヶ丘公園、乳酪館、芝桜公園、藻琴山登山口からの眺望）は不適地である。 ● 女満別湖畔周辺は避けたほうがよいと考える。景観の点で。
	その他	● 前提として、目標達成にどれくらいの規模（エリア）を必要とするのか不明なので、どの程度の感覚で意見すれば良いかに困りました。

4.5 町民意見レイヤーの作成

各町民意見に関して、ゾーニングマップへの反映方針を表 4-41～表 4-43 に示し、これらを図示したもの（町民意見レイヤー）を図 4-15、図 4-16 に示す。なお、これらの重ね合わせにおいては、一次ゾーニングからの緩和を優先しつつ表 4-40 の順で実施した。

表 4-40 町民意見の重ね合わせ順

No	一次ゾーニング からの緩和・規制	町民意見の反映方針		
		一次ゾーニング のエリア	⇒	反映後 のエリア
1	緩和	保全・調整	⇒	促進
2	緩和	保全	⇒	調整
3	規制	調整・促進	⇒	保全
4	規制	促進	⇒	調整

表 4-41 ゾーニングマップへの町民意見の反映方針（1/3）

反映方針				箇所		太陽光 発電施設	陸上風力 発電施設	出典	町民意見
一次ゾーニング のエリア	⇒	反映後 のエリア	方針		要配慮事項（調整エリアのみ）				
促進・ 調整・保全	⇒	促進	緩和	準工業地域・工業地域		●	—	国土数値情報「都市計画決定情報データ（2022年度）」	準工業地域、工業地域に設置する場合の優遇措置を設け、集約誘導を図ってはどうか。（※大空町まちづくりに関するアンケートにおいて、「既存工業の活性化」や「大規模な整備」、「企業誘致の推進」など前向きな意思表示が73.3%となっているため）
保全	⇒	調整	緩和	住吉牧野	樹木の伐採を伴う箇所への設置は避け、防災や環境の保全に必要な措置を講じつつ、関係者との協議のうえ設置すること。	●	—	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	牧野に太陽光発電を導入できそうである。
									牧野管理棟前東側傾斜地に導入できそうである。
									自然破壊を十分検討しつつ住吉地区に導入する。
									住吉地区には導入すべきではない。
									住吉牧野管理棟前の傾斜地に太陽光発電を導入できそうである。
保全	⇒	調整	緩和	大空町一般廃棄物最終処分場	現状の利用に影響を及ぼす箇所への設置は避け、関係者との協議のうえ設置すること。	●	—	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	一般廃棄物最終処理場に導入できそうである。
保全	⇒	調整	緩和	大空地区河川防災ステーション	防災に寄与するための措置を講じ、現状の利用に影響を及ぼす箇所への設置は避けつつ、関係者との協議のうえ設置すること。	—	●	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	非常時を考慮したうえで防災センターに風力発電を導入する。
									防災センター、網走湖周辺に防災目的もかねて風力発電を設置する。
促進・ 調整・保全	⇒	調整	規制・緩和	美幌バイパス	縦型太陽光発電設備の導入を原則とし、関係者との協議のうえで設置すること。	●	—	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	高速道バイパスに縦型太陽光発電を導入できそうである。
									主要道路沿いは導入すべきではない。
促進・ 調整・保全	⇒	調整	規制・緩和	網走刑務所住吉作業所用地	現状の利用に影響を及ぼす箇所への設置は避け、関係者との協議のうえ設置すること。	●	●	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	刑務所跡地に導入できそうである。
促進	⇒	調整	規制	女満別空港周辺	<u>太陽光発電施設</u> 反射光等が運航の妨げとならないように措置を講じ、高さ制限や航空保安無線施設への影響等について、関係者との協議のうえ設置すること。 <u>陸上風力発電施設</u> 高さ制限や航空保安無線施設への影響等について、関係者との協議のうえ設置すること。	●	●	<u>太陽光発電施設</u> 国土数値情報「空港データ（2020年度）」、国土交通省「空港内及び空港周辺に設置される太陽光発電設備による航空保安無線施設への影響検討に関するガイドライン」より、無線装置へ影響を与える可能性が非常に高いとされる1,500m圏内を採用 <u>陸上風力発電施設</u> 北海道エアポート株式会社「女満別空港周辺における高さ制限について」の対象範囲	空港（ビル・駐車場）に太陽光発電を導入できそうである。
									女満別空港周辺は高さ制限に留意しつつ、太陽光発電は防眩タイプとする。
									女満別空港には導入すべきではない。
促進	⇒	調整	規制	朝日ヶ丘公園	観光に寄与するための措置を講じ、周辺環境への影響にも配慮しつつ、関係者との協議のうえ設置すること。	—	●	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	朝日ヶ丘公園に風力発電を導入できそうである。
									観光資源となるように考慮したうえで、朝日ヶ丘展望台に風力発電を導入する。
調整	⇒	調整	規制	道の駅メルヘンの丘めまんべつ	観光に寄与するための措置を講じ、現状の利用に影響を及ぼす箇所への設置は避けつつ、関係者との協議のうえ設置すること。	—	●	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	観光資源となるように考慮したうえで、道の駅（メルヘンの丘めまんべつ）に風力発電を導入する。
									道の駅メルヘンの丘女満別にモニュメント的に風力発電を設置する。

※）町民意見を反映後、エリアも要配慮事項も北海道基準と変わらない箇所や該当地・適地がない箇所は除いている。

表 4-42 ゾーニングマップへの町民意見の反映方針（2/3）

反映方針				箇所	太陽光 発電施設	陸上風力 発電施設	出典	町民意見
一次ゾーニング のエリア	⇒	反映後 のエリア	方針					
				要配慮事項（調整エリアのみ）				
促進・ 調整・保全	⇒	保全	規制	森林	●	●	国土数値情報「森林地域データ（2015年度）」	防風林に縦型太陽光発電を導入できそうである。
								森には導入すべきではない。
								木を切り倒して設置はしないことが望まれる。
								木の伐採を伴う導入はすべきではない。
								森林には導入すべきではない。
								藻琴山には導入すべきではない。
								森林を伐採し太陽光パネル設置による電力量とCO2吸収率に影響する対比を十分に検討する必要がある。
								森林等を伐採して新たな発電機能を得るより利用可能な空き地に設置する事でコスト削減に繋がる。
促進・ 調整・保全	⇒	保全	規制	農地	●	●	農林水産省「筆ポリゴンデータ（2022年度公開）」	田畑には導入すべきではない。
								農地には導入すべきではない。
								田畑には導入すべきではない。
								新たに森林を切り拓く太陽光発電施設の建設には反対。
								田畑は導入すべきではない。
促進・ 調整・保全	⇒	保全	規制	メルヘンの丘	●	●	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	メルヘンの丘には導入すべきではない。
								メルヘンの丘周辺には導入すべきではない。
調整・保全	⇒	保全	規制	ひがしもと芝桜公園	●	●	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	芝桜公園には導入すべきではない。
促進・保全	⇒	保全	規制	乳酪館	●	●	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	乳酪館には導入すべきではない。
促進・ 調整・保全	⇒	保全	規制	ハザードマップ対象地 （洪水浸水区域）	●	●	国土数値情報「洪水浸水想定区域データ（1次メッシュ単位） 2024年度）」 国土数値情報「洪水浸水想定区域データ（河川単位）（2024年度）」	ハザードマップ対象地は導入すべきではない。
								急傾斜地でのパネル設置は避けたほうが良い。
促進・ 調整・保全	⇒	保全	規制	女満別ゴルフコース	●	●	法務省「登記所備付地図データ大空町（2025年度）」	観光・産業的に重要な稼働中の施設（ゴルフ場等）をメガソーラーに転換することも反対。

※）町民意見を反映後、エリアも要配慮事項も北海道基準と変わらない箇所や該当地・適地がない箇所は除いている。

表 4-43 ゾーニングマップへの町民意見の反映方針（3/3）

反映方針	事項	太陽光 発電施設	陸上風力 発電施設	町民意見
追加調査において検討	景観への影響がある箇所 ・景観を重視すべき箇所	●	●	大空八景から見える場所には導入すべきではない。
				ほぼ視界に入らない・入りにくい民有地への設置は可能と考えて良い。
				大空八景からの景観を損なう場所への大規模施設の建設も反対。
				景観との調和を重視した施設や高齢者・幼児・児童の憩い施設周辺には、設置制限を設けるべき。
				風光明媚が売りの町であるため景観を大切にすべき。
				大空八景は導入すべきではない。
	動植物への影響がある箇所	●	●	動物への影響がある場所には導入すべきではない。
				鳥類の飛行ルートや希少種であるシマフクロウの生息地はきちんと把握し、保全してほしい。
				網走湖周辺における水質汚染や野鳥への影響が懸念される。
				湖周辺の生態系への影響は考慮した方が望ましい。
				風力発電は鳥に配慮した形の導入が求められる。
ゾーニングマップ利用時の留意事項 として反映	自身で所有している土地・建物へ設備を導入する場合や発電した電力を自家消費する場合は、ゾーニングマップの対象外とする。	●	●	商店街の屋根に太陽光発電を導入できそうである。
				町中、個人宅に導入できそうである。
				カーポート、建物屋根であれば、誰かが責任を持つ形になるため、導入しても良い。
				住民自らで電気を自家消費するための設置の場合は問題ない。
				廃墟化した施設跡地、建物の屋上に太陽光発電を導入できそうである。
				発電の自家利用は設置可能を前提としてゾーニングを進めるべき。
	自身で所有している土地を促進エリア・調整エリアとしたい要望があった場合、町で個別に判断する。	●	●	太陽光発電に関して、設置しても良い土地を募集する。
	既に設備が導入されている土地が保全エリアとなっている場合は、土地利用方法等を考慮し、保全エリアの該当とするか否かについて、町で個別に判断する。	●	●	導入すべきではないエリアを設定するのであれば、既存設置者にも同様の条件、状況確認、審査を大空町が行うべき。
地域脱炭素化促進事業に関する環境配慮事項 として反映	事業中における設備の維持管理のための工夫をし、事業終了後はリユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること。	●	●	使用している施設の転用を伴う導入はすべきではない。
				設置を許可できるのが、地域住民、地元企業だけなら良い。
				廃棄物処理まで実施できる事業者であれば導入しても構わない。
				ソーラーパネルを設置したら定期的にチェックが必要である。
				風力発電設備の外見が美しく保持されるのであれば問題ないと思うが、錆びたり壊れたりして見た目を維持するために莫大な費用がかかるのでは問題がある。

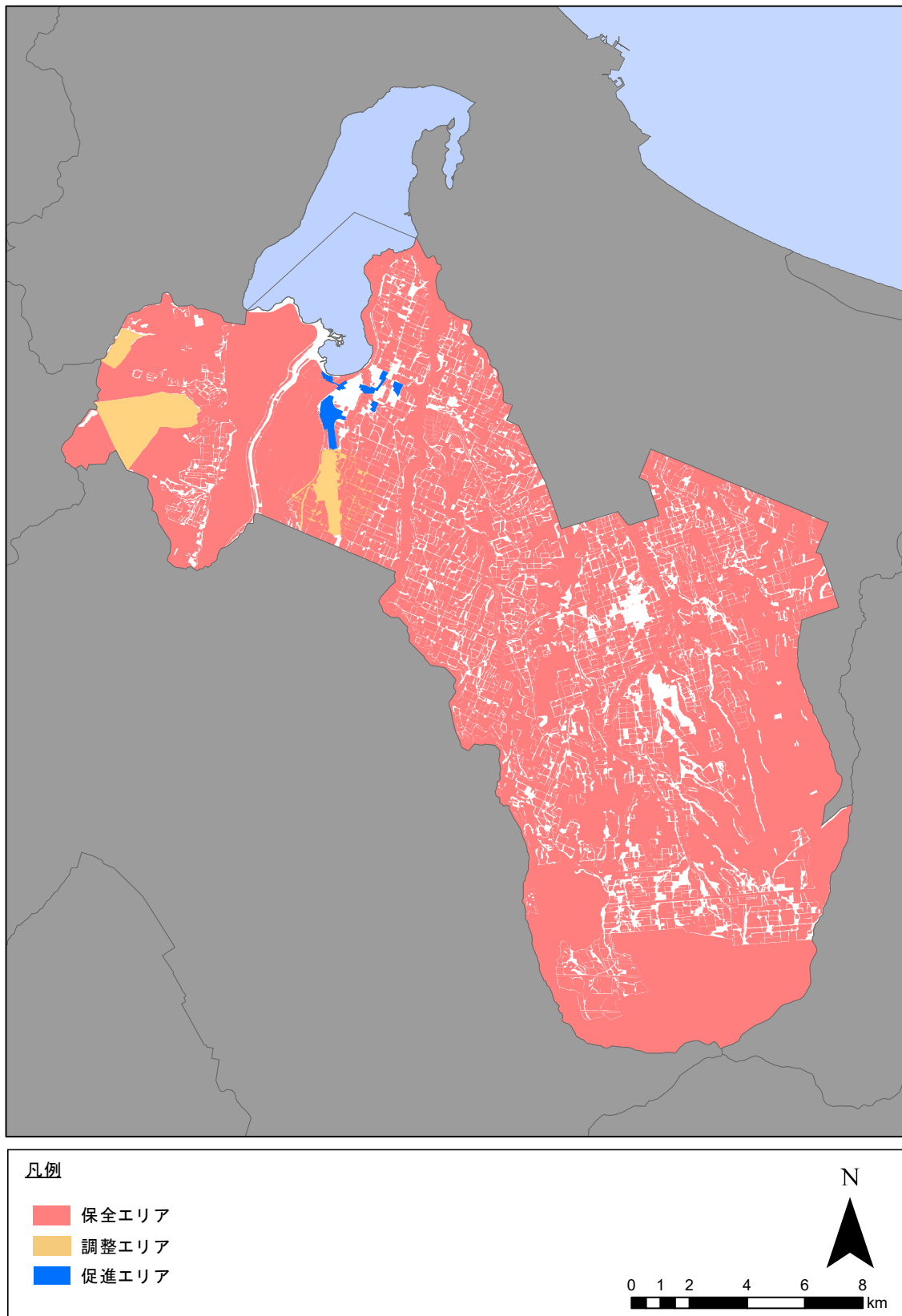


図 4-15 町民意見レイヤー（太陽光発電）

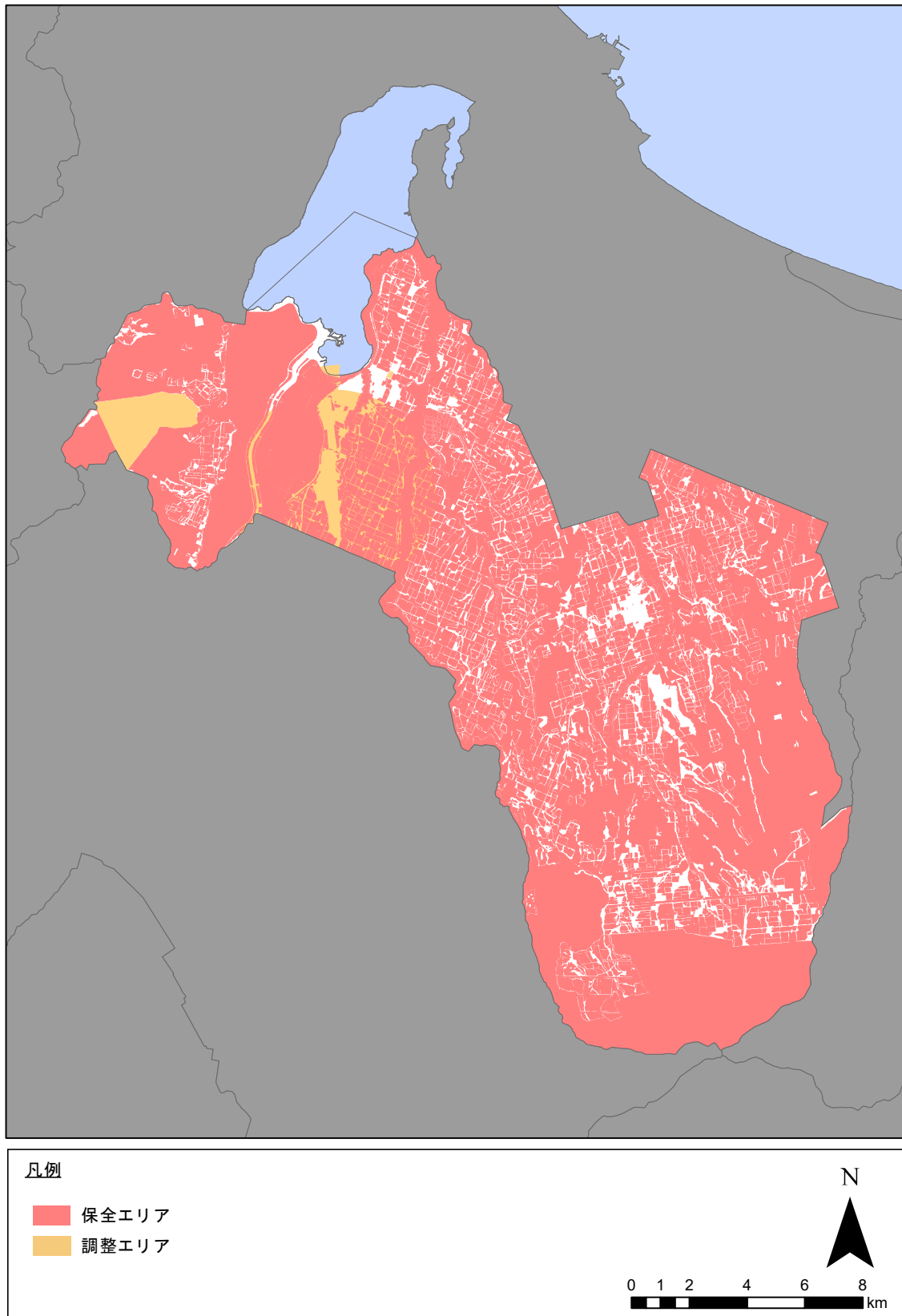


図 4-16 町民意見レイヤー（陸上風力発電）